合志市
こども計画

計画期間

令和７（２０２５）年度～令和 11（２０２９）年度

こうし市
こども
まんなか

令和７年３月　合志市

はじめに

我が国においては、急速な少子高齢化の進行や、共働き家庭の増加による子育ての孤立感と負担感の増加など、子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、これらの問題に対応することが課題となっています。また、虐待やいじめ、経済的困窮、ヤングケアラーなど、多様な状況に置かれたこどもへの対応も課題とされ、取組が進められています。

このような状況のなか、国では「こども基本法」の成立・施行や「こども大綱」の閣議決定、「こどもまんなか実行計画」の制定等、こども・若者に対する法整備が行われ、こども施策を一体的に進めるためのさらなる取組の強化が図られています。

本市では、第１期、第２期子ども・子育て支援事業計画において「ささえあい　健やか・安心・安全な子育てのまちづくり」を掲げ、様々な子育て支援策を進め、この基本理念のもと、地域ぐるみで子育て家庭を支え、子育てを支援し、安心・安全な環境で健やかに子育てができる心豊かなまちづくりに取り組んできました。

しかし本市においても、少子化の進行、共働き家庭の増加に加え、家庭環境や地域におけるこども・子育てをめぐる環境は大きく変化しており、これらの変化に対応すべく地域全体で支援していくことが必要になっています。

このたび、第３期子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として、こども・子育て関連計画を包含した「合志市こども計画」を策定しました。この計画では、「こどもがまんなか　みんながつながる　未来かがやくまち　こうし」を基本理念とし、貧困家庭やひとり親家庭など様々な家庭や困難を抱える若者等を含む、すべてのこども・若者と子育てを行う保護者にとって暮らしやすく、生きる喜びを実感でき、地域全体でこども・子育てを応援するまちの実現を目指しています。また、本市のヤングケアラー支援条例に基づく「ヤングケアラー支援推進計画」についても一体的に策定し取組を推進します。

最後になりますが、各種アンケート調査やワークショップにご協力いただいた市民の皆様、本計画の策定にあたりご尽力いただきました合志市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、関係機関の皆様を通じて貴重なご意見・ご提言を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

そして、本計画を実行していくにあたり、皆様には引き続きこどもまんなか社会の実現に向けお力添えを頂き、基本理念の実現に向けご理解・ご協力をお願いいたします。

令和７年３月

合志市長　荒木義行

目次

第１章　　計画策定にあたって 1
１．　計画策定の背景と趣旨 1
２．　計画の位置づけ・期間 5
３．　計画の策定体制と方法 6
第２章　　こども・若者を取り巻く現状と課題 7
１．こども・子育てにかかる統計状況 7
２．アンケート調査結果等の概要 23
⑥建物が欲しい 50
３．現状と課題の整理 70
第３章　　計画の基本的な考え方 72
１．計画の基本理念 72
２．計画の基本目標と取組の柱 72
３．目標指標 73
４．重点施策 74
１．こどもの社会参画・意見反映の推進 74
２．仕事と家庭の両立支援 74
３．こどもの居場所づくりの推進 74
５．計画の体系 75
第４章　　施策の展開 76
こどもまんなかの社会づくりを地域全体で推進するために 76
Ⅰ－１　こどもの権利を大切にする意識の醸成 76
Ⅰ－２　こどもの社会参画・意見反映の推進 77
こどもを安心して産み育てるために 78
Ⅱ－１　妊娠前からの切れ目のない支援 78
Ⅱ－２　地域及び教育・保育施設における子育て支援サービスの充実 83
Ⅱ－３　多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実 85
Ⅱ－４　幼児教育・保育の充実 87
Ⅱ－５　仕事と家庭の両立支援 88
こども・若者の健やかな成長のために 90
Ⅲ－１　多様な体験・学びの機会の提供 90
Ⅲ－２　こどもの心身の健康づくり支援 93
Ⅲ－３　学校教育の充実 97
Ⅲ－４　家庭や地域の教育力の向上 101
Ⅲ－５　こどもの居場所づくりの推進 104
Ⅲ－６　犯罪からこどもを守る地域づくりの推進 106
Ⅲ－７　こどもが安心・安全に暮らせる地域づくりの推進 108

Ⅲ-８　若者の進学や就労支援の充実……110
多様なこども・若者、子育て家庭のために……113
Ⅳ-１　ヤングケアラーへの支援の充実……113
Ⅳ-２　こどもの貧困対策の推進……114
Ⅳ-３　児童虐待防止対策等の推進……115
Ⅳ-４　ひとり親家庭への支援の充実……117
Ⅳ-５　障がい児や発達面で支援が必要なこどもへの支援……119
Ⅳ-６　困難を抱える若者への支援の充実……122
第５章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策【子ども・子育て支援事業計画（第３期)】……124
１．教育・保育提供区域の設定……124
２．「量の見込みの算定」について……124
３．子ども・子育て支援給付の確保方策……125
４．地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて……129
第６章　ヤングケアラー支援推進計画……137
１．計画策定の趣旨……137
２．ヤングケアラーとは……137
３．ヤングケアラーの定義……137
４．ヤングケアラーを取り巻く状況……138
５．ヤングケアラー支援に関する基本理念と基本方針……142
６．ヤングケアラー支援に関する具体的施策……142
７．支援に関する役割……144
第７章　計画の推進に向けて……145
１．計画の進行管理手法……145
２．市民や庁内及び関係機関等との連携……145
３．こどもの意見聴取について……145
資料編

第１章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

（１）こどもに関する政策の動向

国においては、急速な少子化の進行や待機児童の増加、子育ての孤立感と負担感の増加、幼児期の質の高い教育ニーズの高まりなどの子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成15年（2003年）に、すべての人がこどもを生み育てることができ、こどもたちが健やかに成長できる環境づくりを行う「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。その後、平成24年（2012年）８月に、こどもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築する「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連３法」が制定され、この関連３法に基づき、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度（子ども・子育て支援新制度）が、平成27年度（2015年度）から施行されました。「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村においては、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

その後、国では、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和４年（2022年）６月に成立し、令和５年（2023年）４月に施行されました。12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策について概ね５年間の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、これに基づく年度ごとの実行計画として「こどもまんなか実行計画」が令和６年（2024年）５月に策定されました（実行計画は今後毎年改定）。なお、こども基本法では、都道府県は国の「こども大綱」を勘案し、また、市町村は「こども大綱」及び都道府県こども計画を勘案して、当該自治体でのこども施策についての計画である「こども計画」を策定することが新たに努力義務として課されました。

また、こどもの貧困については、平成25年（2013年）の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」において、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることなど、こどもの貧困対策を総合的に推進することとされており、平成26年（2014年）の「子供の貧困対策に関する大綱」のもと、全国で子どもの貧困対策が推進されてきました。令和６年（2024年）６月には、法改正が行われ、名称も「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」となり、今後、改正法のもとでさらなる取組の強化が図られることとなっています。

加えて、平成30年（2018年）には「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」が制定され、第５条において成育基本計画を策定することが地方公共団体の責務として記載されています。

ヤングケアラーについては、令和６年（2024年）に子ども・若者育成支援推進法において「ヤングケアラーは国・地方公共団体が各種支援に努めるべき対象」として、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と明記されました。

＜こども基本法の概要＞

目的 （第１条）	日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する。
「こども」の定義（第２条）	18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、**「心身の発達の過程にある者」を「こども」**と定義
「こども施策」の定義 （第２条）	**「こども施策」とは、こどもや若者に関する以下のような取組**のこと。 ●大人になるまで切れ目なく行われる**こどもの健やかな成長**のためのサポート （例：居場所づくり、いじめ対策等） ●**子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現**のためのサポート （例：働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置　など） ●**これらと一体的に行われる施策** （例：教育施策、医療政策、雇用施策［若者の社会参画支援含む］　など）
こども施策の基本理念 （第３条）	①全てのこどもについて、**個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないよう**にすること ②全てのこどもについて、**適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障される**とともに、教育基本法の精神にのっとり**教育を受ける機会が等しく与えられる**こと ③全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、**自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保**されること ④全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、**意見の尊重、最善の利益が優先して考慮される**こと ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、**十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保** ⑥**家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備**
地方公共団体関連事項	**【地方公共団体の責務】**（第５条） 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。 **【都道府県・市町村こども計画の策定（努力義務）】**（第10条） 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努める（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表）。 各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能。　※子ども・若者育成支援推進法第９条、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条等 **【こども等の意見の反映】**（第11条） 地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講じる。 聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい。 **【関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）】**（第13・14条） 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努める。

＜こども大綱の概要＞

概要	こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた**「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね**、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの
こどもまんなか社会	こども大綱が目指す**「こどもまんなか社会」** ：**全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会**
こども施策に関する基本的な方針	①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する
こども施策に関する重要事項	**【ライフステージを通じた重要事項】** ○こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 ○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 ○こどもの貧困対策 ○障害児支援・医療的ケア児等への支援 ○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 ○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 **【ライフステージ別の重要事項】** ○こどもの誕生前から幼児期まで（妊娠前～幼児期までの切れ目ない保健・医療確保等） ○学童期・思春期（質の高い公教育、居場所づくり、高校中退予防・中退後支援　等） ○青年期（高等教育、就労支援、悩み・不安を抱える若者等の相談体制の充実　等） **【子育て当事者への支援に関する重要事項】** ○子育てや教育に関する経済的負担の軽減　○地域子育て支援、家庭教育支援 ○共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援

《「こども」の表記について》

「こども基本法」の基本理念を踏まえ、国において平仮名表記の「こども」の使用が推奨されていることから、本計画では、原則として平仮名表記の「こども」を用います。ただし、法令に根拠がある語や固有名詞、他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合は除きます。

（２）計画策定の目的

本市では、合志市として合併する以前、「次世代育成支援対策推進法」に定める「市町村行動計画」として、合志町では、「合志町次世代育成支援行動計画：baby's breath こうし」、西合志町では、「西合志町次世代育成支援行動計画：ひまわりアクションプラン」を平成17年度（2005年度）から平成21年度（2009年度）までの「前期計画」として策定しており、合併後、「合志市次世代育成支援行動計画」を、平成22年度（2010年度）から平成26年度（2014年度）までの「後期計画」として策定し、本市における子育て支援のための施策を総合的に推進してきました。

その後、平成24年（2012年）８月の「子ども・子育て関連３法」の成立をうけて、平成27年（2015年）３月に「合志市子ども・子育て支援事業計画（第１期）」を、令和２年（2020年）３月に「合志市子ども・子育て支援事業計画（第２期）」を策定し、「次世代育成支援対策推進法」、「子ども・子育て支援法」に基づく取組及び「健やか親子21」に関連する母子保健分野の取組を総合的に推進してきました。

今回、義務計画である「合志市子ども・子育て支援事業計画」の第２期計画期間が令和６年度（2024年度）に最終年度を迎え、第３期計画を策定するにあたり、こども基本法・こども大綱の趣旨も踏まえつつ、本市のこども施策をわかりやすく体系化するとともにより一層充実させることに加え、こども大綱を勘案して若者対策等も視野に入れたこども基本法に基づく「市町村こども計画」として、また、合志市ヤングケアラー支援条例に基づく「ヤングケアラー支援推進計画」を一体的に「合志市こども計画」として策定するものです。

また本計画では、各取組においてＳＤＧｓを掲げて施策を展開します。ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）は、平成27年（2015年）９月の国連サミットにおいて採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12年（2030年）までの国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成されており、この理念を意識しながら計画を推進していきます。

2. 計画の位置づけ・期間

（１）計画の位置づけ

●この計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」であり、「合志市子ども・子育て支援事業計画（第２期）」の後継計画として、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」とともに、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」、及び成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律に基づく「成育基本計画」として位置づける計画です。

●あわせて、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」及び、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画」の内容を包含し、ヤングケアラーの支援を行う計画として市が独自に作成する「ヤングケアラー支援推進計画」を一体的に策定しています。

●加えて、市民・市議会・市が協力しながらまちづくりを進めることを目的とした「合志市自治基本条例」に基づく本市のまちづくりの最上位計画である「合志市総合計画」及び、「合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を具現化する個別計画として策定し、「合志市教育振興基本計画」「合志市障がい者計画」「合志市健康増進計画」等のその他の保健・福祉分野等の個別計画との整合を図るものです。

＜計画の位置づけ＞

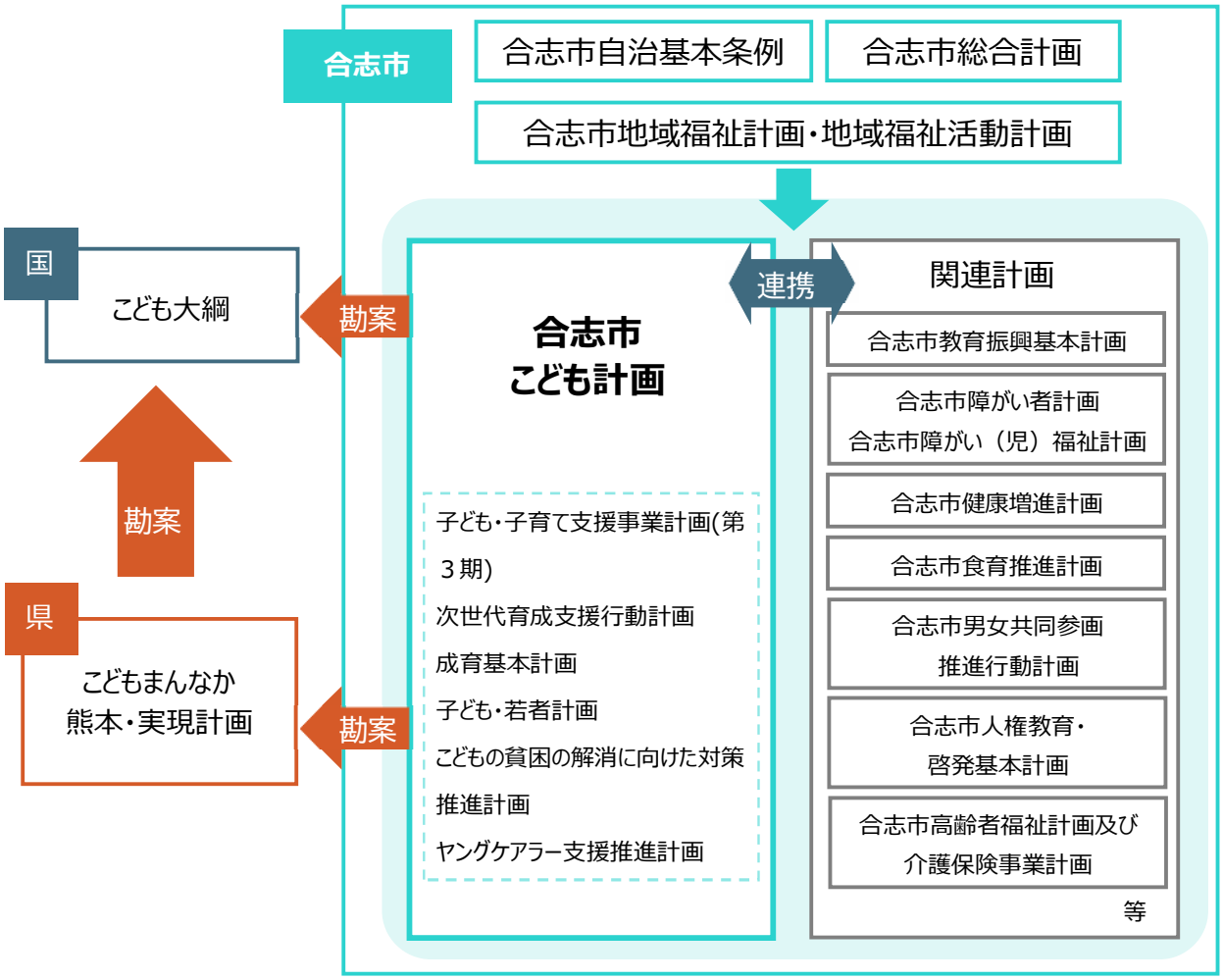

（２）計画の期間

●計画の期間は、義務計画である「市町村子ども・子育て支援事業計画」の規定に基づき、令和７年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの５年間とします。また、毎年度計画における事業の実施状況について点検・評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	令和9（2027）年度	令和10（2028）年度	令和11（2029）年度	令和12（2030）年度～
本計画					
				● 次期計画策定	次期計画

3. 計画の策定体制と方法

アンケート調査

【調査対象】
①就学前児童（０～５歳）保護者（2,659名）
②小学生（６～11歳）保護者（1,500名）
③中学生・高校生世代（12～18歳）本人（1,500名）
④若者世代（18～39歳）本人（1,500名）
⑤こども・若者支援に係るサービス事業所、その他活動団体（96事業所・団体）

【調査方法】
対象者に対し調査票を郵送し、返信用封筒で回収するとともに、WEB（専用のホームページを立ち上げパソコンやスマートフォンから直接回答してもらう方式）による回答を実施

【調査期間】
令和６年（2024年）６月20日（木）～令和６年（2024年）７月19日（金）

ワークショップ

【調査対象】
①小学校高学年～高校生
②子育て中の保護者
③地域の子育て支援団体等関係者
④18歳～39歳の若者

【調査方法】
各対象者別に日時を設定し、３～５名の班に分かれ、班ごとに共通のテーマ「10年後どんなまちにしたい？」について意見を出し合い、キャッチフレーズやそのために必要なことについても意見を頂いた。

【調査期間】
令和６年（2024年）７月29日（月）～令和６年（2024年）８月７日（水）

現状分析

・統計資料の収集・整理
・既存計画等文献調査
・現行計画の進捗状況整理　等

現状・課題の整理・抽出
ニーズ量の見込み
計画案の検討

合志市
子ども・子育て
会議

第２章 こども・若者を取り巻く現状と課題

1. こども･子育てにかかる統計状況

（１）人口や世帯の状況

①総人口及び世帯数の推移

本市の総人口をみると、令和６年（2024年）は64,780人で、令和２年（2020年）の62,687人に比べて2,093人増加しており、第２期子ども・子育て支援事業計画の期間中は概ね増加で推移しています。

世帯数と世帯当たり人員の推移をみると、世帯数は直近５年間で増加していますが、世帯当たり人員は減少傾向となっています。

図１．合志市の人口と世帯数の推移

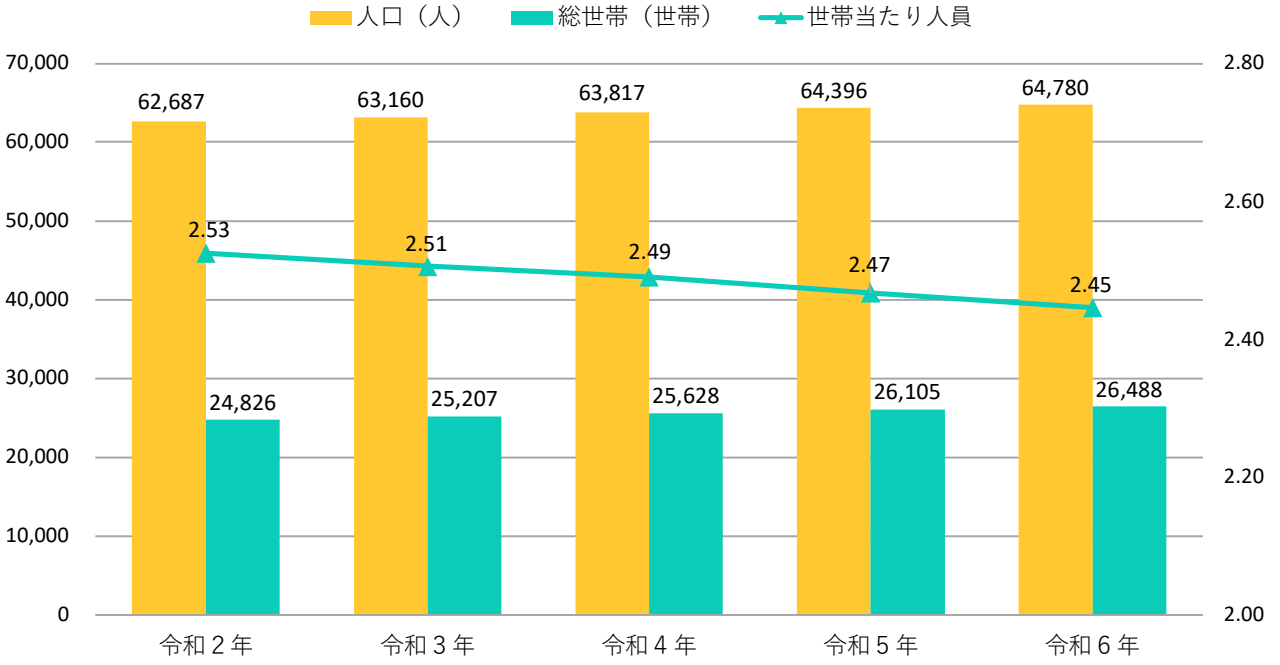

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

②年少人口割合の推移

本市の年少人口（０～14歳）は、増加傾向で推移していますが、総人口に占める年少人口の割合は令和３年（2021年）の18.6%から令和６年（2024年）には18.3%と、0.3ポイント減となっています。

図２．合志市の年少人口の推移

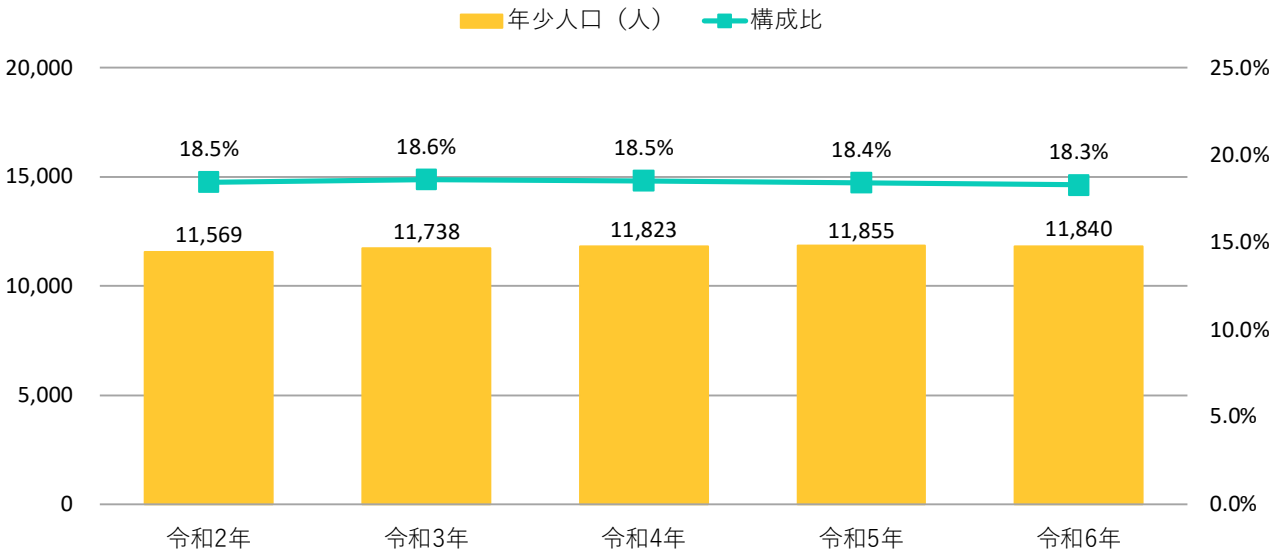

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

③児童人口の推移（小学校入学前の０～11歳人口）

本市の就学前児童人口は減少傾向で推移しており、令和２年（2020年）の4,467人から令和６年（2024年）では4,163人と、304人減少しています

また、小学校児童人口は増加傾向で推移しており、令和２年（2020年）の4,854人から令和６年（2024年）では5,162人と、308人増加しています。

図３．就学前児童の人口推移

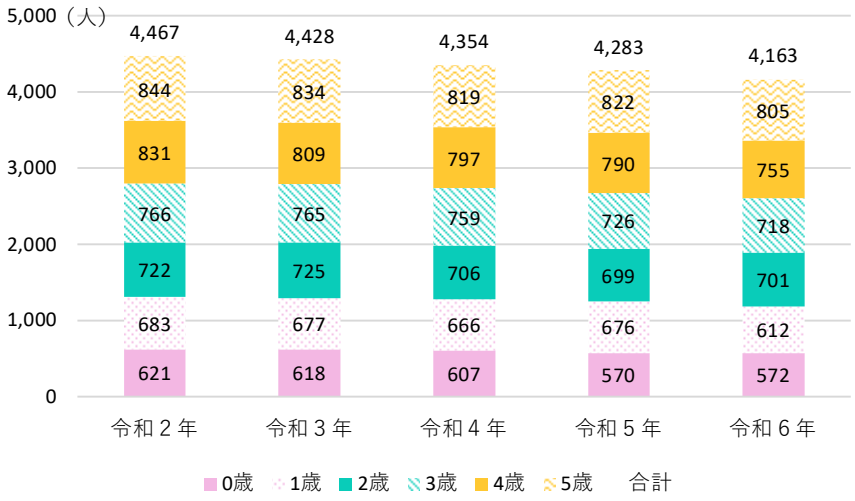

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

図４．合志市の小学校児童の人口推移

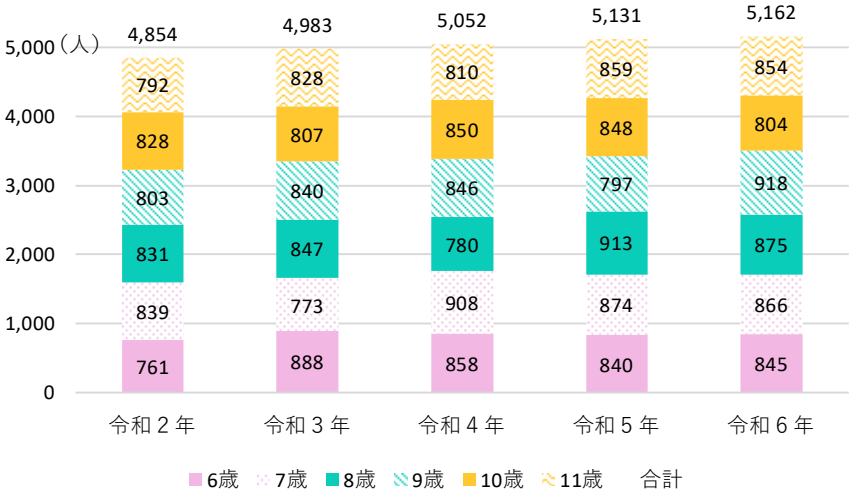

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

（２）将来推計人口

将来推計人口については、「合志市総合計画における人口推計」によると、本市の総人口は将来的にも増加を続け、令和17年（2035年）には72,251人になると見込まれます。

年齢３区分別にみると、どの年齢区分でも人口増加が見込まれており、年少人口の構成比は今後も18.5%前後で推移する見込みです。

図５．合志市の人口及び将来推計人口

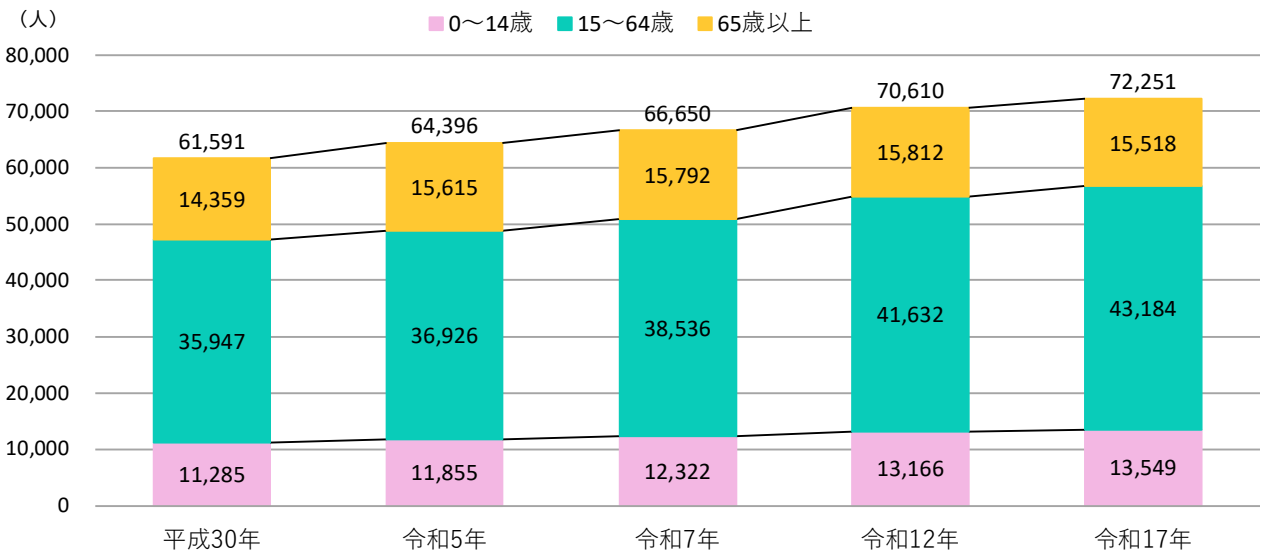

※平成30年（2018年）、令和５年（2023年）は4/1の実績値、推計値は合志市総合計画を参考に作成

図６．合志市の年齢３区分別人口構成比の推移及び将来推計

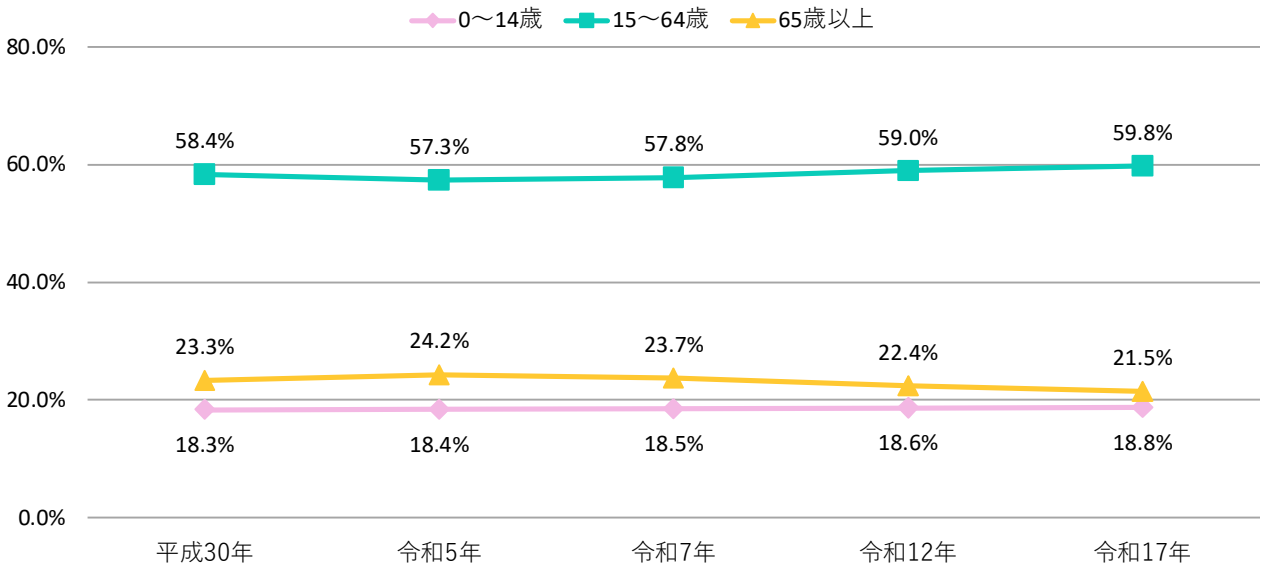

※平成30年（2018年）、令和５年（2023年）は4/1の実績値、推計値は合志市総合計画を参考に作成

（３）世帯構成の推移

世帯構成については、核家族世帯の割合については変化していませんが、世帯数は増加しています。また、６歳未満や18歳未満のこどものいる世帯の割合については、平成２年（1990年）と比べると減少しており、近年では６歳未満がいる世帯は14%前後、18歳未満がいる世帯は32%前後で推移しています。

図７．世帯構成の推移

単位：世帯、構成比%

	一般世帯	親族世帯							非親族世帯	単独世帯
		親族世帯（計）	核家族世帯					その他の親族世帯		
			核家族（計）	夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども			
平成2年	11,979	10,498	8,198	2,202	5,232	109	655	2,300	15	1,466
	%	87.6%	68.4%	18.4%	43.7%	0.9%	5.5%	19.2%	0.1%	12.2%
平成7年	14,144	12,057	9,625	2,819	5,824	150	832	2,432	27	2,060
	%	85.2%	68.1%	19.9%	41.2%	1.1%	5.9%	17.2%	0.2%	14.6%
平成12年	15,782	13,136	10,715	3,409	6,091	182	1,033	2,421	64	2,582
	%	83.2%	67.9%	21.6%	38.6%	1.2%	6.5%	15.3%	0.4%	16.4%
平成17年	17,395	14,069	11,698	3,762	6,480	206	1,250	2,371	58	3,268
	%	80.9%	67.2%	21.6%	37.3%	1.2%	7.2%	13.6%	0.3%	18.8%
平成22年	18,812	15,144	12,813	4,144	7,007	234	1,428	2,331	147	3,513
	%	80.5%	68.1%	22.0%	37.2%	1.2%	7.6%	12.4%	0.8%	18.7%
平成27年	20,494	16,288	14,227	4,589	7,734	261	1,643	2,061	163	4,037
	%	79.5%	69.4%	22.4%	37.7%	1.3%	8.0%	10.1%	0.8%	19.7%
令和2年	22,210	17,278	15,481	5,043	8,236	313	1,889	1,797	161	4,759
	%	77.8%	69.7%	22.7%	37.1%	1.4%	8.5%	8.1%	0.7%	21.4%

資料：国勢調査（各年10月１日現在）

図８．６歳未満・18歳未満の親族（子ども）のいる一般世帯の推移

単位：世帯、構成比%

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯①	11,979	14,144	15,782	17,395	18,812	20,494	22,210
６歳未満の親族（子ども）のいる一般世帯②	2,084	2,180	2,177	2,431	2,776	3,066	3,153
構成比　②/①	17.4%	15.4%	13.8%	14.0%	14.8%	15.0%	14.2%
18歳未満の親族（子ども）のいる一般世帯③	5,614	5,789	5,573	5,636	6,050	6,631	7,195
構成比　③/①	46.9%	40.9%	35.3%	32.4%	32.2%	32.4%	32.4%

資料：国勢調査（各年10月１日現在）

（４）出生数と死亡数の推移

出生数の推移をみると、平成29年（2017年）以降減少傾向が続き、令和３年（2021年）には600人を下回っています。一方、死亡数は平成29年（2017年）の517人から令和４年（2022年）以降は600人を上回り、自然減へと転じています。

図９．出生数と死亡数の推移

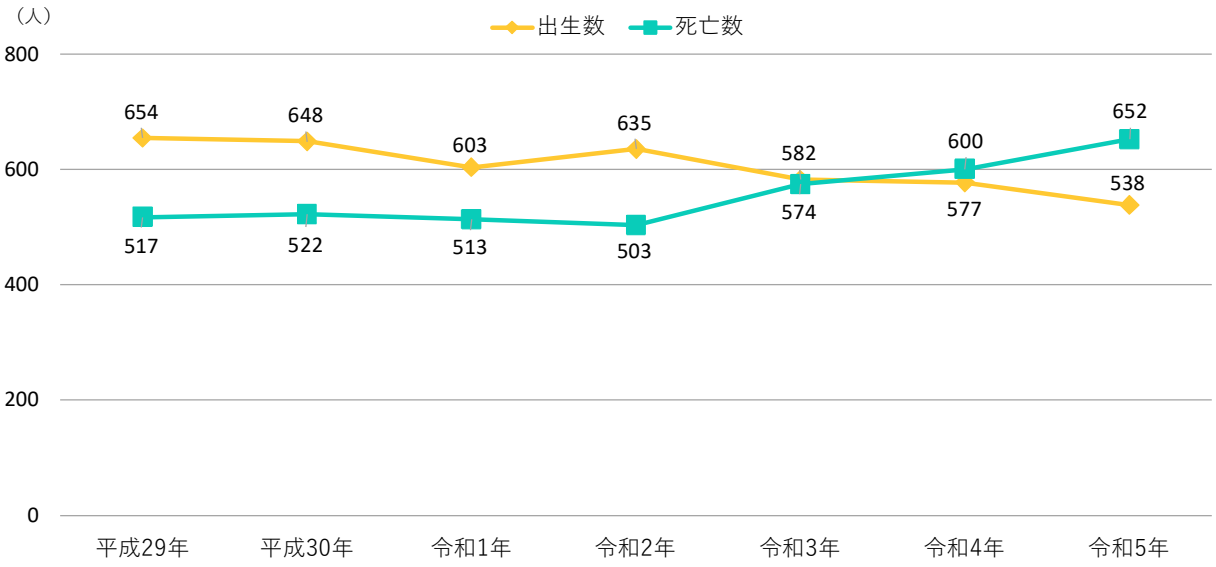

資料：熊本県衛生統計年報

（５）転入数と転出数の推移

転入数の推移をみると、直近では3,000人前後で推移しており、令和２年（2020年）には減少しましたが、その後は再び増加しています。一方、転出数は2,500人前後で推移しており、全体として社会増で推移しています。

図10．転入数と転出数の推移

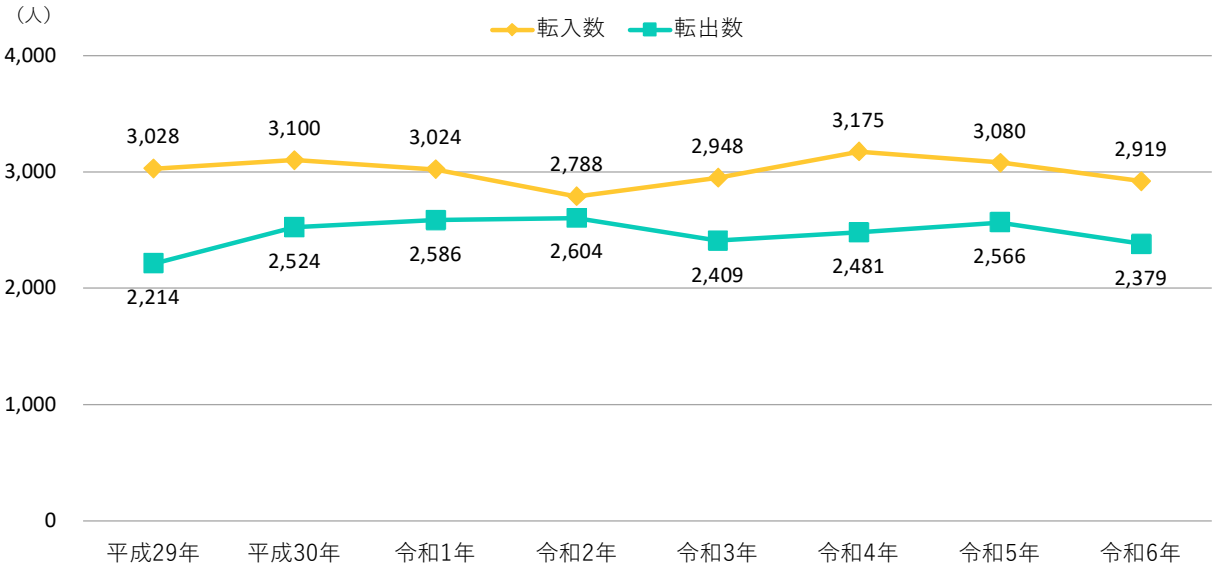

資料：熊本県推計人口調査結果報告（年報、各年10月１日現在）

（６）未婚率の推移

未婚率の推移をみると、女性では20～24歳で令和２年（2020年）に88.3％と増加していますが、30～34歳で減少しています。男性では、25～29歳で令和２年（2020年）に61.7％と増加しており、女性と同様に30～34歳で減少しています。

図11. 合志市における女性の未婚率の推移

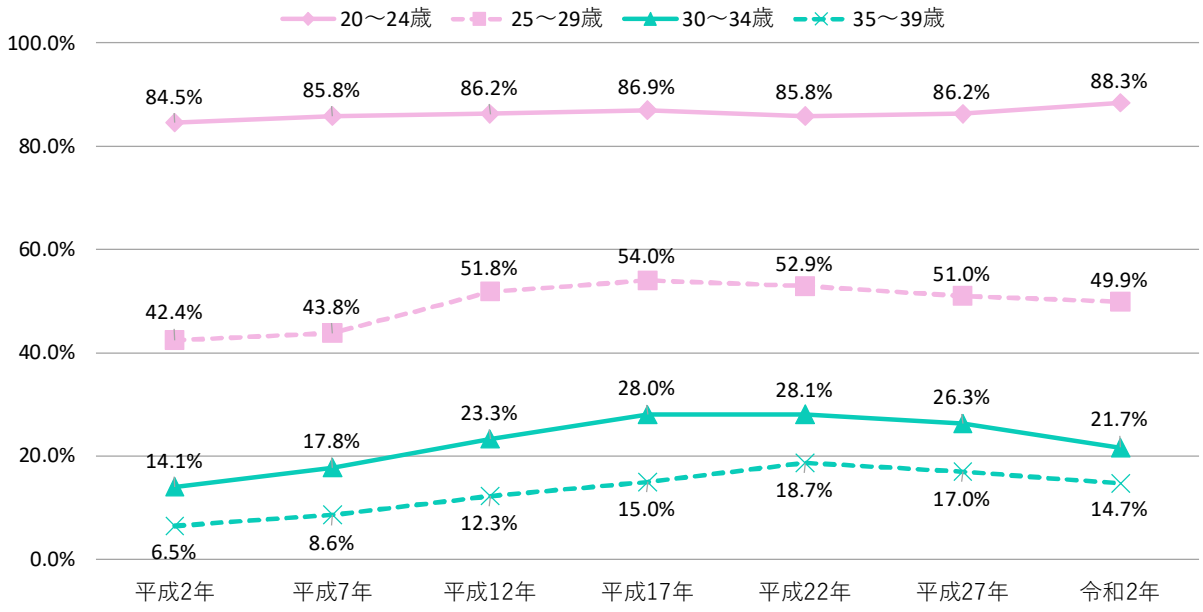

資料：国勢調査（各年10月１日現在）

図12. 合志市における男性の未婚率の推移

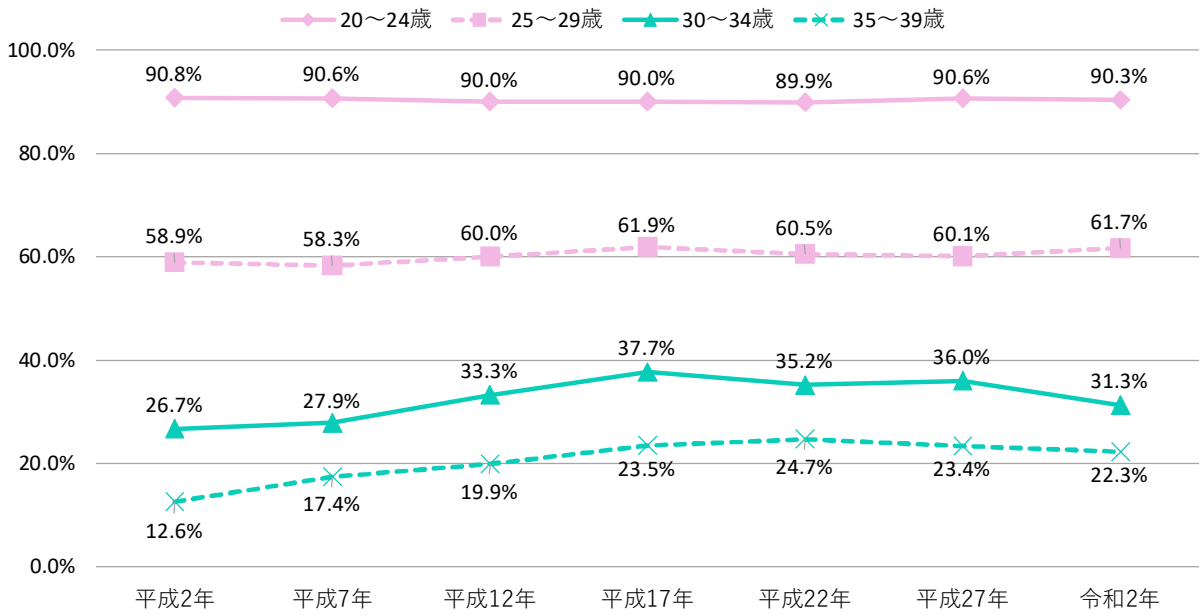

資料：国勢調査（各年10月１日現在）

（７）出生数及び合計特殊出生率（参考値）の推移

出生数の推移をみると、令和３年（2021年）以降600人を下回っています。また、合計特殊出生率（参考値）をみると、平成27年（2015年）の2.04をピークに減少しており、令和２年（2020年）に一度増加に転じていますがその後再び減少傾向となっています。

図13. 合志市の出生数の推移

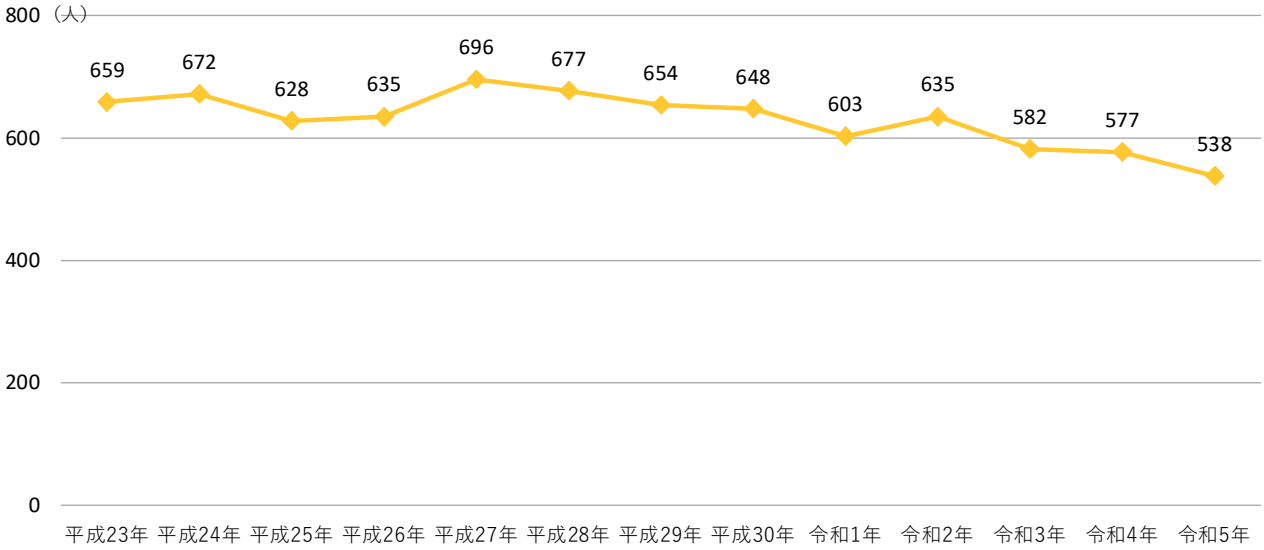

資料：熊本県衛生統計年報

図14. 合志市の合計特殊出生率（参考値）の推移

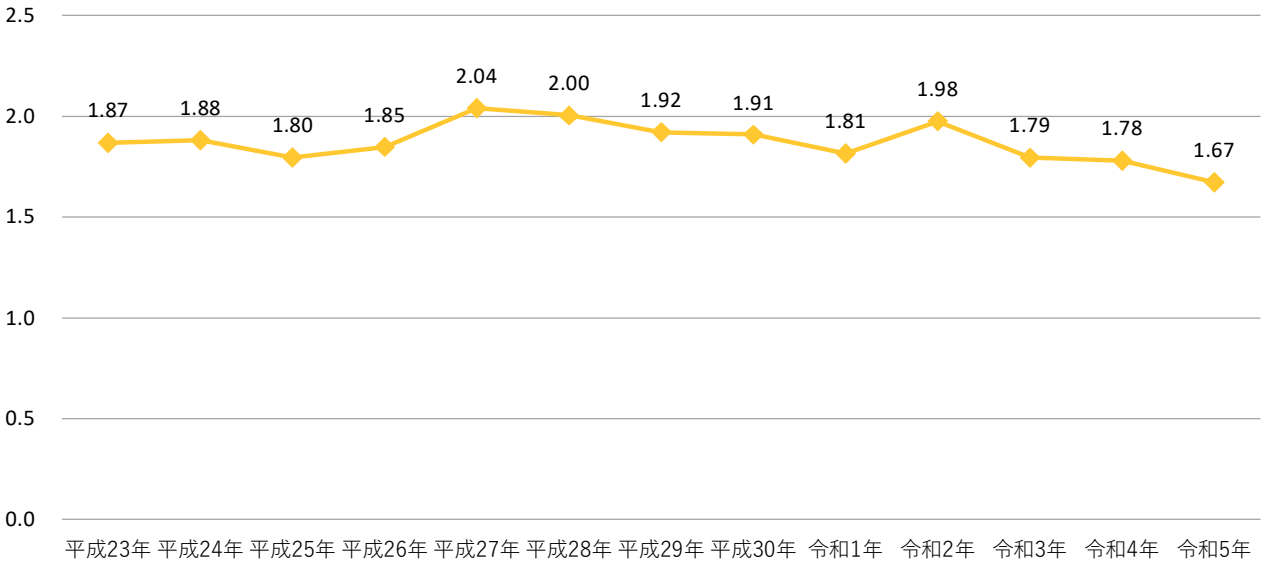

資料：熊本県衛生統計年報

※合計特殊出生率は本来年齢１歳毎の出生率を元に算出するが、５歳毎の出生率を元に参考値として算出

（８）年齢階級別労働力率の状況

年齢階級別の労働力率のグラフをみると、女性では30代を中心に若干の落ち込みが見られるM字型となっていますが、男性では概ね逆U字型となっています。女性における30代の労働力の落ち込みは出産・育児によるものと考えられます。

平成22年（2010年）・27年（2015年）と令和２年（2020年）を比較すると、女性では全体的に労働力率が上がっており、女性の社会進出による影響だと考えられます。男性では30代～50代で労働力率が低くなっています。

また、本市と熊本県・全国を比較すると、全国と比べて男女とも労働力率が高くなっていますが、熊本県と比べると、男性は大きな違いは見られませんが、女性は全体的に低くなっています。

図15．合志市における女性の年齢階級別労働力率の推移

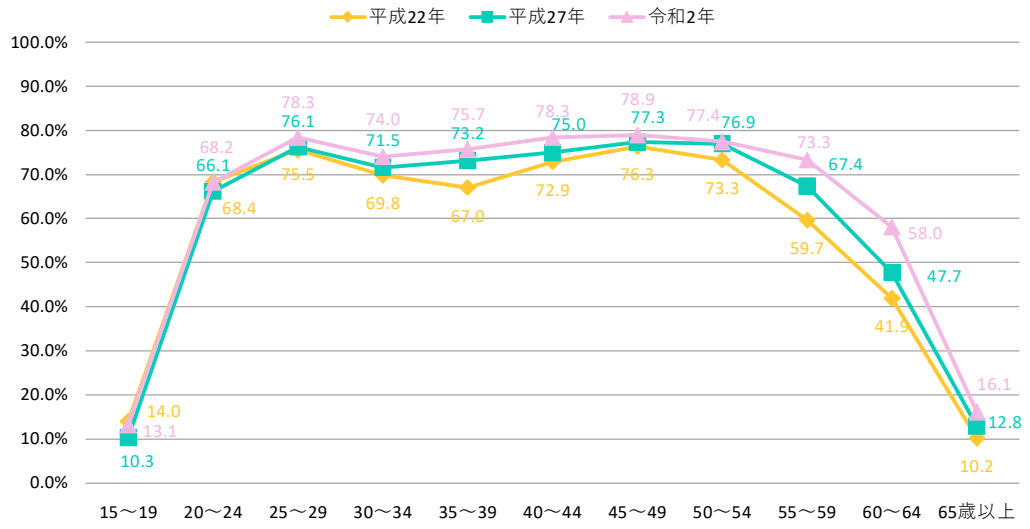

資料：国勢調査（各年10月１日現在）

図16．合志市における男性の年齢階級別労働力率の推移

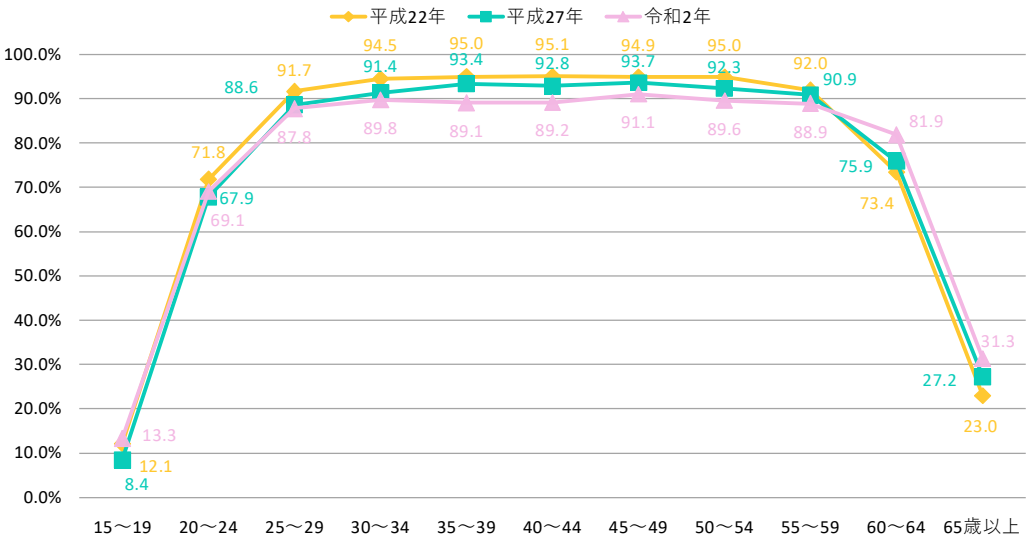

資料：国勢調査（各年10月１日現在）

図17. 合志市における女性の年齢階級別労働力率の比較（令和２年（2020年））

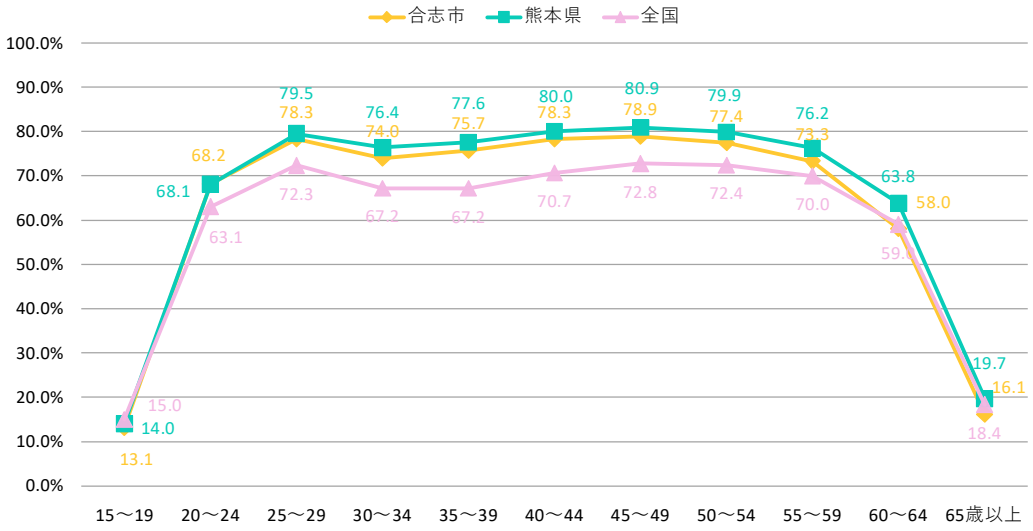

資料：国勢調査（各年10月１日現在）

図18. 合志市における男性の年齢階級別労働力率の比較（令和２年（2020年））

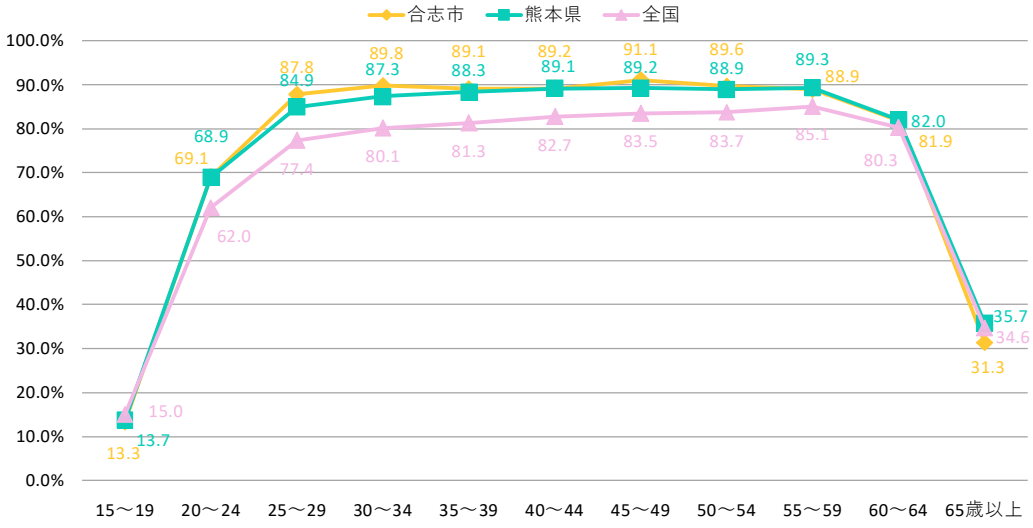

資料：国勢調査（各年10月１日現在）

（９）婚姻件数と離婚件数の推移

婚姻件数と離婚件数の推移をみると、婚姻件数については、令和２年（2020年）・令和３年（2021年）で減少しており、その後令和４年（2022年）には増加しています。また、離婚件数をみると、令和３年（2021年）以降減少しており、100件を下回っています。

図19. 合志市における婚姻件数と離婚件数の推移

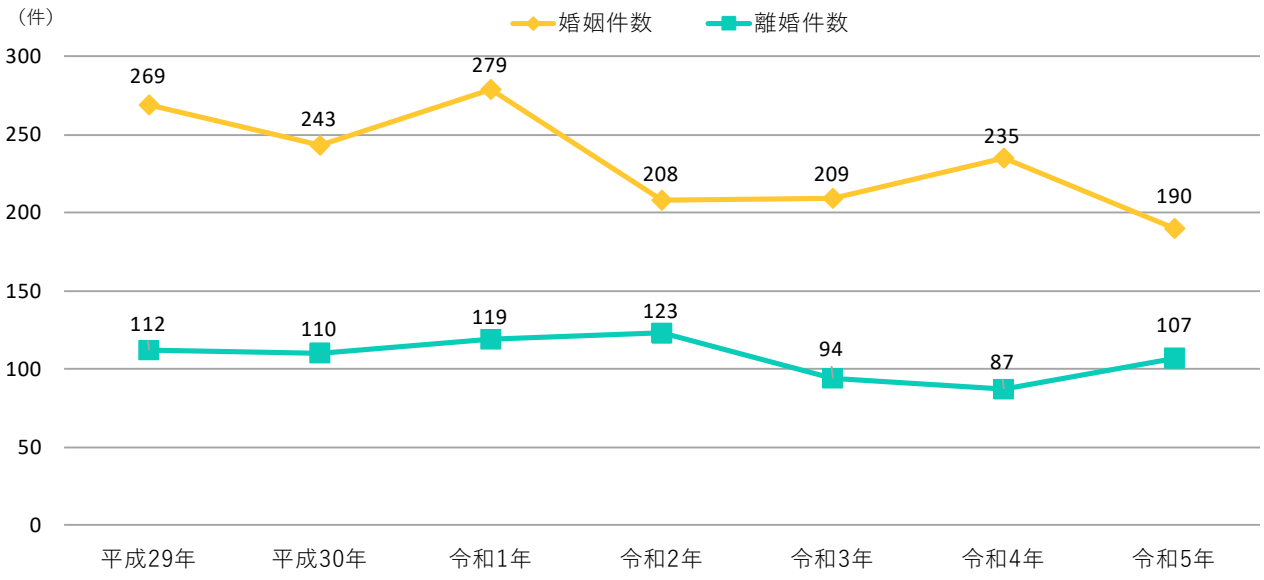

資料：人口動態統計

（10）母子・父子世帯数の推移

母子世帯数（母子のみで構成される世帯）をみると、平成12年（2000年）ごろから増加傾向となり、その後急速に増加を続け令和２年（2020年）には444世帯となっています。父子世帯（父子のみで構成される世帯）については、直近では50世帯ほどで大きな増減は見られません。また、平成22年（2010年）より、母子（父子）のみで構成される世帯のほかに、他の世帯員※を含む世帯数も集計されていますが、母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）については母子のみの世帯と同様に平成22年（2010年）以降増加しており、父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）については父子のみの世帯と同様に横ばいの状況です。

図20. 合志市における母子・父子世帯数の推移

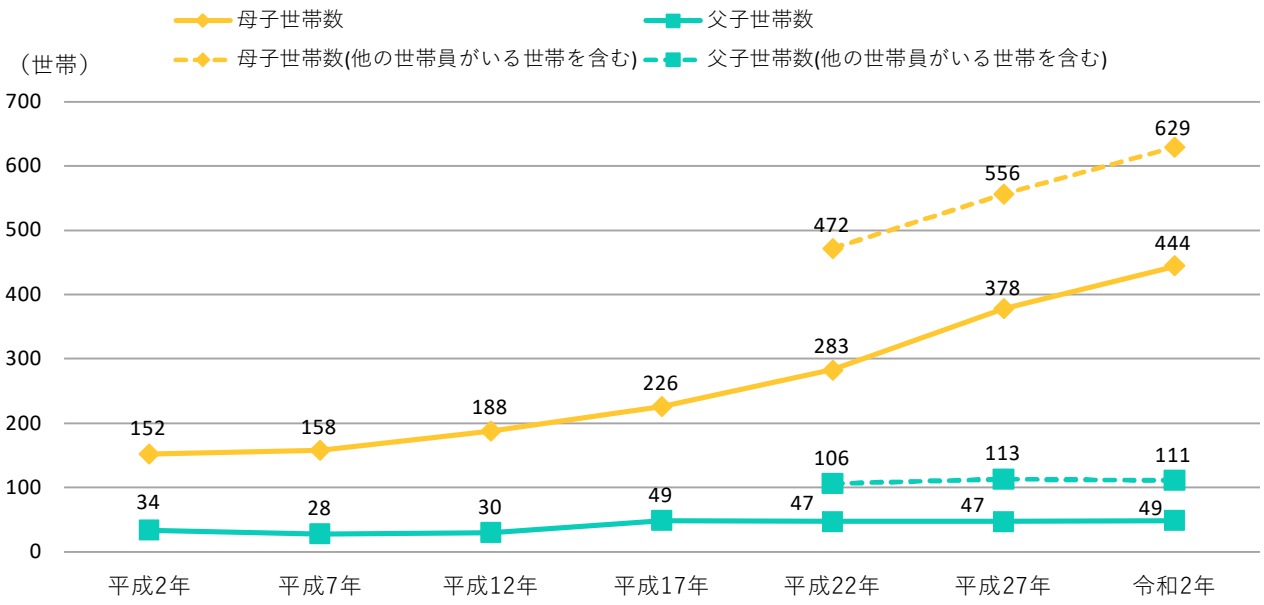

資料：国勢調査（各年10月１日現在）

※平成22年（2010年）調査から、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満のこども及び他の世帯員（20歳以上のこどもを除く。）から成る一般世帯を含めた世帯を「母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）」としている。

（11）生活保護世帯の推移

生活保護世帯数は、平成29年（2017年）の203世帯をピークに減少していましたが、直近の令和４年（2022年）では再び増加し205世帯となっています。また、保護率について全国や熊本県と比較すると低くなっています。

図21．合志市における被保護世帯数及び保護人員の推移

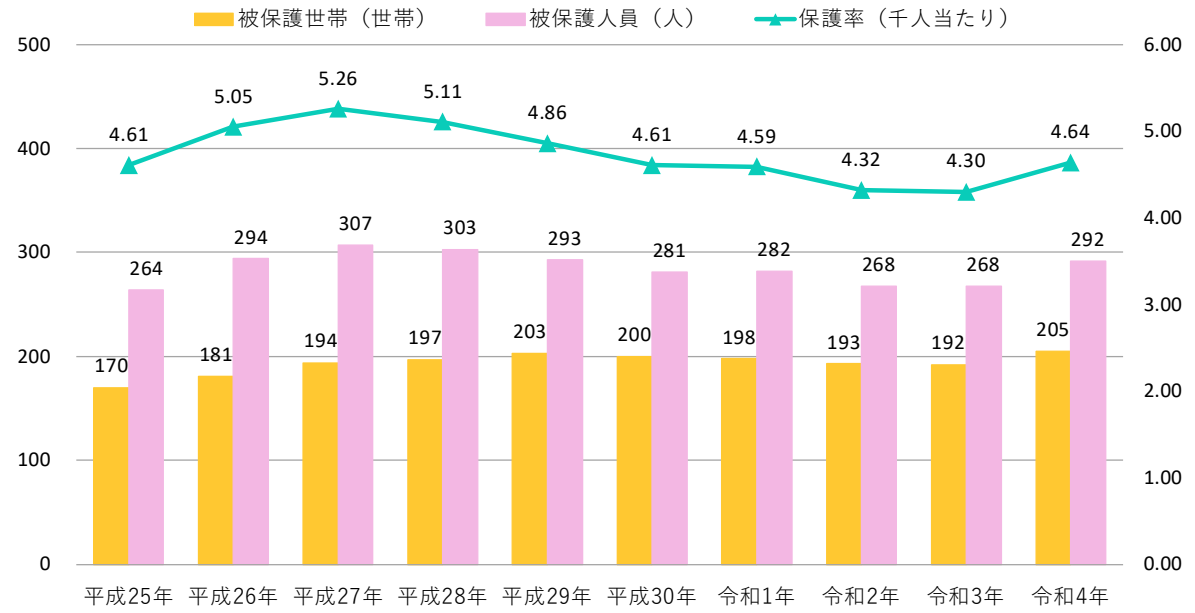

資料：熊本県の生活保護（令和４年度（2022年度））統計資料
※保護率は人口千人に対する割合、世帯数、人員は年度平均

図22．合志市における保護率の推移の比較

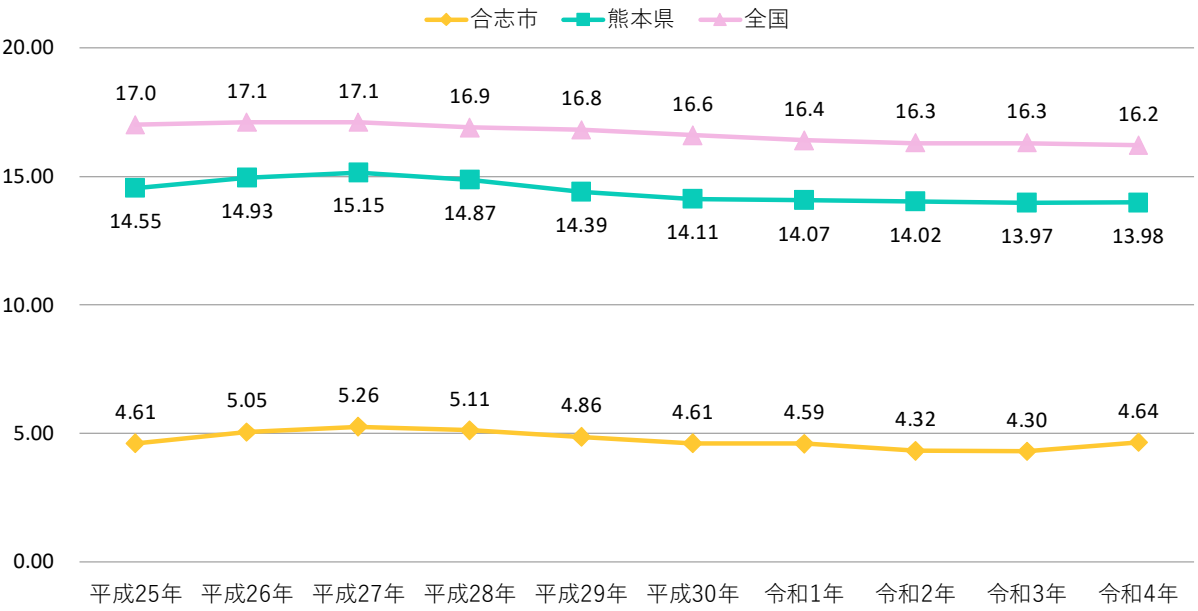

資料：熊本県の生活保護（令和４年度（2022年度））統計資料
※保護率は人口千人に対する割合

（12）産業構造

男女別の産業構造をみると、女性における産業構造は、「医療、福祉」の割合が高くなっています。男性においては、年代に関わらず、「製造業」の占める割合が高くなっています。

図23. 合志市の男女別の産業構造（女性）

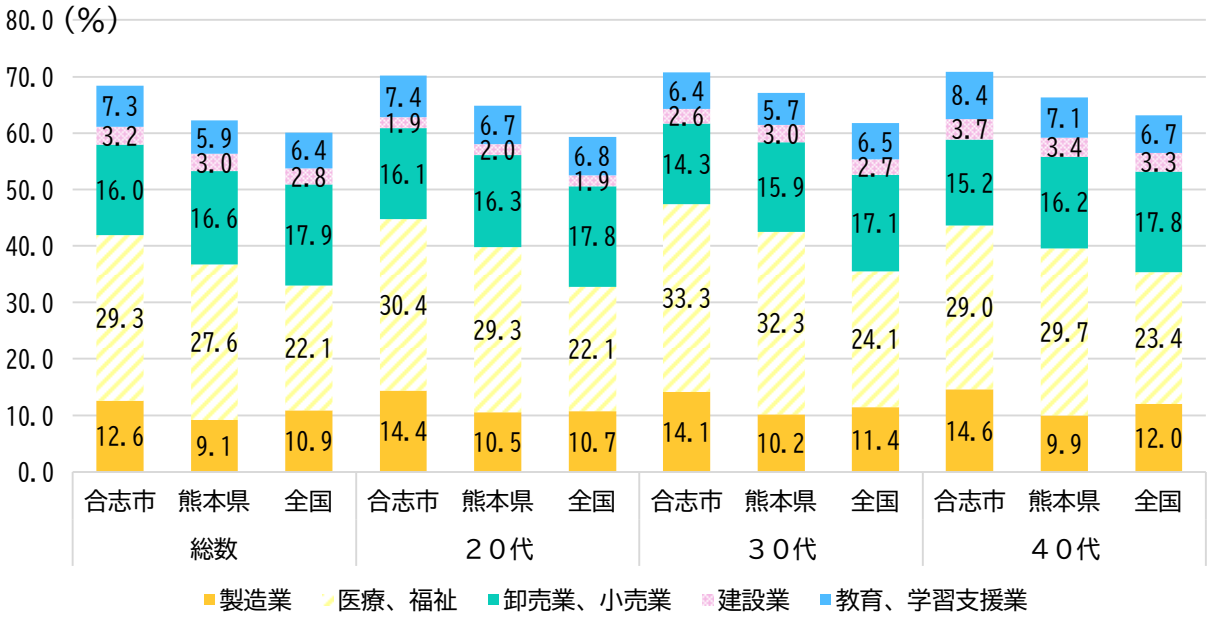

図24. 合志市の男女別の産業構造（男性）

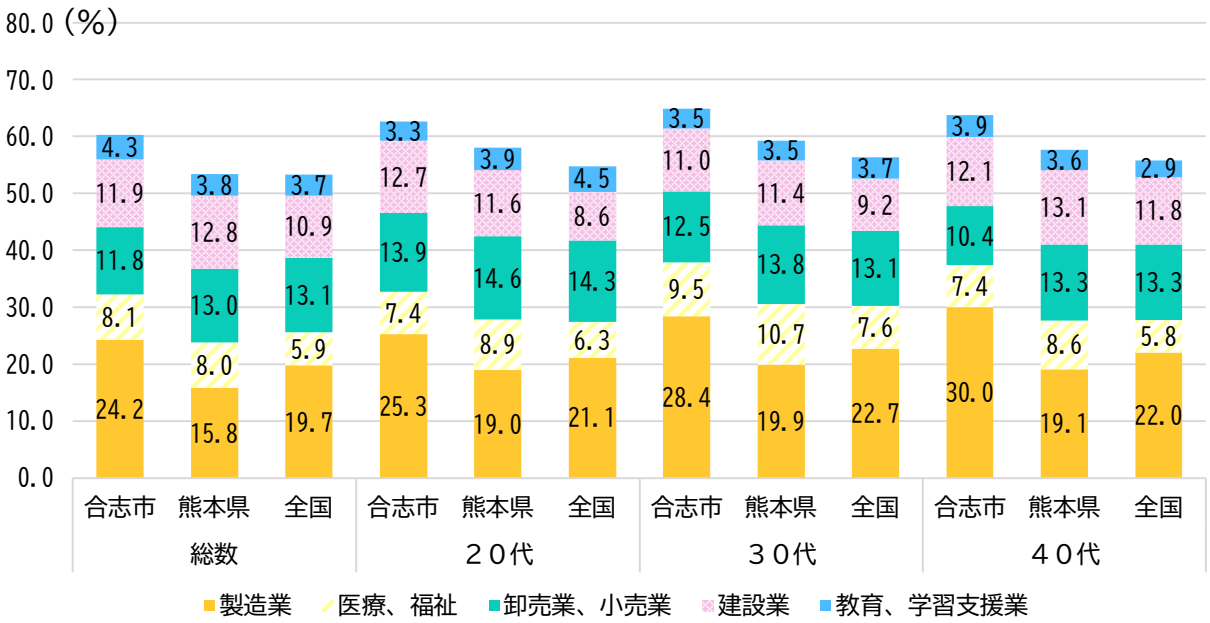

資料：国勢調査（令和２年（2020年）10月１日現在）

（13）従業上の地位

男女別の従業上の地位をみると、女性においては、「正規の職員・従業員」の割合が44.5%と最も高く、次いで、「パート・アルバイト・その他」が42.7%となっています。熊本県及び全国と比較すると、「パート・アルバイト・その他」の割合が少し高くなっています。男性においても、「正規の職員・従業員」の割合が70.7%と最も高く、次いで「パート・アルバイト・その他」が11.0%となっています。「正規の職員・従業員」の割合は熊本県平均及び全国平均と比べて高くなっています。

図25. 男女別の従業上の地位

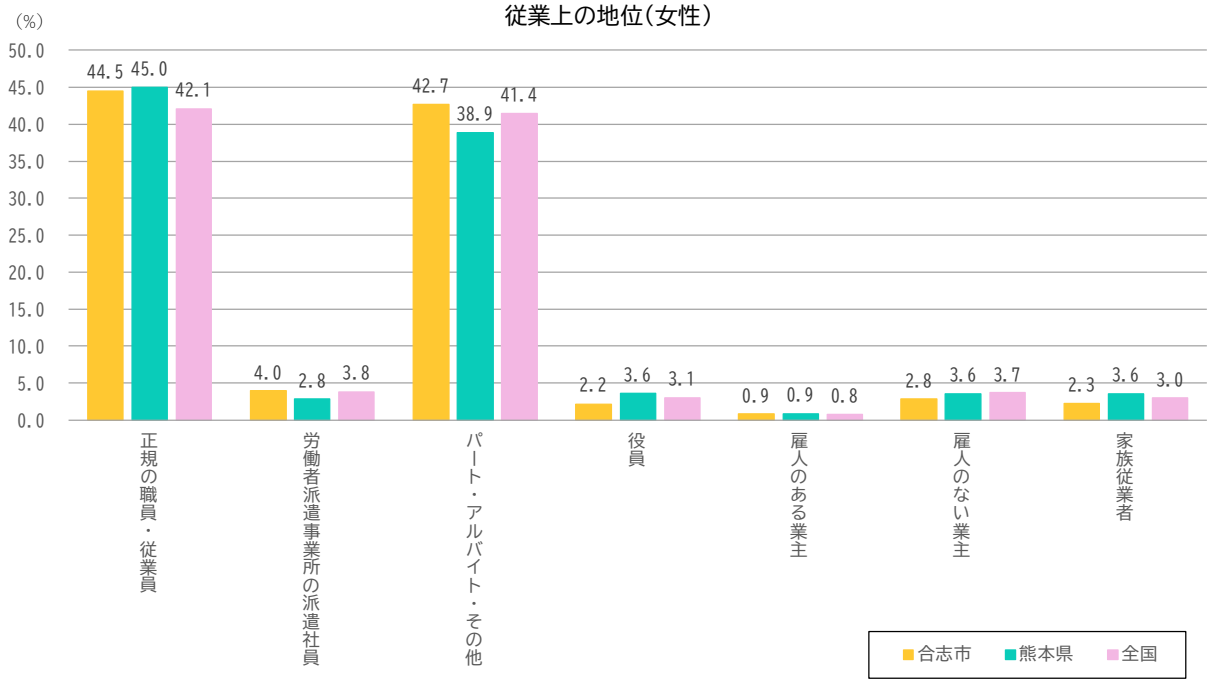

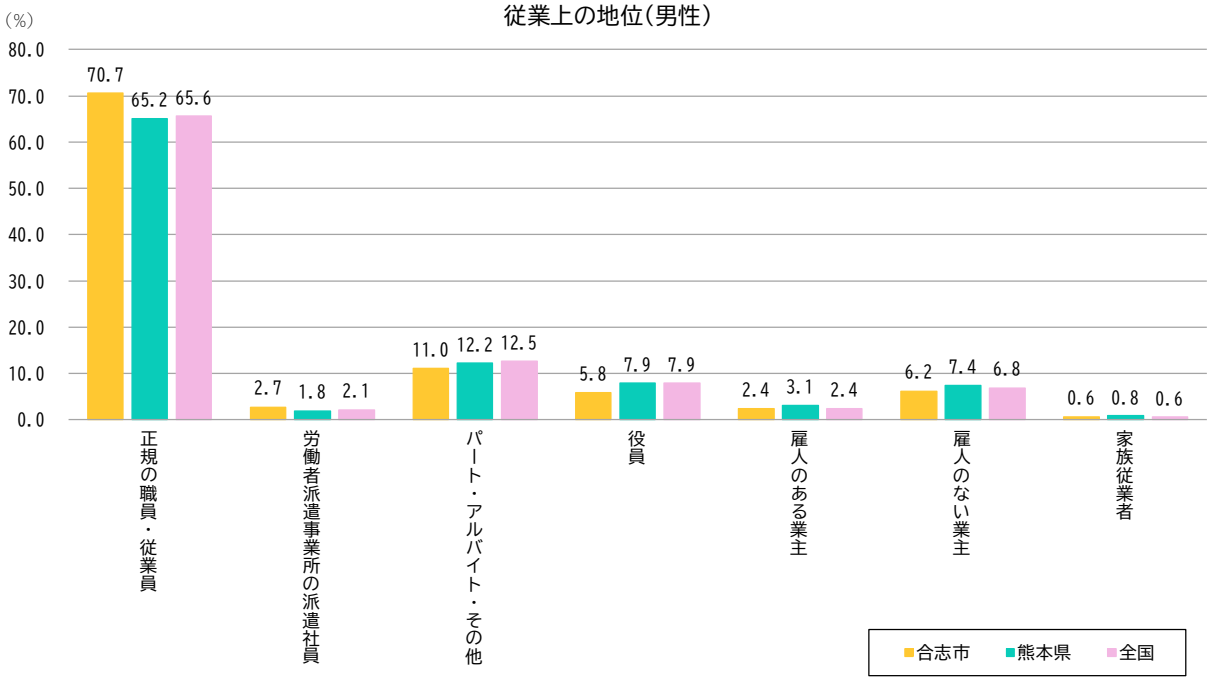

資料：国勢調査（令和２年（2020年）10月１日現在）

（14）中学校卒業後の生徒の進路状況

中学校卒業後の進路をみると、令和５年（2023年）３月卒業の生徒の高等学校進学率は99.1%で、熊本県平均（98.7%）を上回っています。

図26. 中学校卒業後の生徒の進路状況

		卒業者総数	高等学校等進学者	専修学校等進・入学者	公共職業能力開発施設等入学者	就職者	左記以外の者	高等学校等進学率（%）	卒業者に占める就職者の割合（%）
合志市	令和元年3月卒	657	655	1	-	-	1	99.7	-
	令和2年3月卒	682	676	1	-	-	5	99.1	-
	令和3年3月卒	654	648	4	-	1	1	99.1	0.2
	令和4年3月卒	716	712	1	-	-	3	99.4	-
	令和5年3月卒	741	734	3	-	1	3	99.1	0.1
熊本県（令和5年3月卒）		16,516	16,307	63	10	39	97	98.7	0.2

資料：学校基本調査（５月１日現在）

2. アンケート調査結果等の概要

本計画の策定にあたり、本市のこども・子育て家庭の実態や施策ニーズを把握するため、以下の調査及びワークショップを実施しました。また、別途熊本県で実施された「子どもの生活実態調査」及び、市が実施した「ヤングケアラー実態調査」についても以下に結果を記載します。

〇アンケート調査の概要

▼**調査地域**：合志市全域

▼**調査対象**：

調査区分	（１）子ども・子育て支援に関するアンケート調査		（２）中学生・高校生・若者世代の意識調査		（３）関係事業者・団体調査
主な調査目的	教育・保育、子ども・子育て支援事業等の量の見込みのためのニーズ把握、子育て環境に対する保護者評価等の把握		若者支援施策検討のための当事者の意識・支援ニーズ等の把握		こども・若者支援の支援者側からみた課題等の把握
調査対象	就学前児童（０～５歳）保護者	小学生（６～11歳）保護者	中学生・高校生世代（12～18歳）本人	若者世代（18～39歳）本人	こども・若者支援に係るサービス事業所、その他活動団体
標本数（A）	2,659	1,500	1,500	1,500	96
有効回収票数（B）	1,457	744	445	289	54
回収率（B）/（A）	54.8%	49.6%	29.7%	19.3%	56.3%

▼**調査期間**：令和６年（2024年）６月20日（木）～７月19日（金）

▼**調査方法**：郵送配布、郵送回答及びWEB回答

〇満足度と重要度の相関図について

相関図は、各施策等についての満足度と重要度のＺスコアを下記の手順で算出し、各数値をプロットして表すことで施策間の差を分かりやすく示すために作成した図です。

①以下のように各項目の回答を「満足度：０～４点、重要度：１～４点」で点数化し平均値を求める。

満足・・・・・・・・・・・・４点 まあ満足・・・・・・・・・・３点 まあ不満・・・・・・・・・・２点 不満・・・・・・・・・・・・１点 わからない・・・・・・・・・０点	重要・・・・・・・・・・・・４点 まあ重要・・・・・・・・・・３点 まあ重要でない・・・・・・２点 重要でない・・・・・・・・１点

※無回答は満足度・重要度とも除外

② 全項目の平均値、標準偏差を求める。

③ 平均が０、分散が１の正規分布になるよう値を正規化。

$$Z\text{スコア} = \frac{\text{値} - \text{平均値}}{\text{標準偏差}}$$

〇ワークショップの概要

①実施の内容

各対象者別に日時を設定し、３～５名の班に分かれ、班ごとに共通のテーマ「10年後どんなまちにしたい？」について意見を出し合い、キャッチフレーズやそのために必要なことについてブレインストーミング＆ＫＪ法にて意見を頂いた。

②対象者と実施日時

月日	時間	対象者
７月29日	10:00～	こども（小学校高学年～高校生）
７月30日	19:00～	子育て中の保護者
７月31日	19:00～	地域の子育て支援団体等関係者
８月７日	11:00～	若者世代（18歳から30歳代）

（１）子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果（就学前児童の保護者、小学生児童の保護者）

①保護者の就労状況

保護者の現在の就労状況をみると、父親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も高く就学前で全体の92.2%、小学生で 84.0%を占めています。

母親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が就学前で全体の41.5%、小学生で43.7%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており産休・育休・介護休業中ではない」（就学前26.8%、小学生37.4%）、「以前は就労していたが、現在は就労していない」（就学前13.8%、小学生 13.3%）となっています。

【就学前】

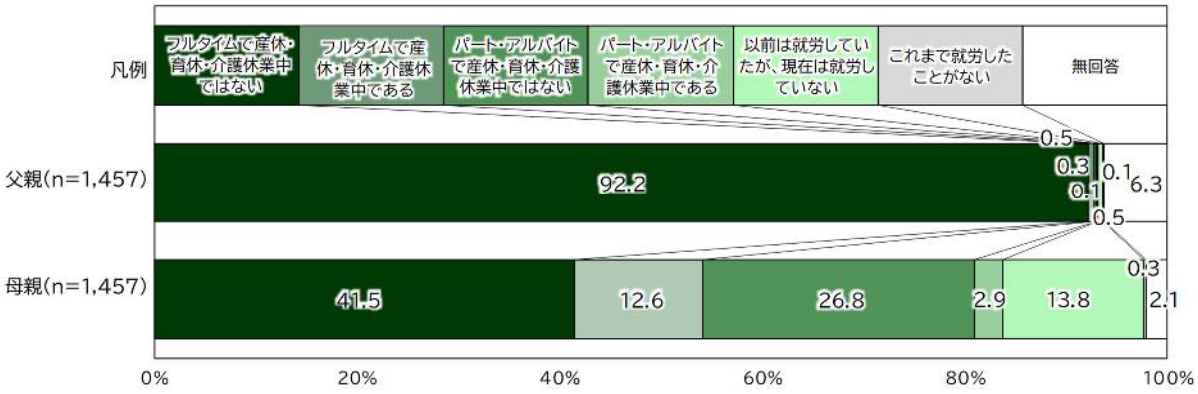

【小学生】

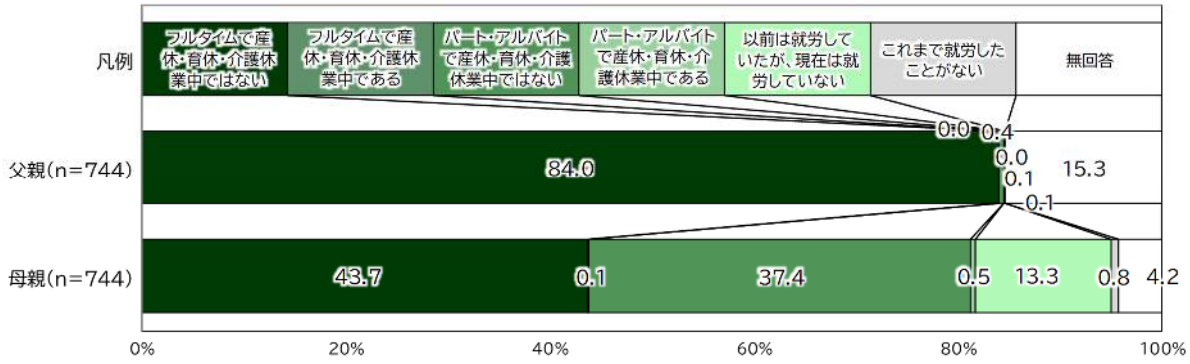

②子育てを主に行っている人

子育てを主に行っている人をみると、就学前では「父母ともに」が最も高く65.6%となっており、小学生でも「父母ともに」が最も高く59.9%となっています。前回調査と比較すると、就学前では「父母ともに」が１割程度高くなっています。

【就学前】

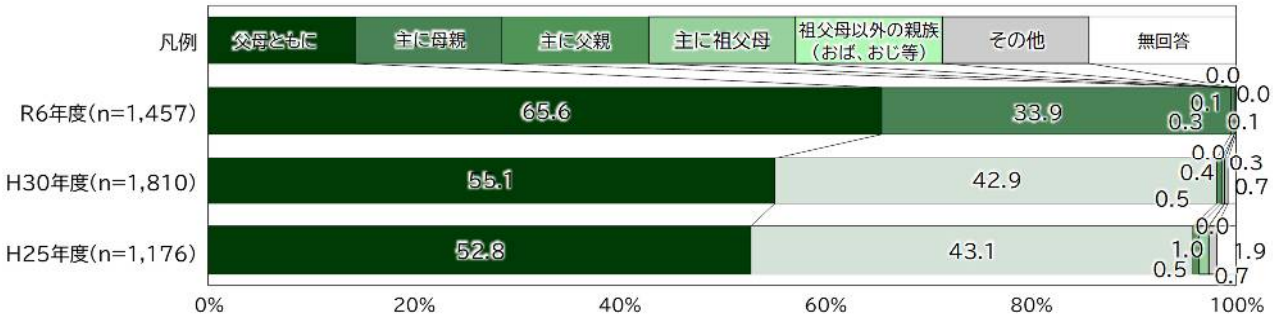

【小学生】

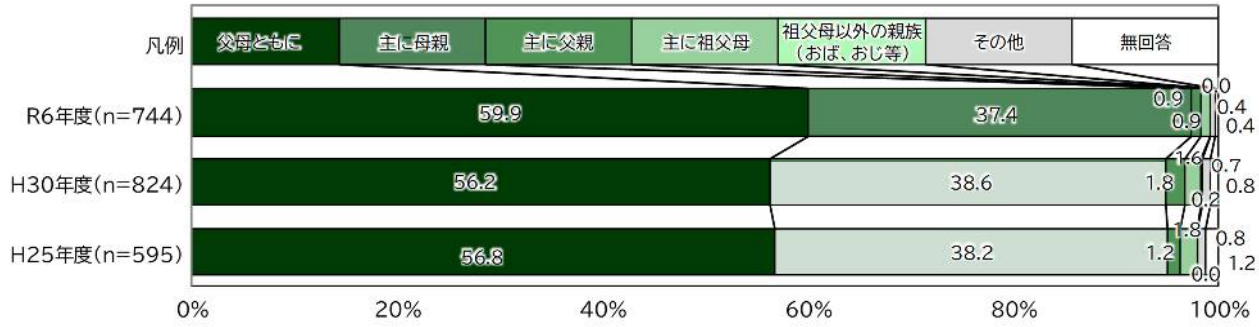

③平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況について（就学前のみ）

平日の教育・保育の事業の利用状況をみると、「認可保育所」が51.9%で最も高く、次いで「認定こども園」の14.5%、「幼稚園」の5.9%となっています。平成30年（2018年）度調査の結果と比較すると、「企業主導型保育施設」は4.0ポイント増加し、「認可保育所」は10.5ポイント減少、「幼稚園」は5.8ポイント減少しています。

各事業の満足度については、多くの事業で90%を超えており、利用者の多い認可保育所、幼稚園、認定こども園でも高い満足度となっています。

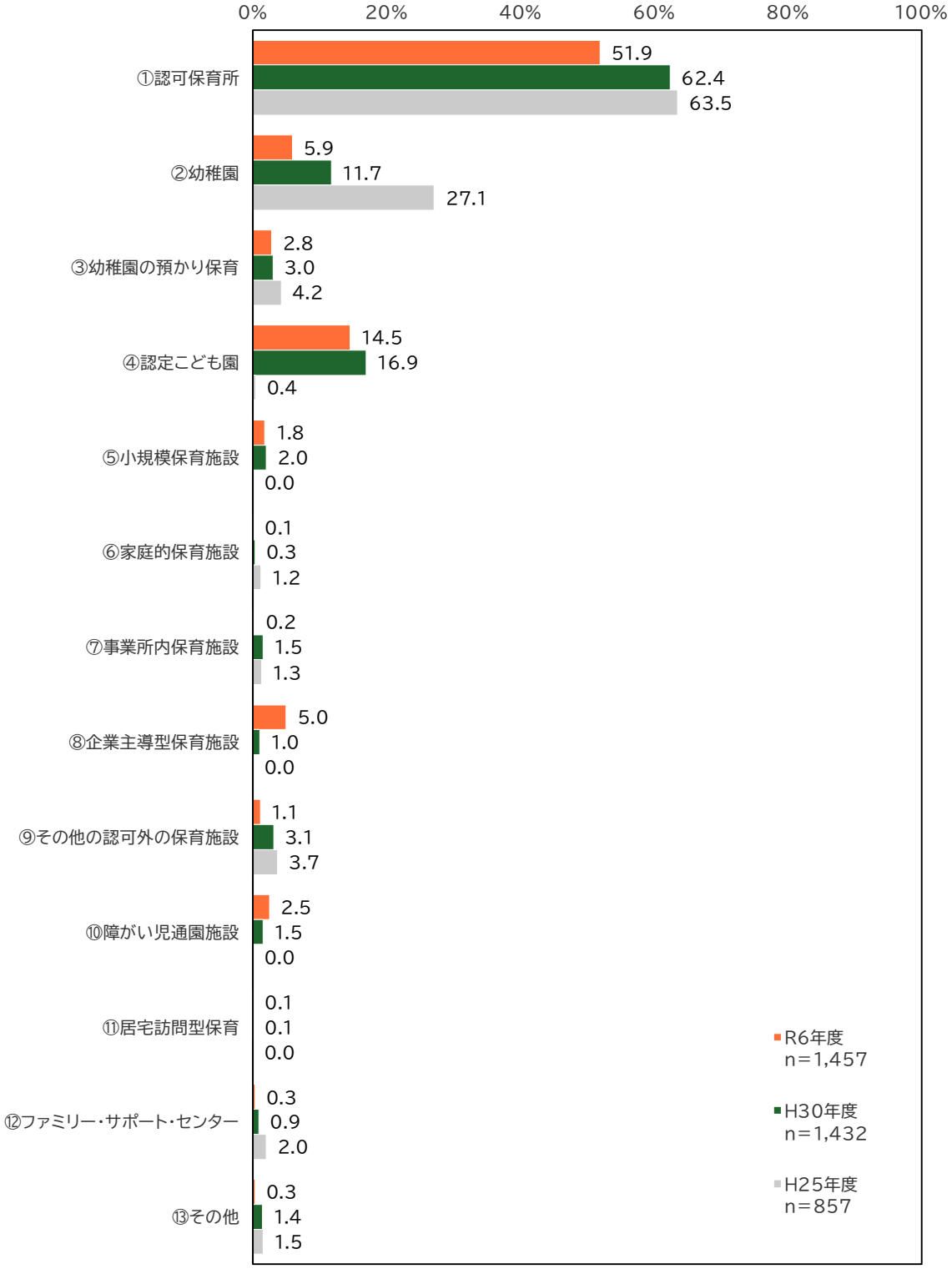

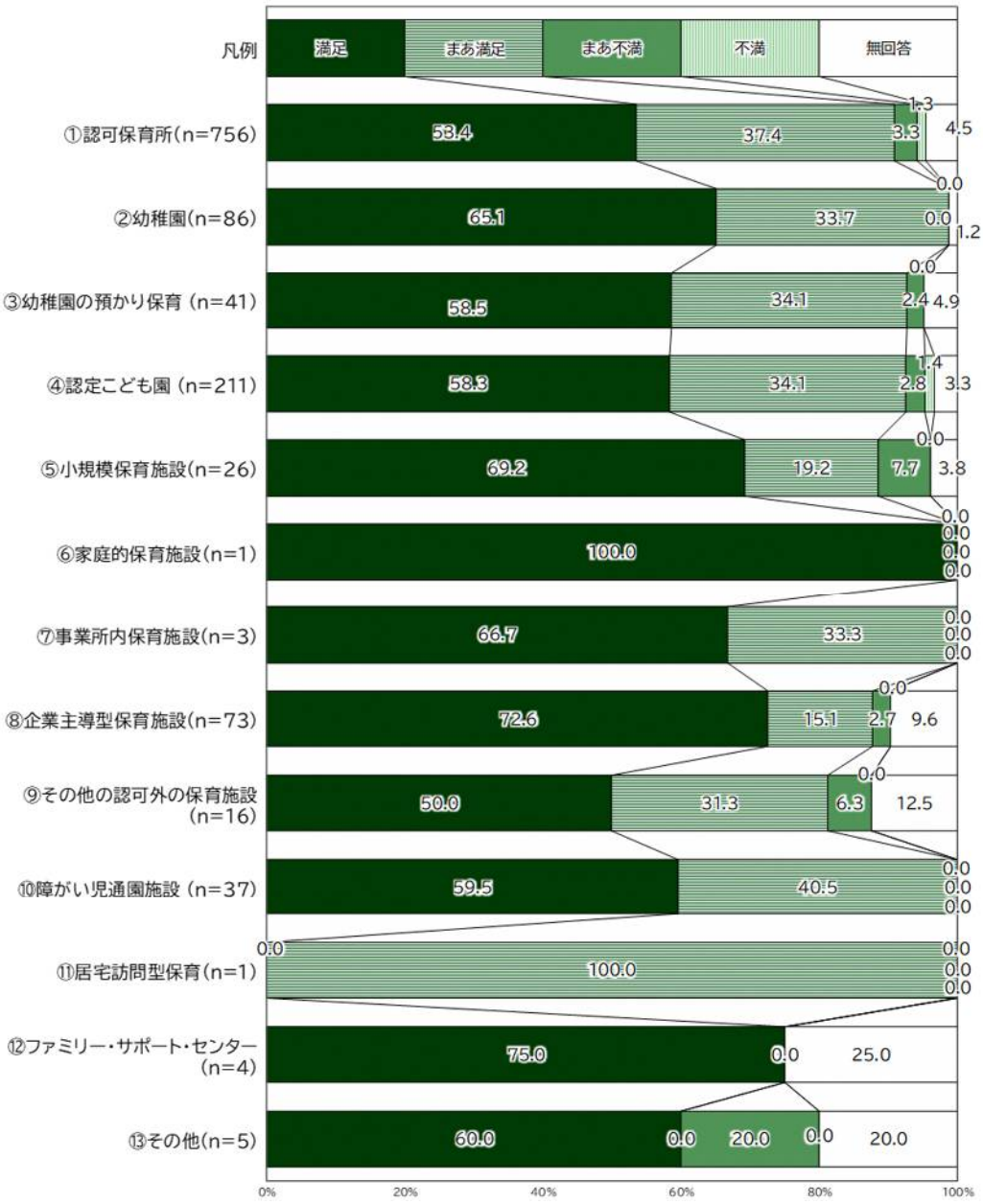
凡例
満足
まあ満足
まあ不満
不満
無回答
①認可保育所(n=756)
53.4
37.4
3.3
1.3
4.5
②幼稚園(n=86)
65.1
33.7
0.0
0.0
1.2
③幼稚園の預かり保育 (n=41)
58.5
34.1
2.4
0.0
4.9
④認定こども園 (n=211)
58.3
34.1
2.8
1.4
3.3
⑤小規模保育施設(n=26)
69.2
19.2
7.7
0.0
3.8
⑥家庭的保育施設(n=1)
100.0
0.0
0.0
0.0
0.0
⑦事業所内保育施設(n=3)
66.7
33.3
0.0
0.0
0.0
⑧企業主導型保育施設(n=73)
72.6
15.1
2.7
0.0
9.6
⑨その他の認可外の保育施設(n=16)
50.0
31.3
6.3
0.0
12.5
⑩障がい児通園施設 (n=37)
59.5
40.5
0.0
0.0
0.0
⑪居宅訪問型保育(n=1)
0.0
100.0
0.0
0.0
0.0
⑫ファミリー・サポート・センター(n=4)
75.0
0.0
25.0
⑬その他(n=5)
60.0
0.0
20.0
0.0
20.0
0%
20%
40%
60%
80%
100%

④地域の子育て支援事業の各種サービスの利用状況

地域の子育て支援事業の各種サービスの利用状況についてみると、利用したことがある人の割合（「はい」と回答した割合）は、就学前では「児童館」が36.3%で最も高く、次いで「地域子育て支援センター」の32.9%、「つどいの広場」の17.6%となっています。

小学生では、「児童館」が46.6%で最も高く、次いで「地域子育て支援センター」の39.1%、「子育てサロン、子育てサークル」の14.9%となっています。

各事業の満足度については、多くの事業で80～90%を超えていますが、一部の事業で不満の割合が1割以上となっているものもあります。

【就学前】

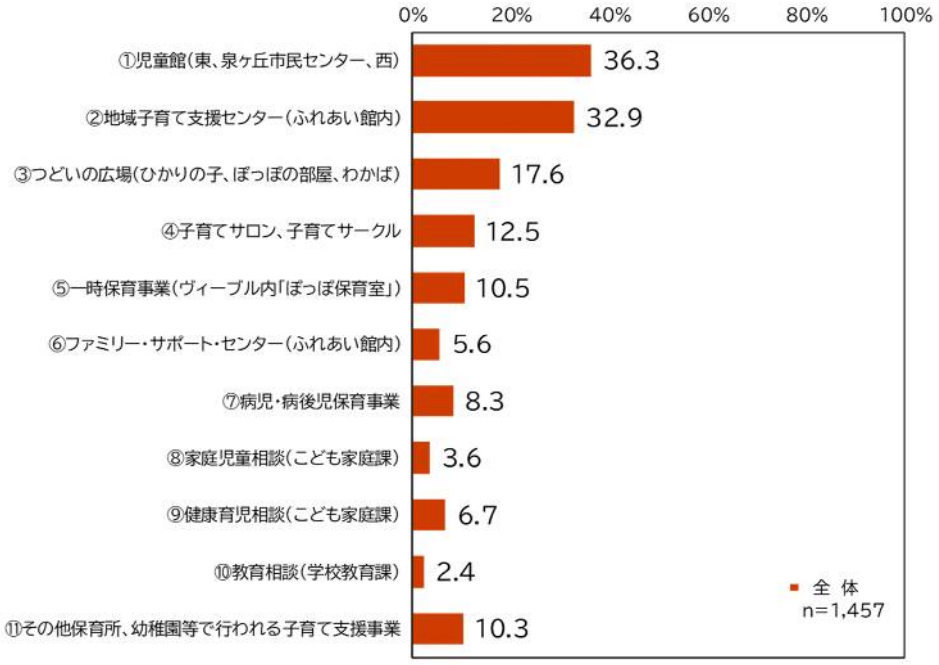

【小学生】

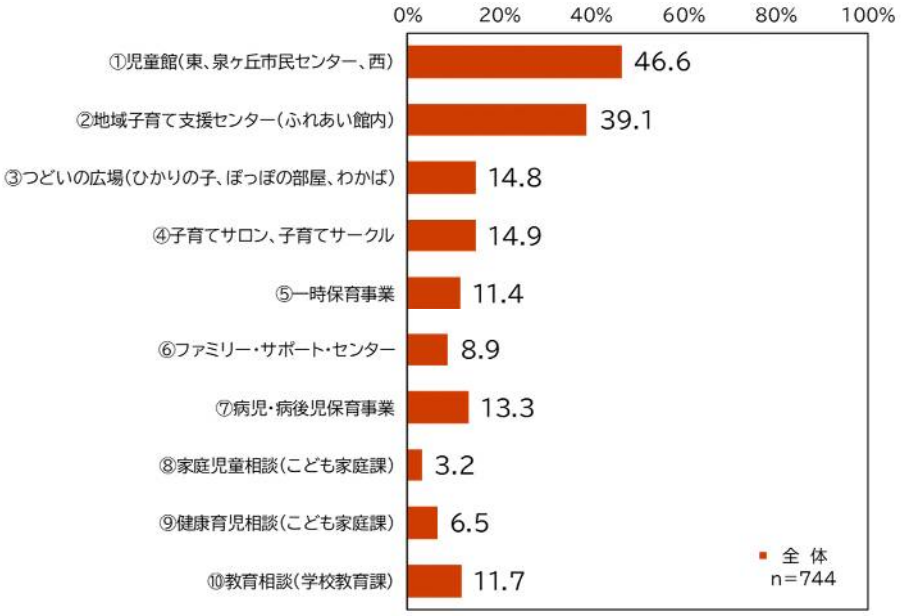

【就学前】

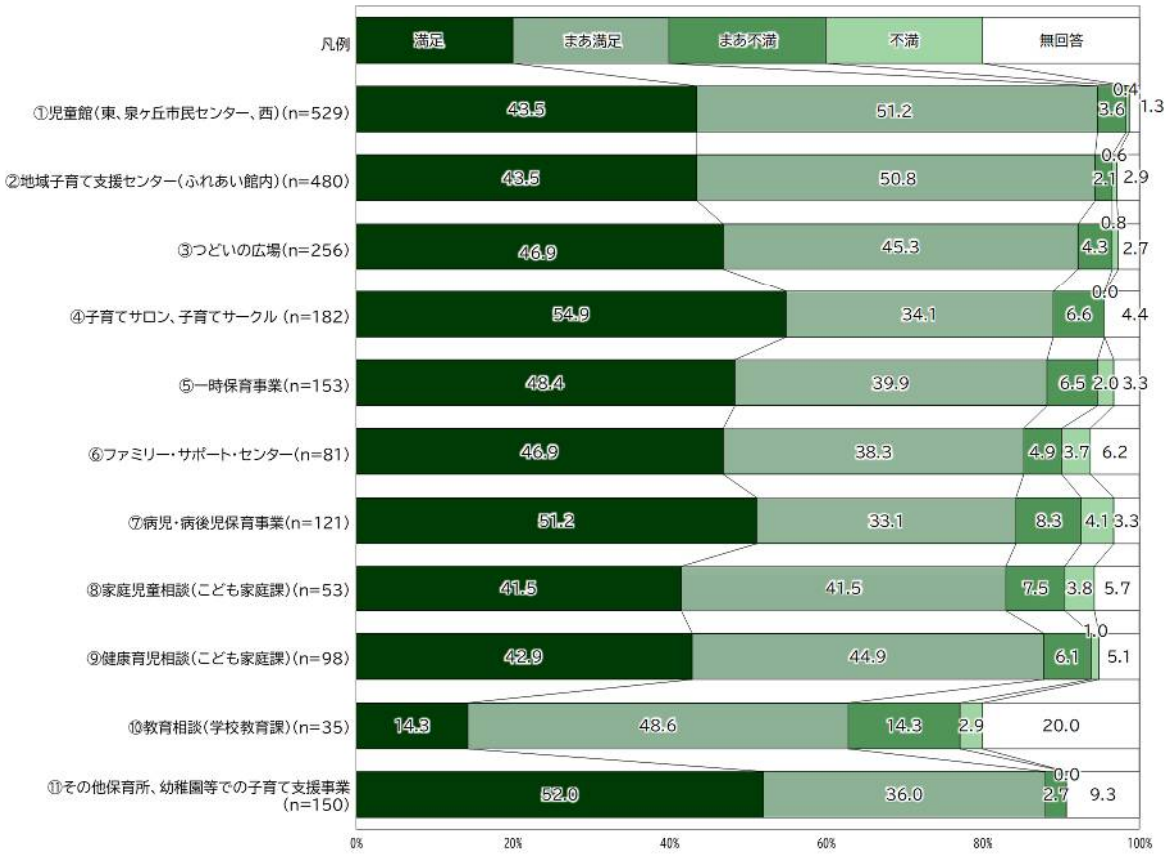
凡例
満足
まあ満足
まあ不満
不満
無回答
①児童館(東、泉ヶ丘市民センター、西)(n=529)
43.5
51.2
0.4
3.6
1.3
②地域子育て支援センター(ふれあい館内)(n=480)
43.5
50.8
0.6
2.1
2.9
③つどいの広場(n=256)
46.9
45.3
0.8
4.3
2.7
④子育てサロン、子育てサークル (n=182)
54.9
34.1
0.0
6.6
4.4
⑤一時保育事業(n=153)
48.4
39.9
6.5
2.0
3.3
⑥ファミリー・サポート・センター(n=81)
46.9
38.3
4.9
3.7
6.2
⑦病児・病後児保育事業(n=121)
51.2
33.1
8.3
4.1
3.3
⑧家庭児童相談(こども家庭課)(n=53)
41.5
41.5
7.5
3.8
5.7
⑨健康育児相談(こども家庭課)(n=98)
42.9
44.9
1.0
6.1
5.1
⑩教育相談(学校教育課)(n=35)
14.3
48.6
14.3
2.9
20.0
⑪その他保育所、幼稚園等での子育て支援事業(n=150)
52.0
36.0
0.0
2.7
9.3
0%
20%
40%
60%
80%
100%

【小学生】

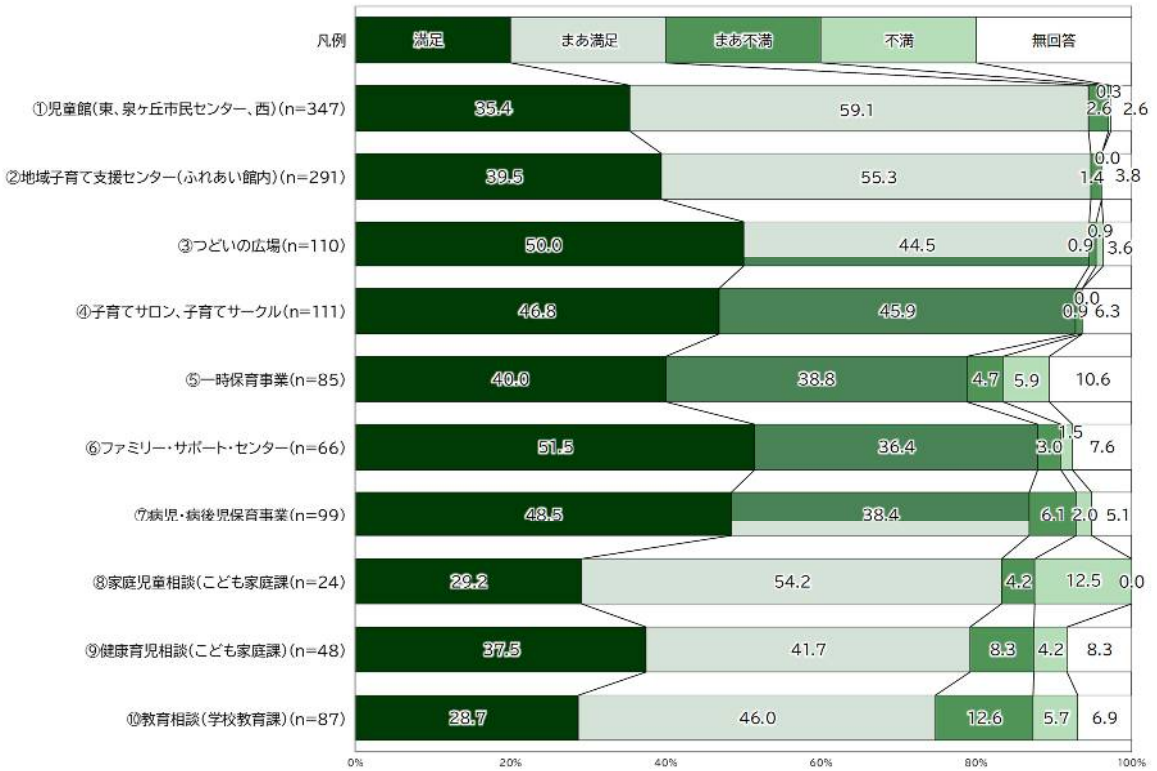
凡例
満足
まあ満足
まあ不満
不満
無回答
①児童館(東、泉ヶ丘市民センター、西)(n=347)
35.4
59.1
0.3
2.6
2.6
②地域子育て支援センター(ふれあい館内)(n=291)
39.5
55.3
0.0
1.4
3.8
③つどいの広場(n=110)
50.0
44.5
0.9
0.9
3.6
④子育てサロン、子育てサークル(n=111)
46.8
45.9
0.0
0.9
6.3
⑤一時保育事業(n=85)
40.0
38.8
4.7
5.9
10.6
⑥ファミリー・サポート・センター(n=66)
51.5
36.4
1.5
3.0
7.6
⑦病児・病後児保育事業(n=99)
48.5
38.4
6.1
2.0
5.1
⑧家庭児童相談(こども家庭課)(n=24)
29.2
54.2
4.2
12.5
0.0
⑨健康育児相談(こども家庭課)(n=48)
37.5
41.7
8.3
4.2
8.3
⑩教育相談(学校教育課)(n=87)
28.7
46.0
12.6
5.7
6.9
0%
20%
40%
60%
80%
100%

⑤小学校就学後の放課後の過ごし方の希望について

就学前児童保護者に小学校就学後の放課後の過ごし方の希望をみると、低学年（１～３年生）時は「放課後児童クラブ」(61.1%）の割合が最も高く、次いで「自宅」(36.6%)、「習い事」(27.5%）となっています。高学年（４～６年生）時では、「自宅」(72.1%）の割合が最も高く、次いで「習い事」(40.8%)、「放課後児童クラブ」(21.4%）となっています。

小学生では、「自宅」(74.2%）の割合が最も高く、次いで「習い事」(46.0%)、「放課後児童クラブ」(35.5%）となっています。

また、土日及び長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望については、就学前・小学生ともに、土日は「利用する必要はない」の割合が最も高くなっていますが、長期休暇期間中は、「低学年（１～３年生）の間は利用したい」「高学年（４～６年生）になっても利用したい」の割合が高くなっています。

【就学前、低学年（１～３年生）時の希望】

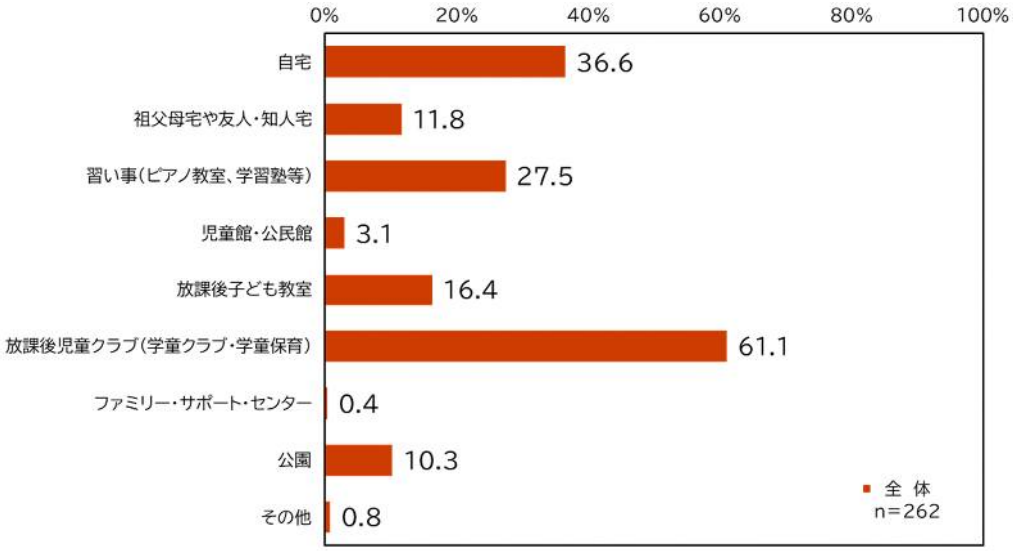

【就学前、高学年（４～６年生）時の希望】

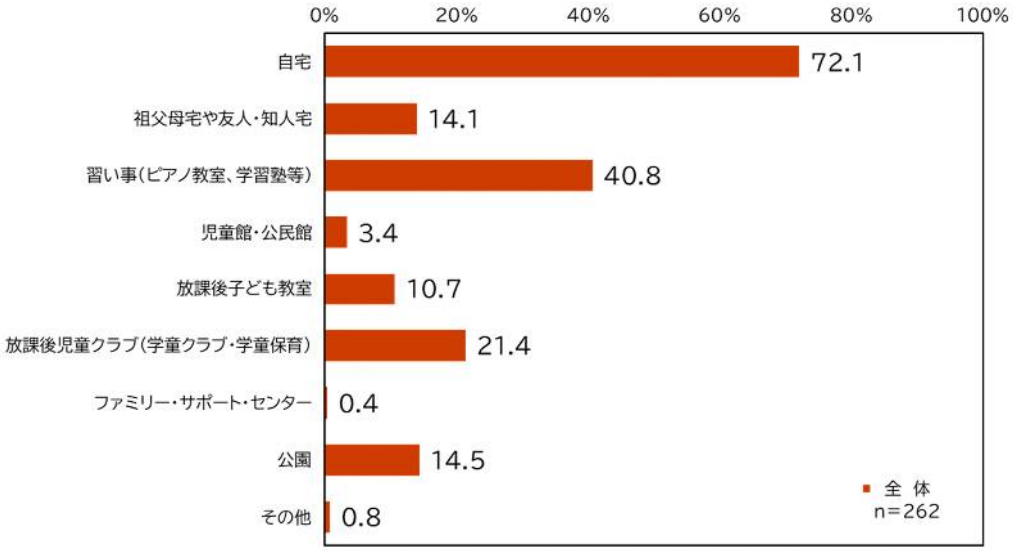

【小学生、利用希望】

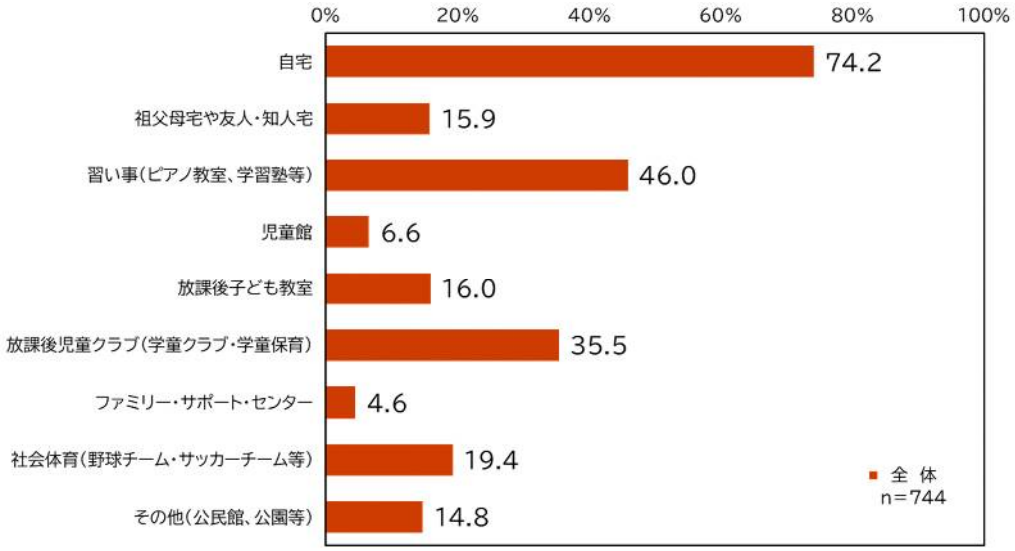

【就学前、土日・長期休暇期間中の希望】

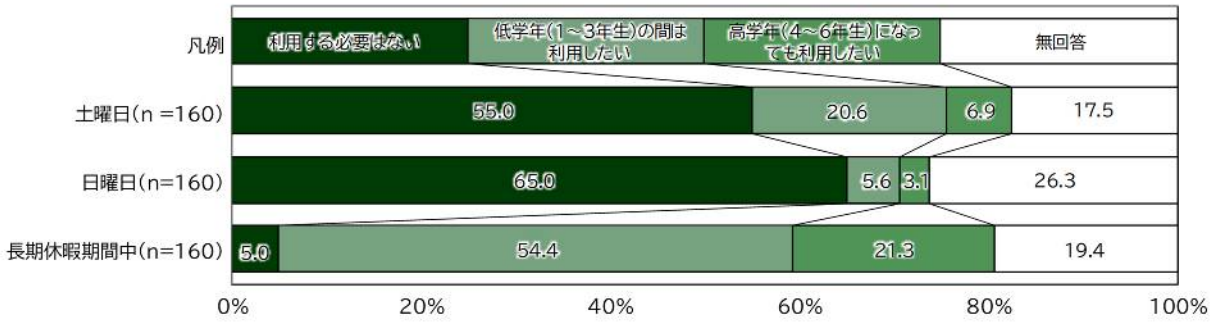

【小学生、土日・長期休暇期間中の希望】

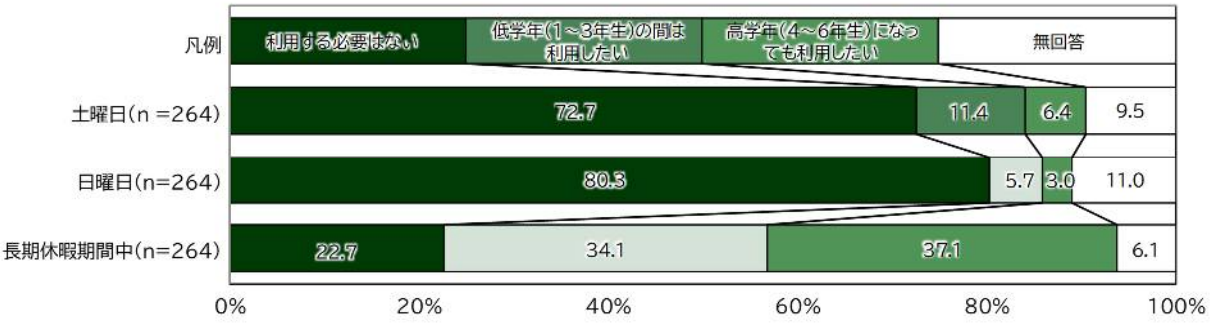

⑥子育てに必要だと思う支援

子育てに必要だと思う支援についてみると、就学前・小学生ともに「子育ての経済的負担の軽減」（就学前：70.9%、小学生：61.6%）の割合が最も高く、次いで「仕事と子育てが両立できる雇用環境づくりや就労支援」（就学前：54.8%、小学生：46.8%）の割合が高く、上位２位にあがっています。

また、それぞれ続く上位３位には、就学前では「多様な保育・教育サービスの充実」（40.3%）、小学生では「安全・安心な生活環境づくりの推進」（35.5%）があがっています。

【就学前】

【小学生】

0%
20%
40%
60%
80%
100%
こどもの権利の尊重、擁護 15.6
家庭における男性の家事・育児への参加促進 15.5
多様な保育・教育サービスの充実 26.9
仕事と子育てが両立できる雇用環境づくりや就労支援 46.8
子育て相談・情報機能の強化 15.3
ひとり親家庭に対する支援 17.9
障がいがあるこどもやその家庭に対する支援 17.1
母子保健・医療の充実 14.5
子育ての経済的負担の軽減 61.6
多子世帯に対する支援の充実 14.8
自然とのふれあいのある環境整備 17.2
安全・安心な生活環境づくりの推進 35.5
子育てがしやすい住環境の整備 29.0
質の高い幼児教育・保育の充実 11.7
生きる力や豊かな人間性をはぐくむ学校教育の充実 28.9
学校に行きづらいこどもやその家庭に対する支援 20.8
こどもの健全育成を図る取り組みの推進 7.7
親と子のふれあいを深める家庭教育の推進 3.9
学校や家以外のこどもの居場所づくり 23.9
支援者の育成、地域活動の支援 7.1
その他 2.8
特にない 0.7
全 体
n=744

⑦合志市の子育て支援や環境について

⑦-１　満足度

合志市の子育て支援や環境についての満足度をみると、就学前では、「満足」、「まあ満足」を合わせた割合が最も高いのは、「⑫医療費助成等の子育て支援の制度」の86.0%で、次いで「②子育てにやさしい居住・生活環境」が66.5%、「⑤就学前教育・保育、学校教育の質」が56.6%となっています。一方、「不満」、「まあ不満」を合わせた割合が最も高いのは、「⑪公園やこどもの遊び場の整備」の45.5%となっています。

小学生で、「満足」、「まあ満足」を合わせた割合が最も高いのは、「⑫医療費助成等の子育て支援の制度」の85.7%で、次いで「②子育てにやさしい居住・生活環境」が67.5%、「⑤就学前教育・保育、学校教育の質」が62.8%となっています。一方、「不満」、「まあ不満」を合わせた割合が最も高いのは、「⑪公園やこどもの遊び場の整備」の44.9%となっています。

【満足度、就学前】

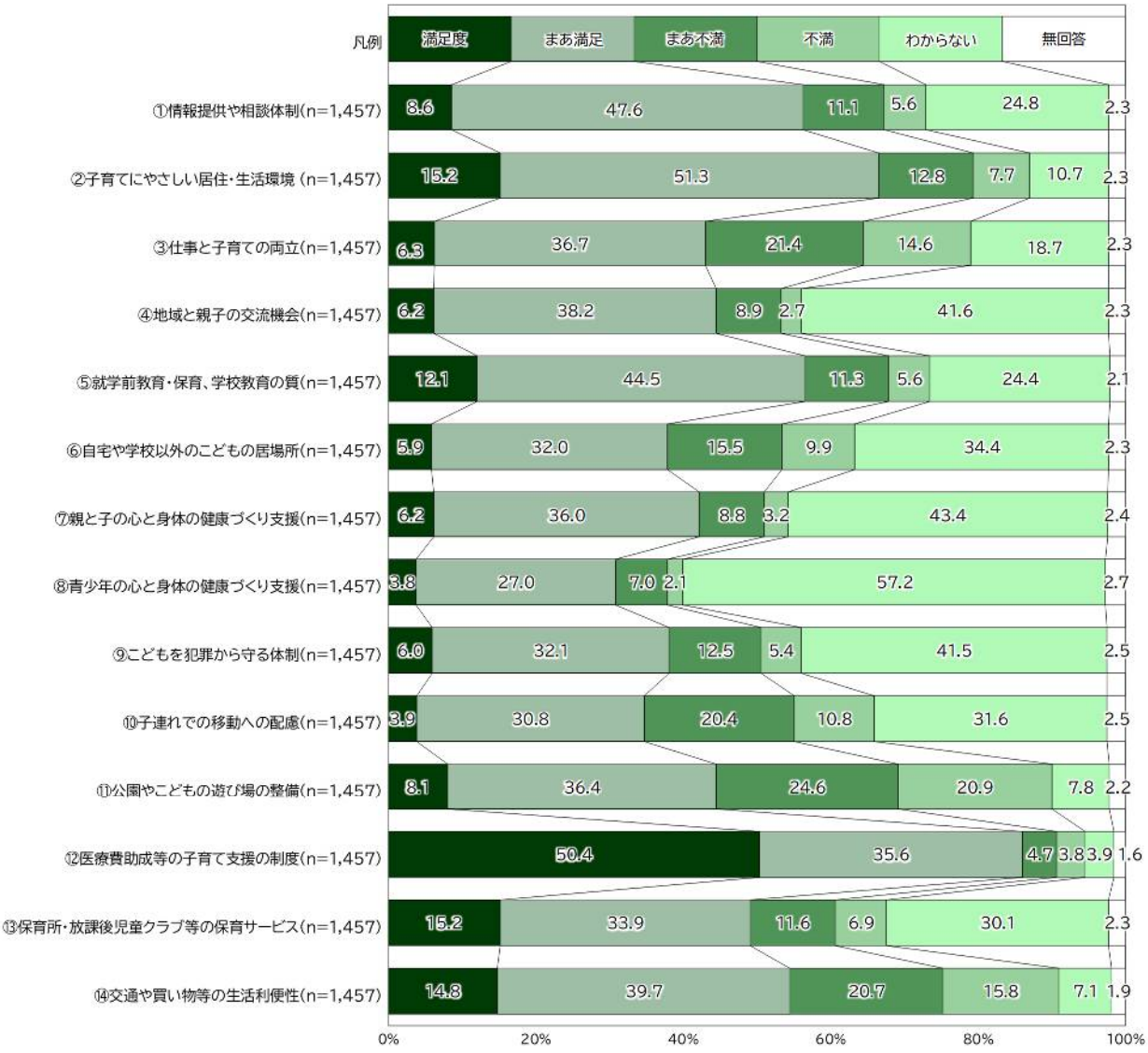

【満足度、小学生】

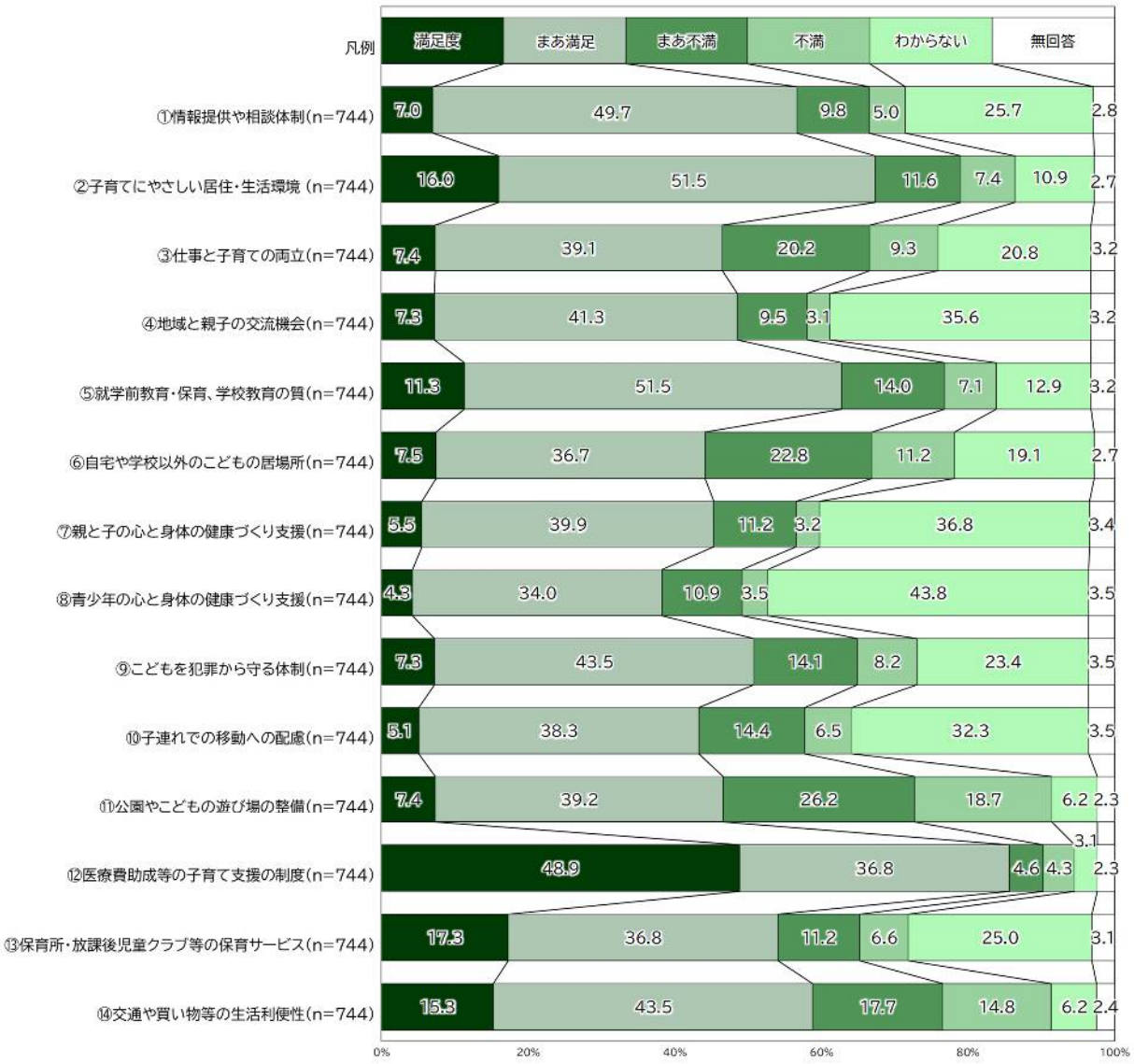
凡例
満足度
まあ満足
まあ不満
不満
わからない
無回答
①情報提供や相談体制(n=744)
7.0
49.7
9.8
5.0
25.7
2.8
②子育てにやさしい居住・生活環境 (n=744)
16.0
51.5
11.6
7.4
10.9
2.7
③仕事と子育ての両立(n=744)
7.4
39.1
20.2
9.3
20.8
3.2
④地域と親子の交流機会(n=744)
7.3
41.3
9.5
3.1
35.6
3.2
⑤就学前教育・保育、学校教育の質(n=744)
11.3
51.5
14.0
7.1
12.9
3.2
⑥自宅や学校以外のこどもの居場所(n=744)
7.5
36.7
22.8
11.2
19.1
2.7
⑦親と子の心と身体の健康づくり支援(n=744)
5.5
39.9
11.2
3.2
36.8
3.4
⑧青少年の心と身体の健康づくり支援(n=744)
4.3
34.0
10.9
3.5
43.8
3.5
⑨こどもを犯罪から守る体制(n=744)
7.3
43.5
14.1
8.2
23.4
3.5
⑩子連れでの移動への配慮(n=744)
5.1
38.3
14.4
6.5
32.3
3.5
⑪公園やこどもの遊び場の整備(n=744)
7.4
39.2
26.2
18.7
6.2
2.3
⑫医療費助成等の子育て支援の制度(n=744)
3.1
48.9
36.8
4.6
4.3
2.3
⑬保育所・放課後児童クラブ等の保育サービス(n=744)
17.3
36.8
11.2
6.6
25.0
3.1
⑭交通や買い物等の生活利便性(n=744)
15.3
43.5
17.7
14.8
6.2
2.4
0%
20%
40%
60%
80%
100%

⑦-２　重要度

合志市の子育て支援や環境についての重要度をみると、就学前では、「重要」、「まあ重要」を合わせた割合が最も高いのは、「⑫医療費助成等の子育て支援の制度」の95.7%で、次いで「⑨こどもを犯罪から守る体制」が94.7%、「②子育てにやさしい居住・生活環境」が94.2%となっています。

小学生で、「重要」、「まあ重要」を合わせた割合が最も高いのは、「⑨こどもを犯罪から守る体制」の92.4%で、次いで「⑪公園やこどもの遊び場の整備」が92.2%、「⑫医療費助成等の子育て支援の制度」が91.9%となっています。

【重要度、就学前】

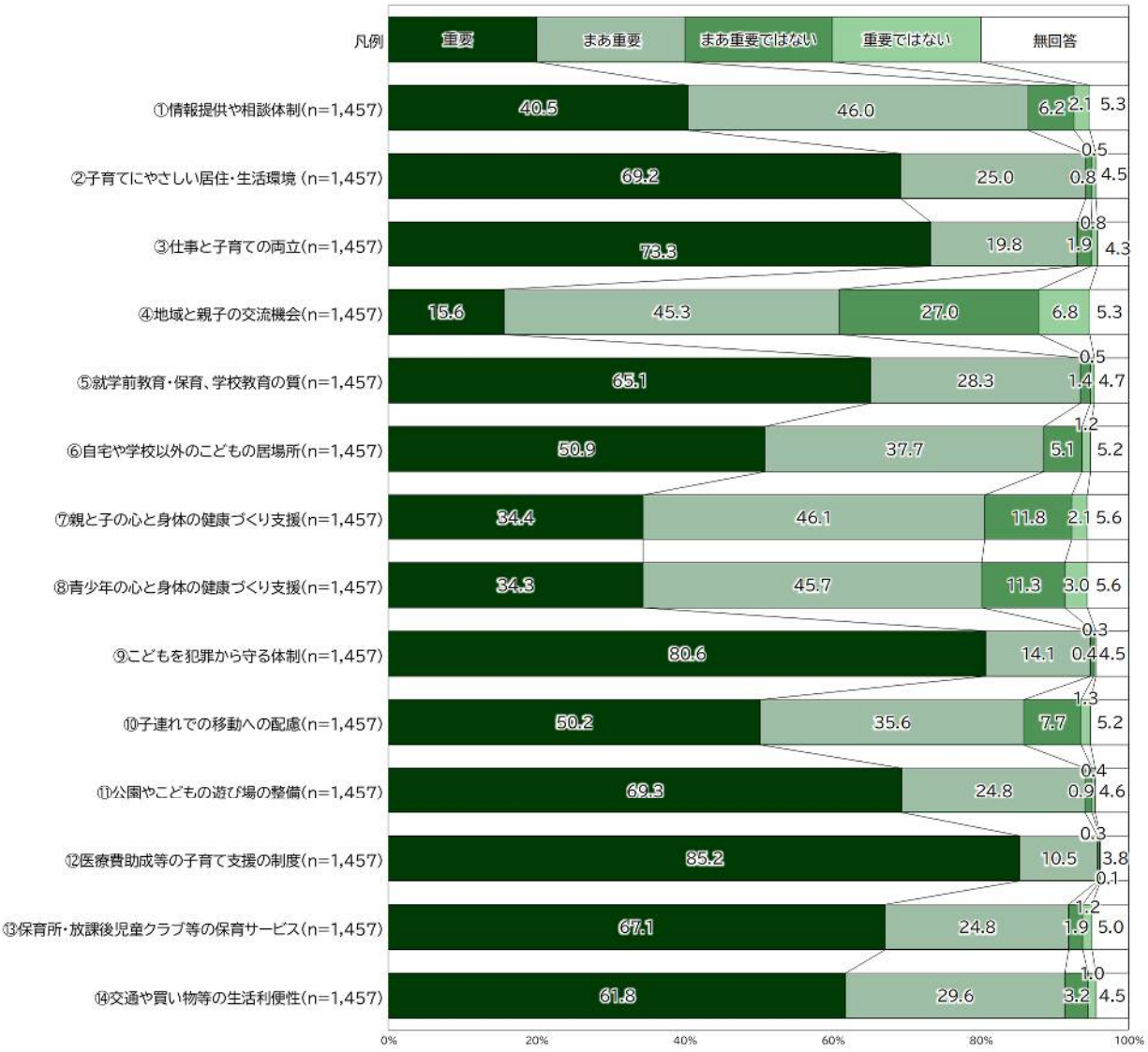

【重要度、小学生】

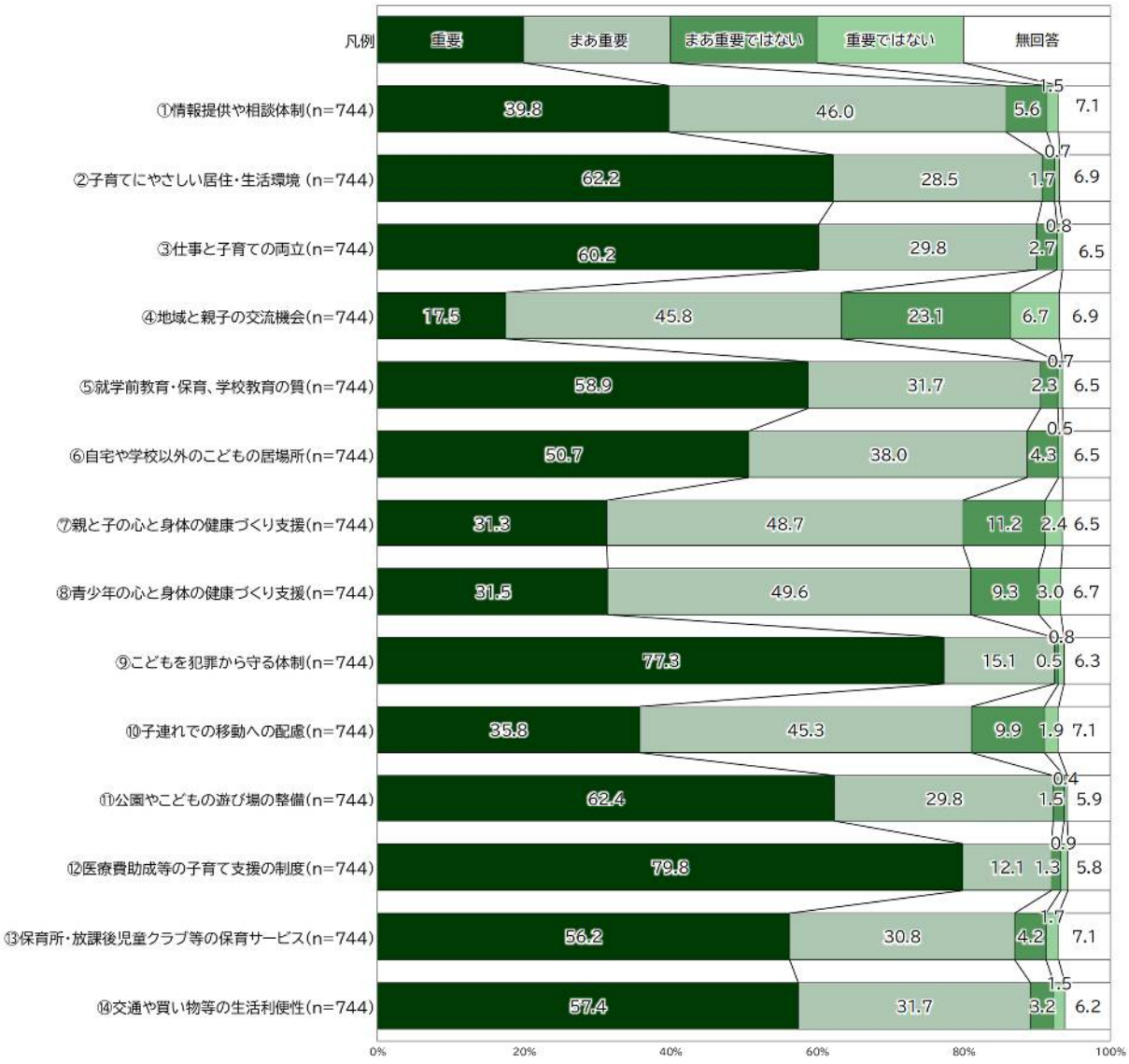
凡例
重要
まあ重要
まあ重要ではない
重要ではない
無回答
①情報提供や相談体制(n=744) 39.8 46.0 5.6 1.5 7.1
②子育てにやさしい居住・生活環境 (n=744) 62.2 28.5 1.7 0.7 6.9
③仕事と子育ての両立(n=744) 60.2 29.8 2.7 0.8 6.5
④地域と親子の交流機会(n=744) 17.5 45.8 23.1 6.7 6.9
⑤就学前教育・保育、学校教育の質(n=744) 58.9 31.7 2.3 0.7 6.5
⑥自宅や学校以外のこどもの居場所(n=744) 50.7 38.0 4.3 0.5 6.5
⑦親と子の心と身体の健康づくり支援(n=744) 31.3 48.7 11.2 2.4 6.5
⑧青少年の心と身体の健康づくり支援(n=744) 31.5 49.6 9.3 3.0 6.7
⑨こどもを犯罪から守る体制(n=744) 77.3 15.1 0.5 0.8 6.3
⑩子連れでの移動への配慮(n=744) 35.8 45.3 9.9 1.9 7.1
⑪公園やこどもの遊び場の整備(n=744) 62.4 29.8 1.5 0.4 5.9
⑫医療費助成等の子育て支援の制度(n=744) 79.8 12.1 1.3 0.9 5.8
⑬保育所・放課後児童クラブ等の保育サービス(n=744) 56.2 30.8 4.2 1.7 7.1
⑭交通や買い物等の生活利便性(n=744) 57.4 31.7 3.2 1.5 6.2
0%
20%
40%
60%
80%
100%

【相関図、就学前】

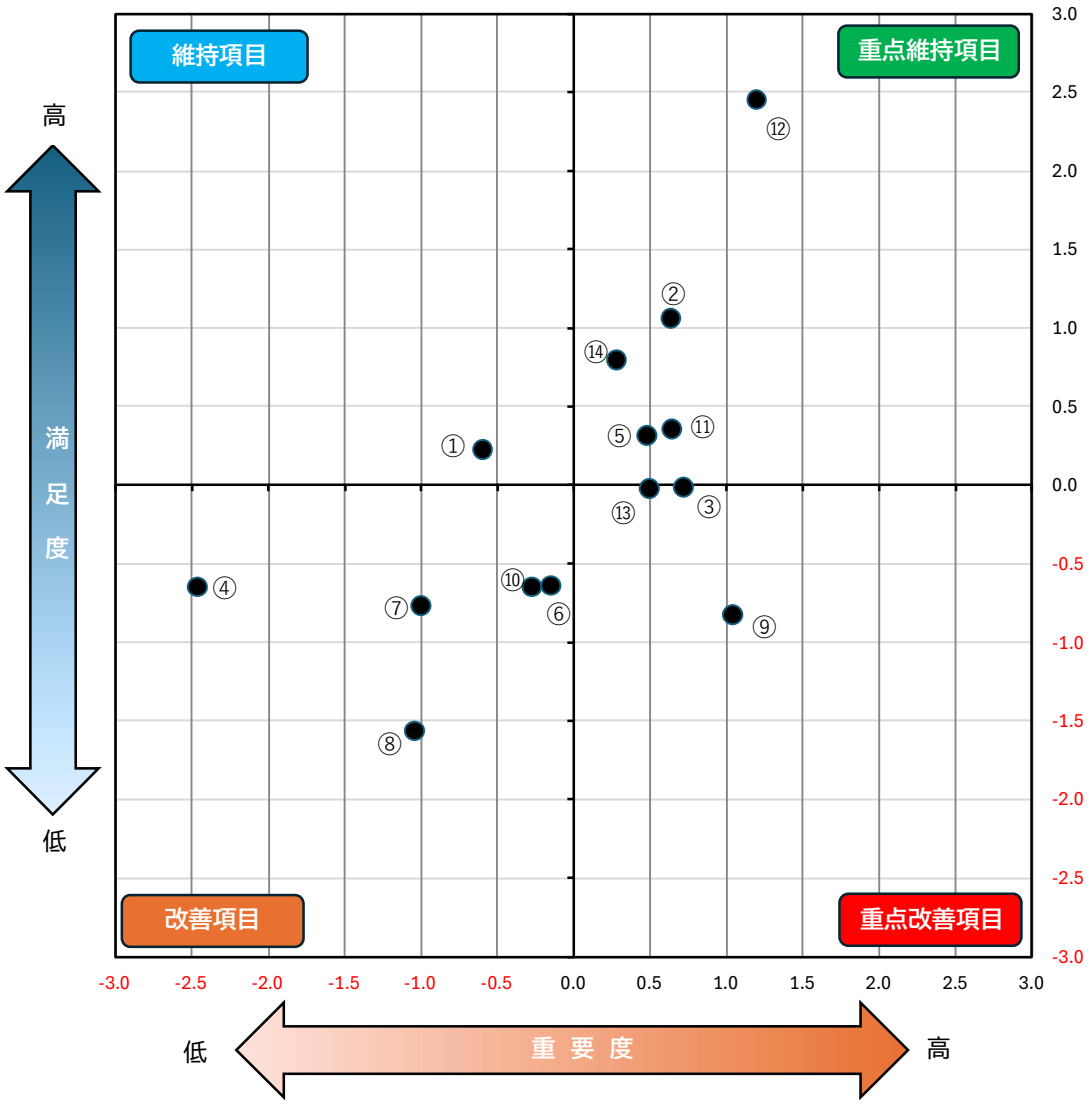

項　　目	平均値		Zスコア		象　限
	重要度	満足度	重要度	満足度	
①情報提供や相談体制	3.319	2.098	-0.596	0.219	維持項目
②子育てにやさしい居住･生活環境	3.705	2.539	0.638	1.057	重点維持項目
③仕事と子育ての両立	3.730	1.973	0.718	-0.019	重点改善項目
④地域と親子の交流機会	2.736	1.639	-2.459	-0.653	改善項目
⑤就学前教育･保育、学校教育の質	3.657	2.146	0.484	0.311	重点維持項目
⑥自宅や学校以外のこどもの居場所	3.458	1.643	-0.151	-0.645	改善項目
⑦親と子の心と身体の健康づくり支援	3.194	1.574	-0.994	-0.777	改善項目
⑧青少年の心と身体の健康づくり支援	3.180	1.158	-1.041	-1.567	改善項目
⑨こどもを犯罪から守る体制	3.833	1.546	1.044	-0.830	重点改善項目
⑩子連れでの移動への配慮	3.421	1.638	-0.269	-0.655	改善項目
⑪公園やこどもの遊び場の整備	3.708	2.166	0.646	0.349	重点維持項目
⑫医療費助成等の子育て支援の制度	3.881	3.269	1.198	2.444	重点維持項目
⑬保育所･放課後児童クラブ等の保育サービス	3.662	1.970	0.499	-0.025	重点改善項目
⑭交通や買い物等の生活利便性	3.594	2.400	0.283	0.792	重点維持項目

※数値は各項目の重要度、満足度それぞれの平均値を平均0、分散1となるように正規化

【維持項目】 満足度こそ高いものの、重要度は低い項目

【改善項目】 満足度と重要度ともに低い項目

【重点維持項目】 重要度も満足度も高い項目

【重点改善項目】 重要度が高いにも関わらず市民から満足されていない項目

【相関図、小学生】

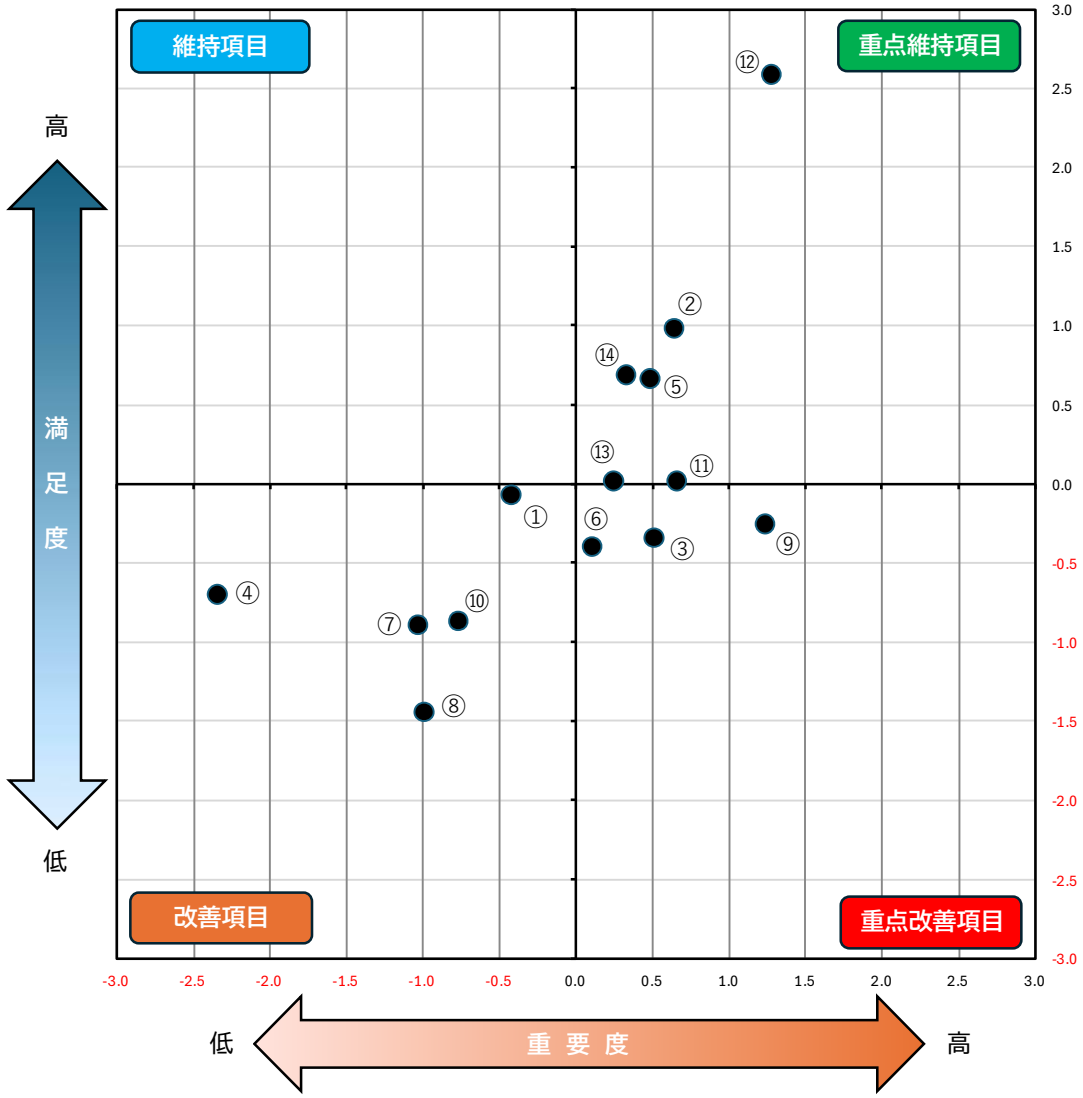

項　　目	平均値		Zスコア		象 限
	重要度	満足度	重要度	満足度	
①情報提供や相談体制	3.336	2.660	-0.415	-0.074	改善項目
②子育てにやさしい居住・生活環境	3.635	3.251	0.649	0.982	重点維持項目
③仕事と子育ての両立	3.598	2.511	0.516	-0.339	重点改善項目
④地域と親子の交流機会	2.795	2.310	-2.338	-0.699	改善項目
⑤就学前教育・保育、学校教育の質	3.591	3.074	0.491	0.665	重点維持項目
⑥自宅や学校以外のこどもの居場所	3.484	2.479	0.113	-0.396	重点改善項目
⑦親と子の心と身体の健康づくり支援	3.164	2.202	-1.027	-0.892	改善項目
⑧青少年の心と身体の健康づくり支援	3.174	1.894	-0.989	-1.440	改善項目
⑨こどもを犯罪から守る体制	3.802	2.558	1.243	-0.255	重点改善項目
⑩子連れでの移動への配慮	3.237	2.217	-0.765	-0.864	改善項目
⑪公園やこどもの遊び場の整備	3.639	2.713	0.662	0.020	重点維持項目
⑫医療費助成等の子育て支援の制度	3.813	4.149	1.282	2.584	重点維持項目
⑬保育所・放課後児童クラブ等の保育サービス	3.522	2.713	0.249	0.021	重点維持項目
⑭交通や買い物等の生活利便性	3.546	3.085	0.332	0.686	重点維持項目

※数値は各項目の重要度、満足度それぞれの平均値を平均0、分散1となるように正規化

【維持項目】 満足度こそ高いものの、重要度は低い項目

【改善項目】 満足度と重要度ともに低い項目

【重点維持項目】 重要度も満足度も高い項目

【重点改善項目】 重要度が高いにも関わらず市民から満足されていない項目

（２）中学生・高校生・若者世代の意識調査結果（中学生・高校生世代、若者世代）

①悩みや困りごとについて（中学生・高校生世代）

悩みや困りごとをみると、「受験や成績のこと」が49.0％で最も高く、次いで「自分の将来のこと」の33.0％、「学校生活のこと」の18.0％となっています。

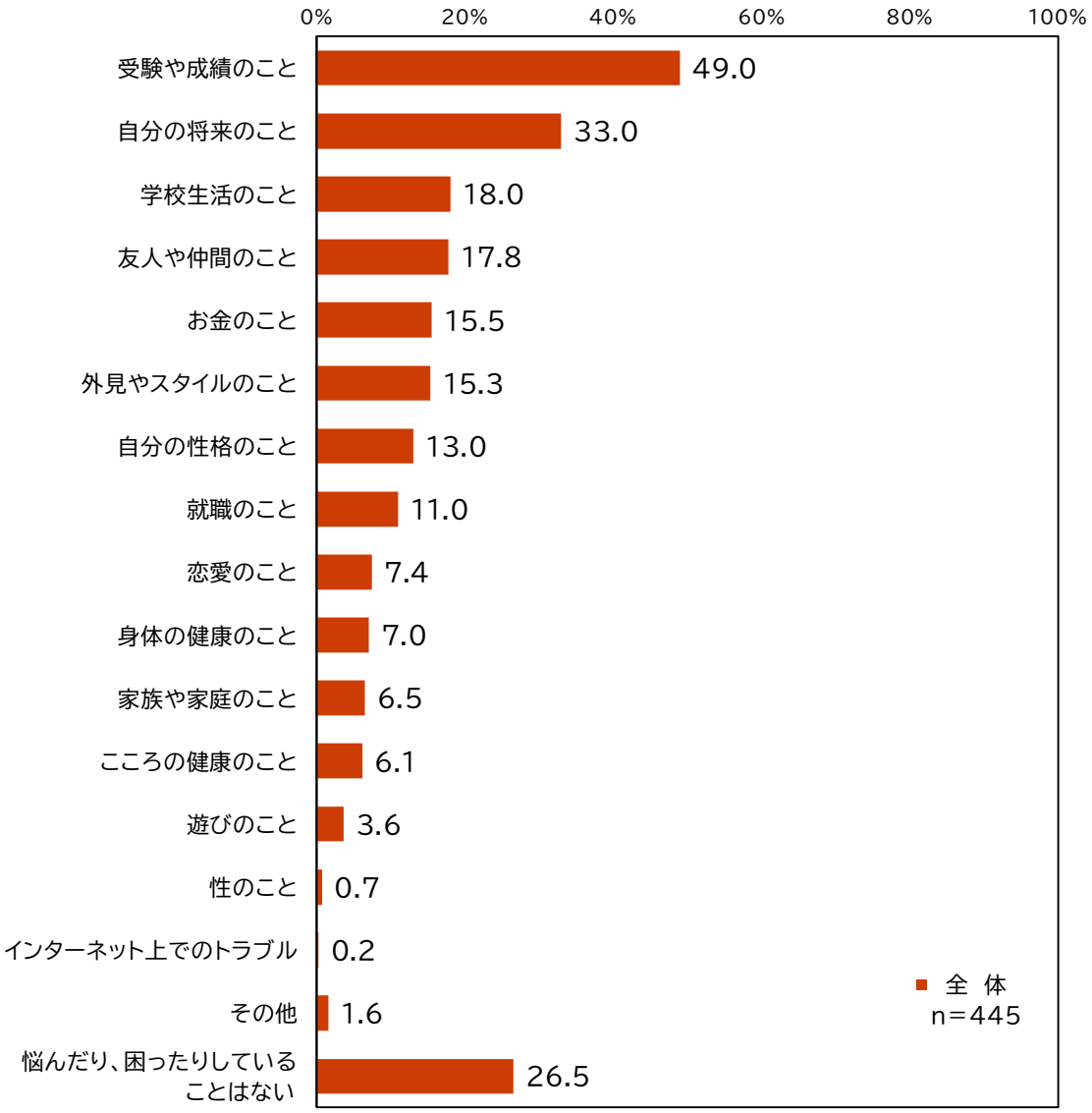

②相談できる人について

相談できる人をみると、中学生・高校生世代では「親（75.1%）」が、若者世代では「家族・親せき（74.0%）」が最も高く、次いで中学生・高校生世代で「友達・先輩（64.7%）」、若者世代で「友達（60.9%）」となっています。

【中学生･高校生世代】

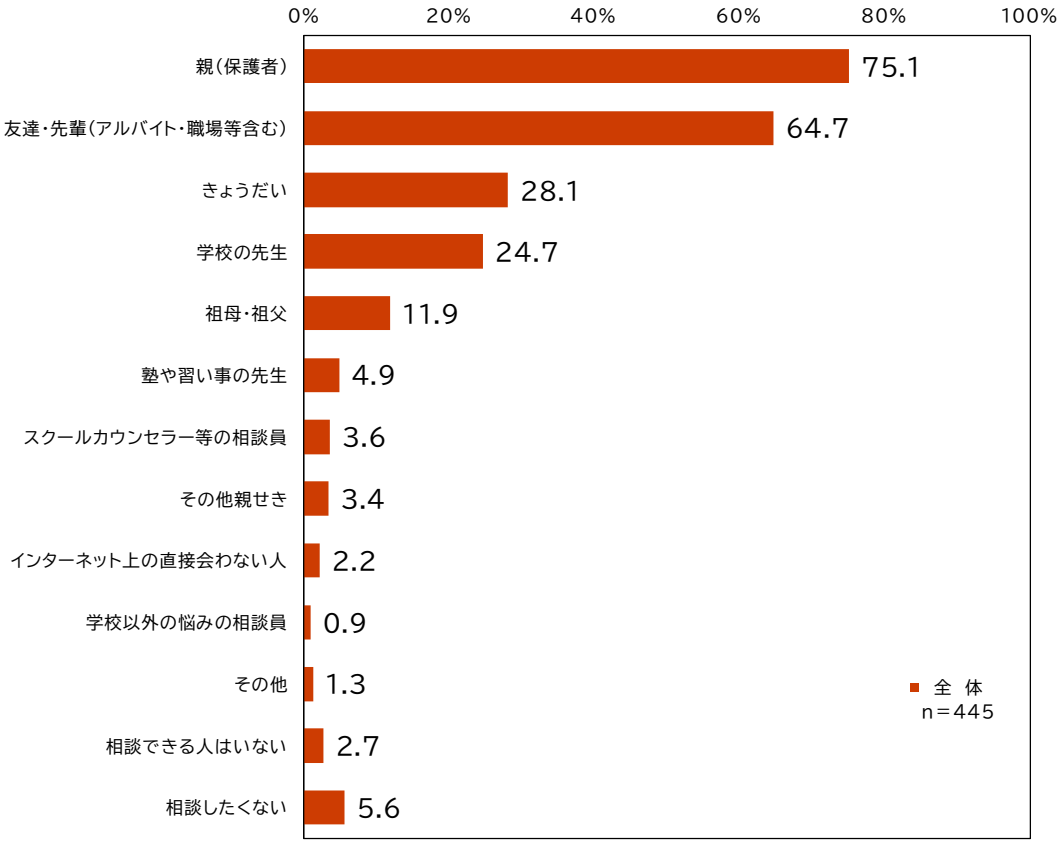

【若者世代】

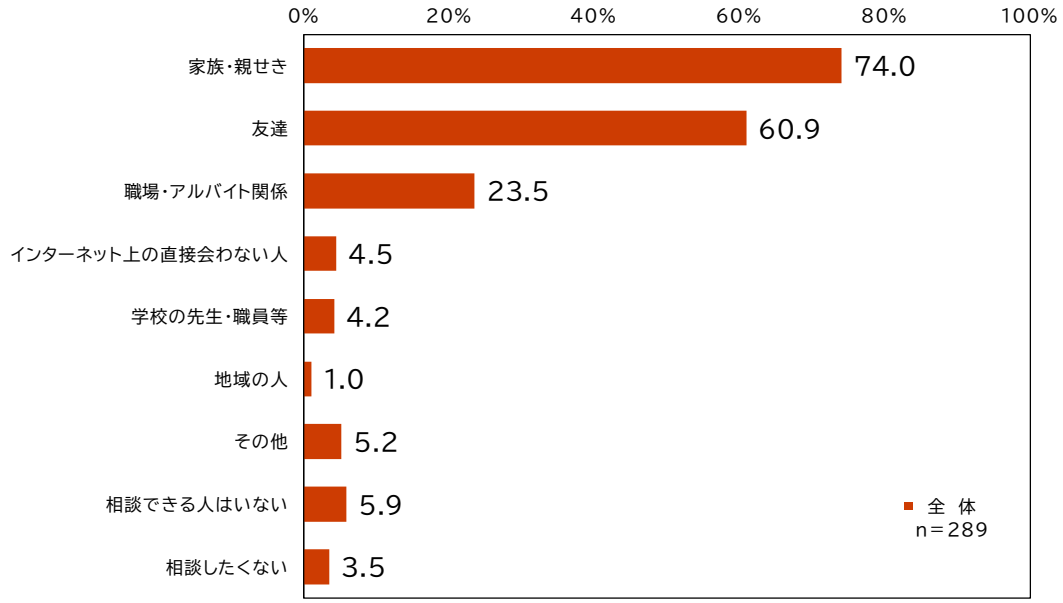

③居場所について（中学生・高校生世代のみ）

ほっとできる場所・安心できる場所をみると、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合が最も高いのは、「②家庭（親せきの家を含む）」の91.2%で、次いで「①自分の部屋」の91.0%となっています。

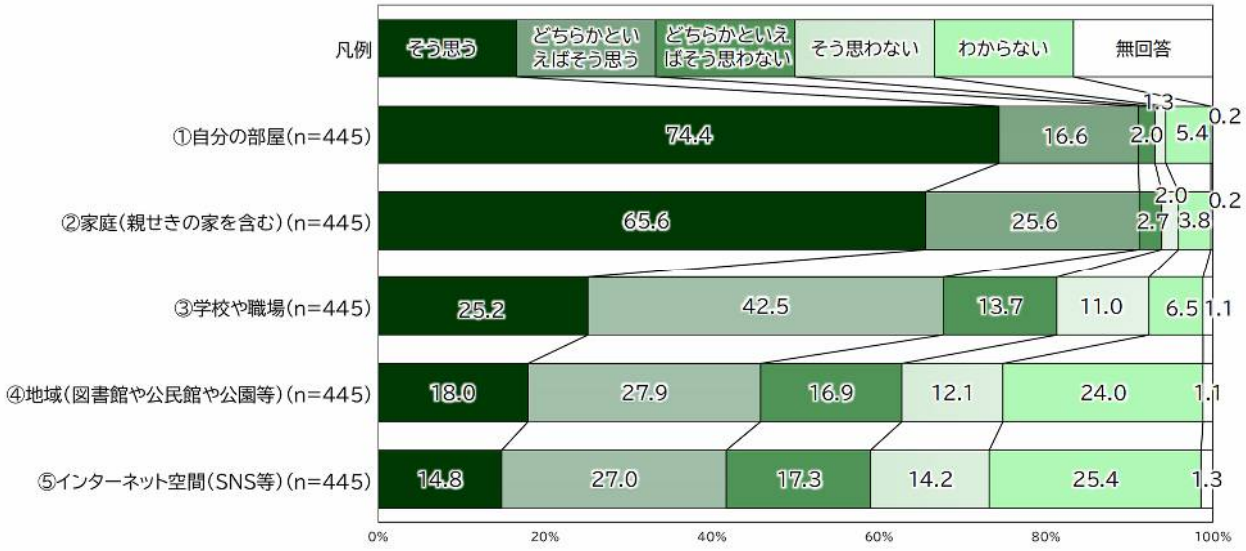

④将来の不安について（若者世代のみ）

将来の不安についてみると、「感じている」が70.9%で、「感じていない」が29.1%となっています。また、不安の主な理由については、「収入・生活費」が58.5%で最も高く、次いで「仕事」の17.1%となっています。

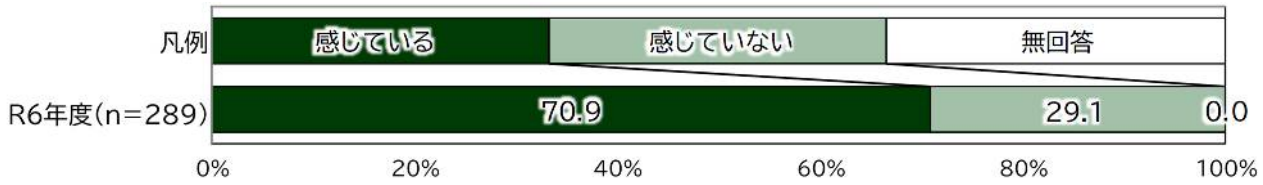

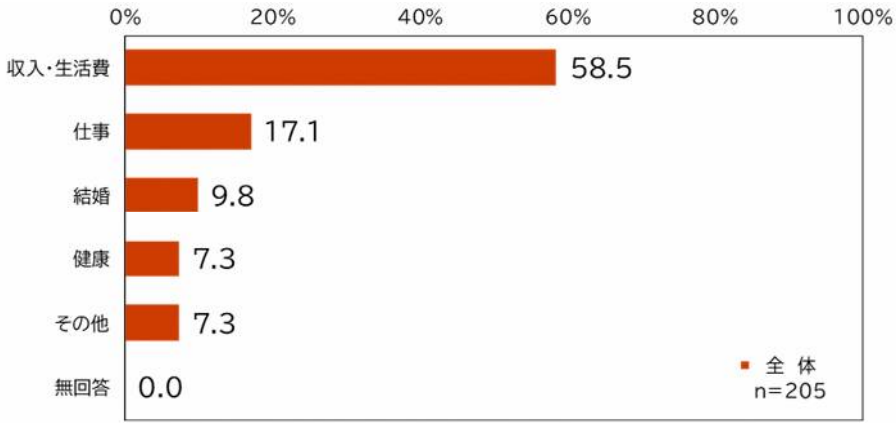

⑤こどもを持つつもりがない、または実際に持つつもりのこどもの人数が理想より少ない理由

こどもを持つつもりがない人の理由についてみると、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」（50.0%）が最も高く、次いで「先の自分の収入に不安があるから」(43.8%)、「自分や夫婦・パートナーとの生活を大切にしたいから」(31.3%）となっています。

また、実際に持つつもりのこどもの人数が理想より少ない理由についてみると、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」(66.7%)が最も高く、次いで「先の自分の収入に不安があるから」(49.3%)、「こどもは欲しいができないから」(18.8%）となっています。

【こどもを持つつもりがない人の理由】

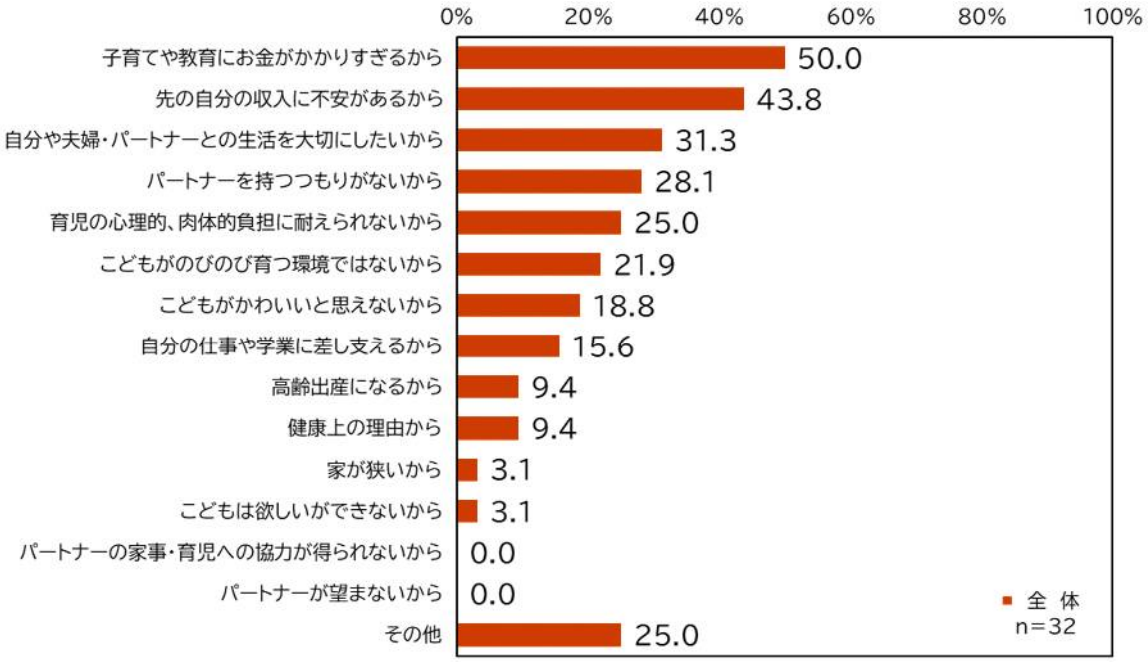

【実際に持つつもりのこどもの人数が理想よりも少ない人の理由】

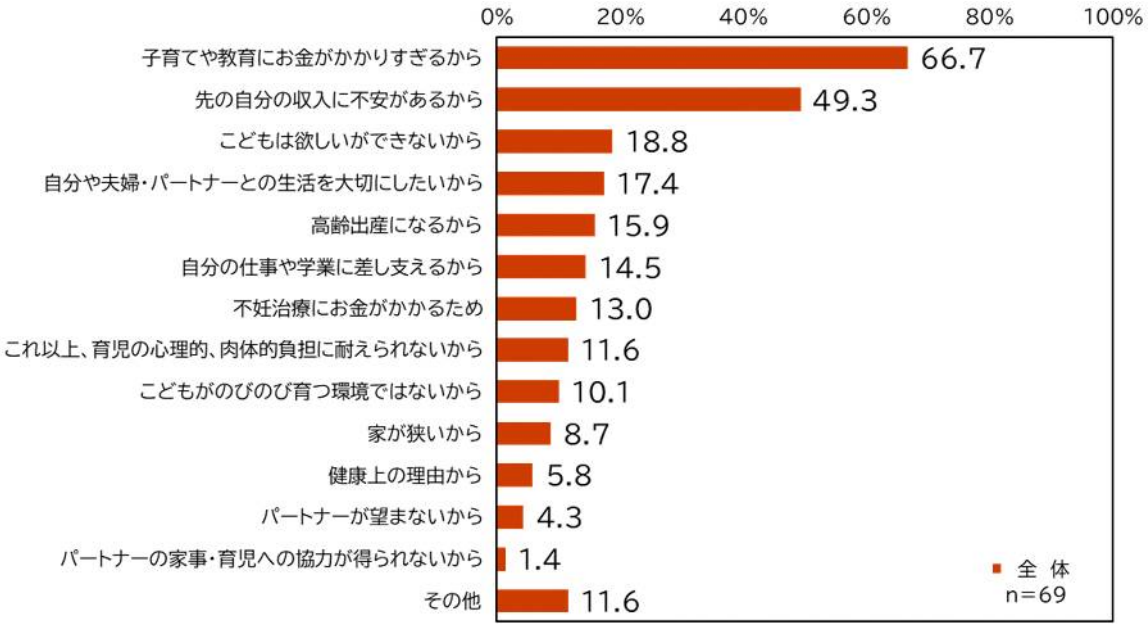

⑥合志市の取組について

中学生・高校生世代における市の取組への満足度については、「満足」、「まあ満足」を合わせた割合が最も高いのは、「④学校教育」の65.4%で、次いで「⑧地域の防犯対策」の59.4%、「⑦スポーツ・運動の機会の提供」の57.1%となっています。重要度をみると、「重要」、「まあ重要」を合わせた割合が最も高いのは、「⑤いじめ対策・不登校対策」の88.8%で、次いで「④学校教育」の88.5%、「⑧地域の防犯対策」の87.2%となっています。

若者世代における満足度を見ると、最も高いのは、「⑧地域の防犯対策」の37.7%で、次いで「③学校教育」の35.3%、「⑤子育て支援」の34.6%となっています。重要度については、最も高いのは、「⑤子育て支援」と「⑧地域の防犯対策」の90.3%で、次いで「③学校教育」の88.9%となっています。

【満足度、中学生・高校生世代】

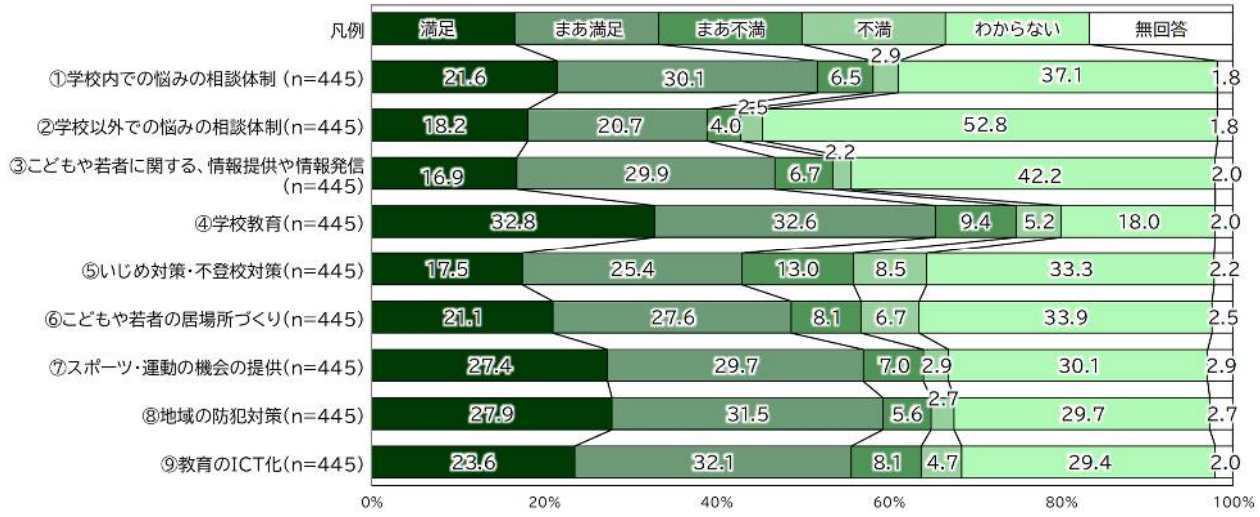

【重要度、中学生・高校生世代】

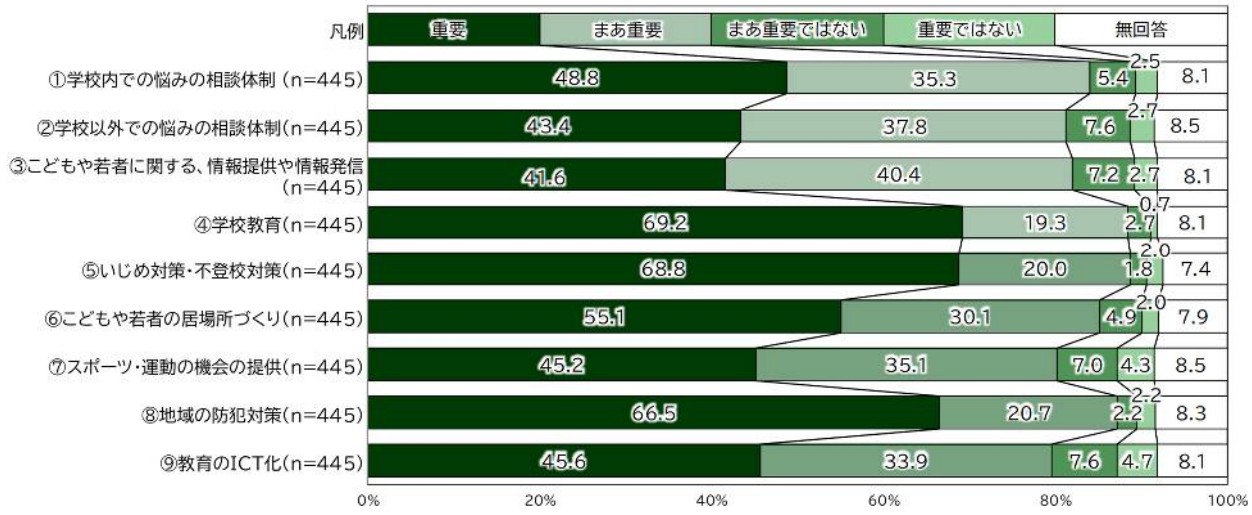

【満足度、若者世代】

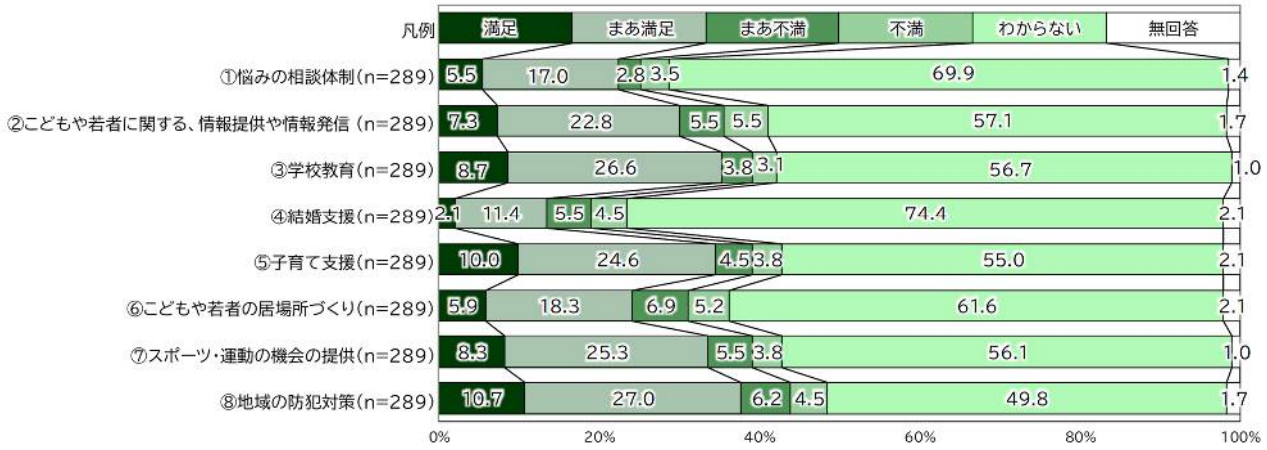

【重要度、若者世代】

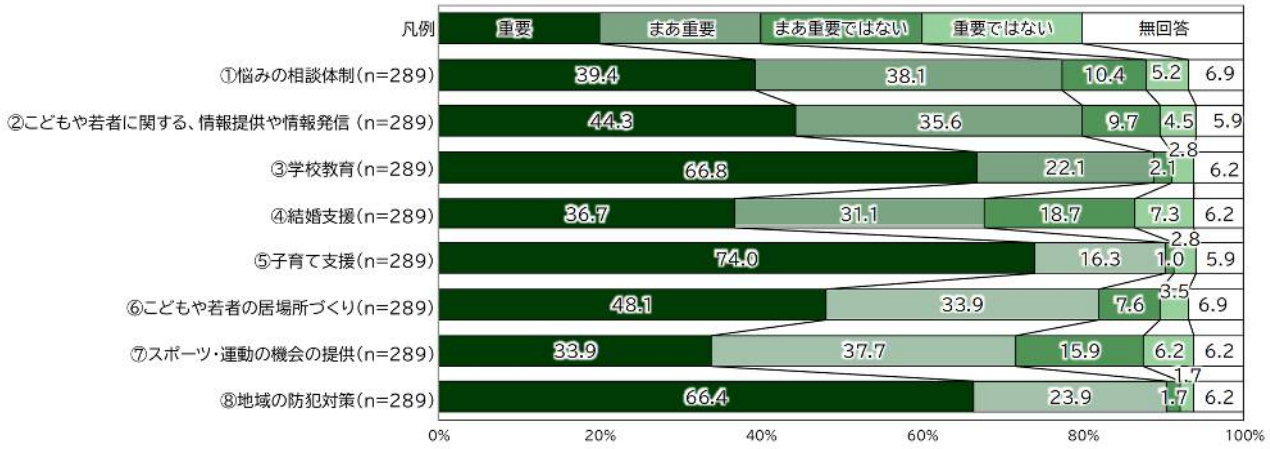

【相関図、中学生・高校生世代】

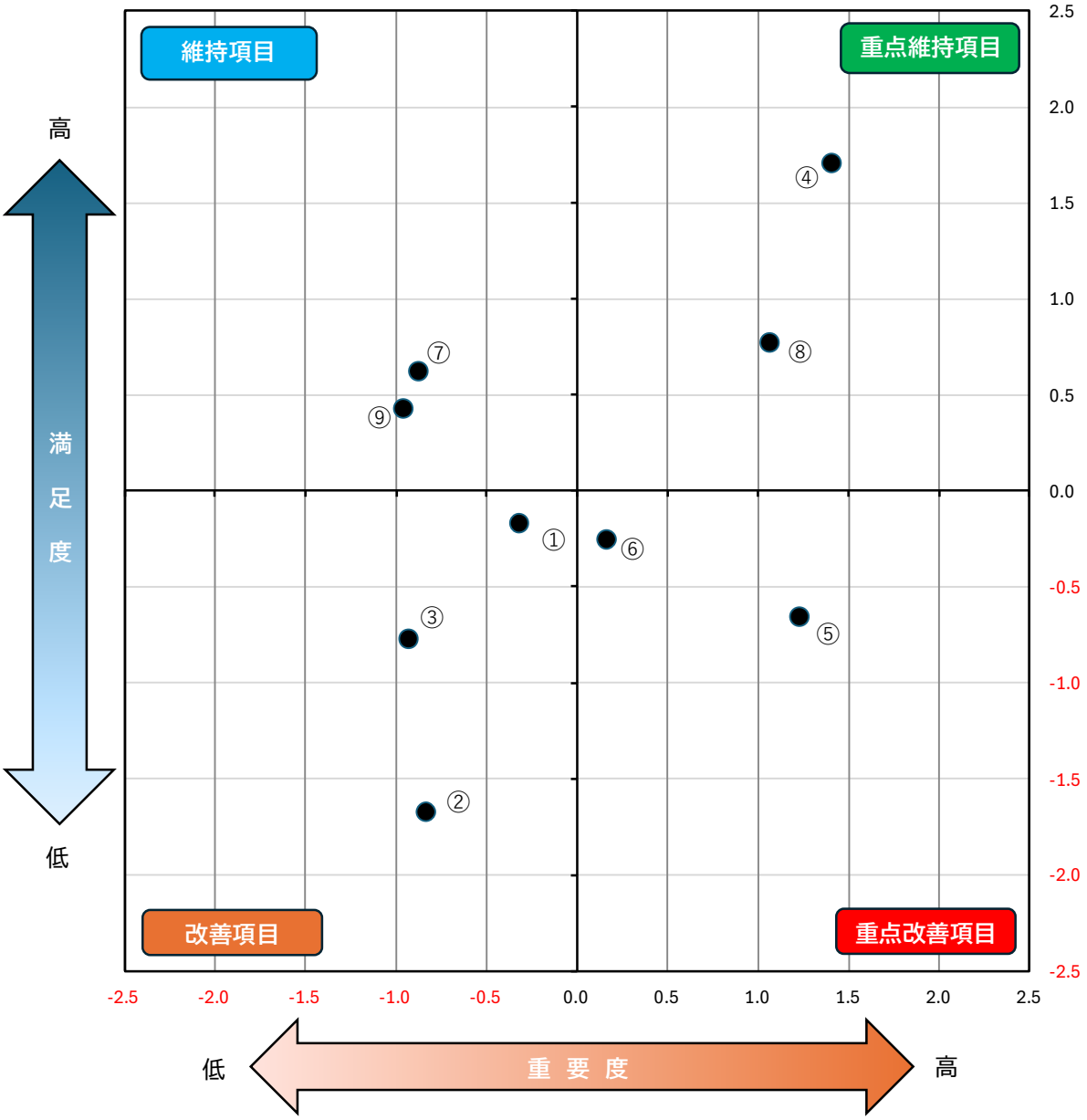

項　　目	平均値		Zスコア		象　限
	重要度	満足度	重要度	満足度	
①学校内での悩みの相談体制	3.4181	2.4874	-0.315	-0.168	改善項目
②学校以外での悩みの相談体制	3.3317	1.8764	-0.827	-1.672	改善項目
③こどもや若者に関する、情報提供や情報発信	3.3154	2.2408	-0.924	-0.775	改善項目
④学校教育	3.709	3.25	1.411	1.709	重点維持項目
⑤いじめ対策・不登校対策	3.6796	2.2897	1.236	-0.655	重点改善項目
⑥こどもや若者の居場所づくり	3.5	2.4516	0.171	-0.256	重点改善項目
⑦スポーツ・運動の機会の提供	3.3243	2.8079	-0.871	0.621	維持項目
⑧地域の防犯対策	3.652	2.8684	1.072	0.770	重点維持項目
⑨教育のICT化	3.3105	2.7294	-0.953	0.427	維持項目

※数値は各項目の重要度、満足度それぞれの平均値を平均0、分散1となるように正規化

【維持項目】 満足度こそ高いものの、重要度は低い項目

【改善項目】 満足度と重要度ともに低い項目

【重点維持項目】 重要度も満足度も高い項目

【重点改善項目】 重要度が高いにも関わらず市民から満足されていない項目

【相関図、若者世代】

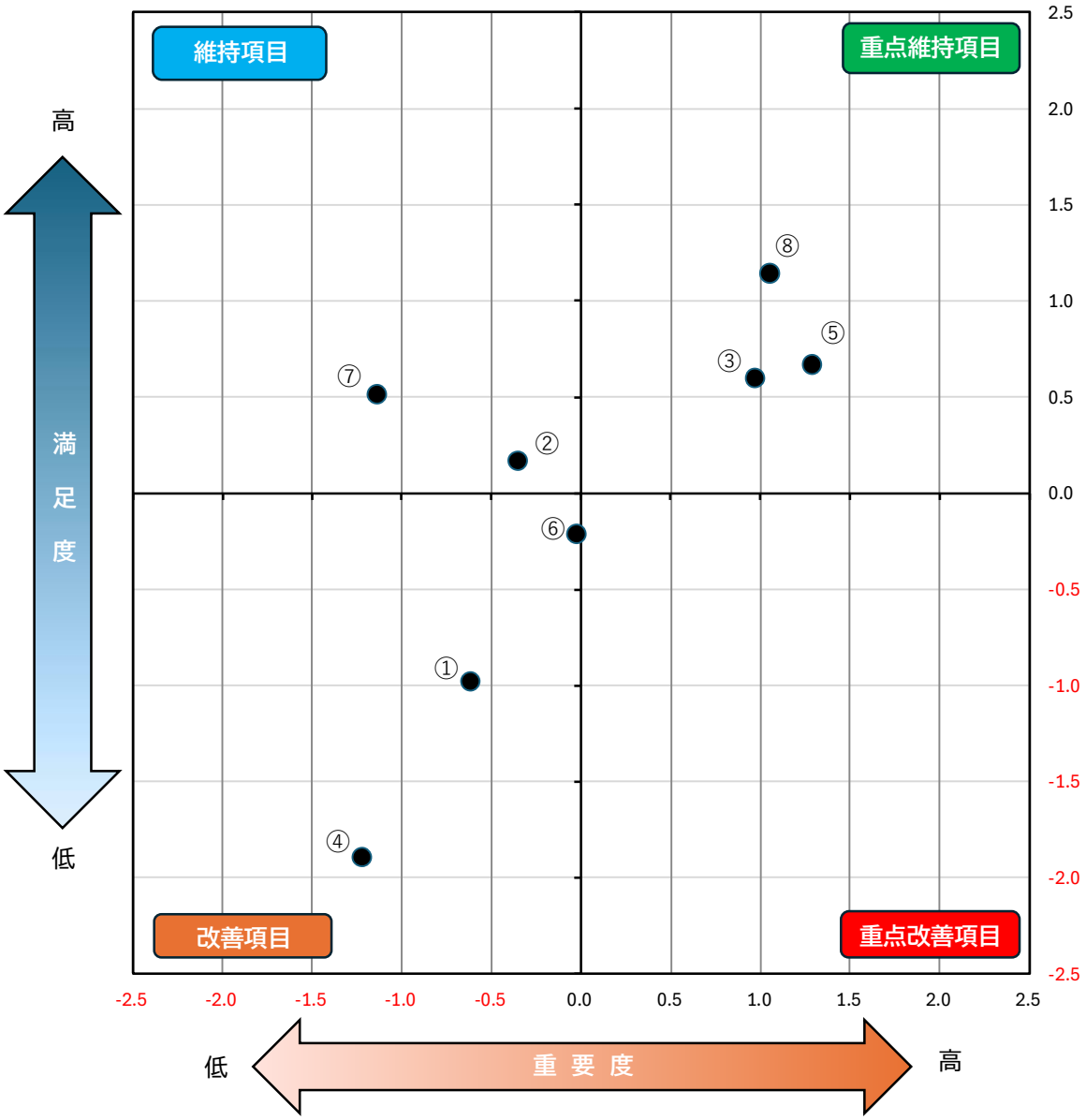

項　　目	平均値		Zスコア		象 限
	重要度	満足度	重要度	満足度	
①悩みの相談体制	3.2007	1.0596	-0.611	-0.978	改善項目
②こどもや若者に関する、情報提供や情報発信	3.2721	1.4683	-0.348	0.167	維持項目
③学校教育	3.631	1.6224	0.976	0.599	重点維持項目
④結婚支援	3.0369	0.7314	-1.215	-1.897	改善項目
⑤子育て支援	3.7169	1.6466	1.293	0.667	重点維持項目
⑥こどもや若者の居場所づくり	3.3606	1.3333	-0.021	-0.211	改善項目
⑦スポーツ・運動の機会の提供	3.059	1.5909	-1.133	0.510	維持項目
⑧地域の防犯対策	3.6531	1.8169	1.058	1.144	重点維持項目

※数値は各項目の重要度、満足度それぞれの平均値を平均0、分散1となるように正規化

【維持項目】 満足度こそ高いものの、重要度は低い項目

【改善項目】 満足度と重要度ともに低い項目

【重点維持項目】 重要度も満足度も高い項目

【重点改善項目】 重要度が高いにも関わらず市民から満足されていない項目

（3）関係事業者・団体調査結果

①「子育てやこども、若者に対する支援」について合志市が抱える課題

子育てやこども、若者に対する支援についての課題点をみると、支援やサービスについての意見が最も多く、支援の不足や、サービスの充実についての意見が挙げられました。また、教育や施設・遊び場などに関する意見も多く挙げられていました。

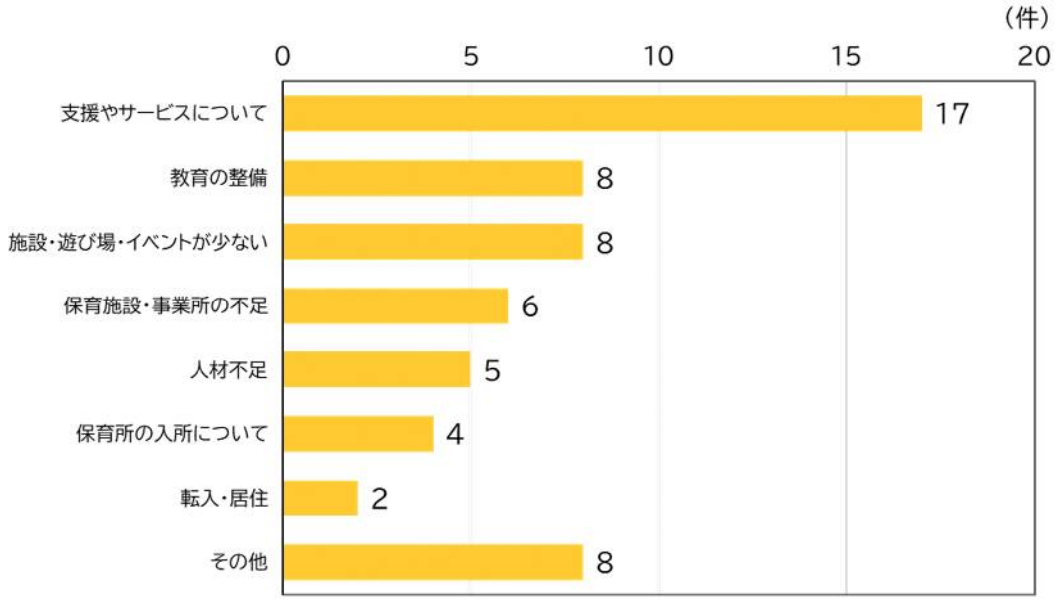

②事業所・団体が活動を行う上での課題

事業所や団体が活動を行う上での課題についてみると、人材不足についての意見が最も多く挙げられました。また、資金や運営についての意見も多く挙げられていました。

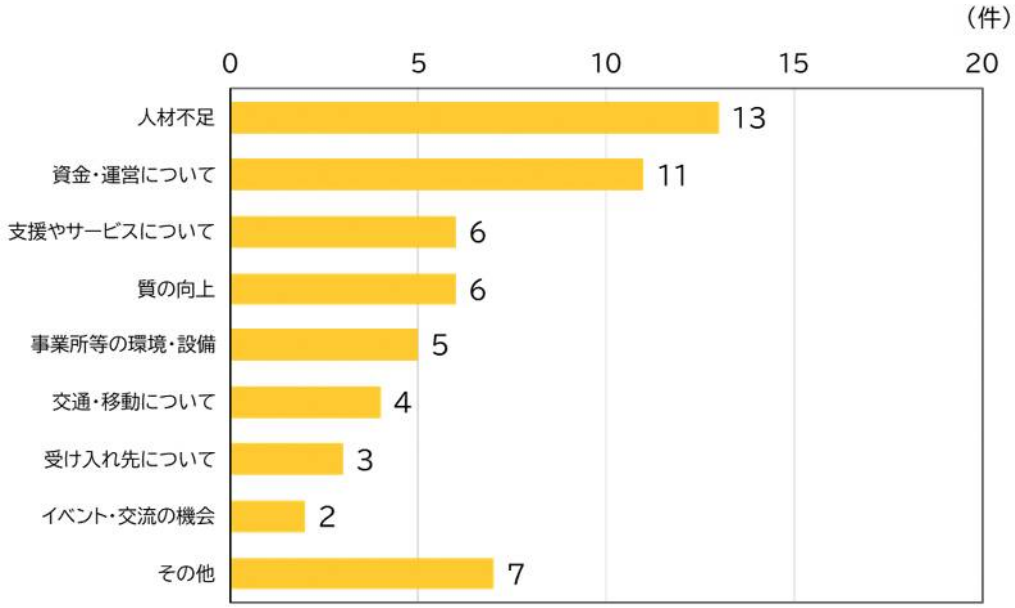

（４）ワークショップ結果

〇第１回

対象者：こども（小学校高学年～高校生）参加者：４名　開催日：令和６年（2024年）７月29日

１．10年後どんなまちにしたい？	２．そのために必要なことは？
①交通 渋滞が少ないまち/自転車専用道路がほしい/道路を綺麗にしてほしい/交通手段やバスの本数を増やしてほしい ②自然 自然や動物と触れ合えて休憩できるスポット ③公園 公園整備 ④勉強 勉強ができる施設がほしい ⑤暑さ対策 バス停に日影が欲しい/屋内の涼しい場所（施設）やお店（かき氷屋さん）がほしい/夏だけでいいから、ジュースの値段を下げてほしい ⑥建物が欲しい プリクラ機がほしい/体育館や弓道場が近くにほしい/ショッピングセンターなど買い物がしやすいまち/高校を建ててほしい ⑦イベント お年寄りも参加できる健康的なイベントが多いまち/地域の集まれるイベントがあるまち	①イベント 以前やっていたフェスを復活させたり、イベントをつくる/花火大会や地域の運動会、お祭りを開く/中学生が開催するイベント ②交通 道路の拡張/歩道の雑草をとる/レターバスの規模を大きくする/バス停にベンチや屋根をおく ③勉強 自習がしやすい場所を図書館や飲食店につくる/合志市の施設の空き部屋を自習室として使えるようにする ④魅力発信 魅力を発信する/合志市のホームページをもっと活用する ⑤その他 使われていない土地を使う/ボランティア/市民が話し合う機会を作る/自然がある場所にカフェやベンチを置く
キャッチフレーズ　【イベントがあって、人が集まるまち】	

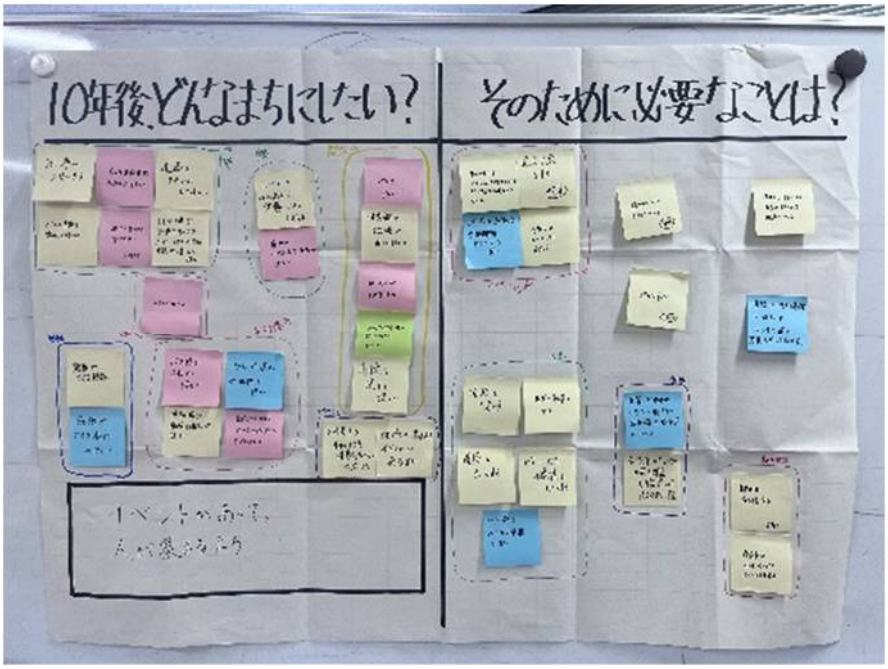

〇第２回

対象者：子育て中の保護者　　参加者：９名　　開催日：令和６年（2024年）７月30日

グループ A

１．10年後どんなまちにしたい？	２．そのために必要なことは？
①仕事 稼げるまち/仕事や子育てが両立しやすいまち/生活が完結するまち/10年後でも住み続けたいと思えるまち ②子育て 学童の質をあげたい（勉強、おやつ、体験）/長期休みのとき体験や預けられる場所/夏休みのこどもの居場所（遊び場）/子育て支援に手厚いまち/子育てしやすいまち/こどもを月に１回預けて１日フリーな親の時間がほしい/子育てについて親同士が話し合い、最適な改善策が見出される場/子育てに関する情報が得やすい/こども食堂がたくさんある/給食をオーガニックに/安心安全なレストラン、お弁当屋さん/ボールを使ってもよい公園 ③交流・活気 地域の中で声かけができるまち/世代や性別などに問わず、ふれあいや交流ができるまち/コミュニティの活発なまち ④安全 犯罪のないまち/こどもたちが安全に登校することができるまち/自転車で安全に移動出来る ⑤交通系 送迎が楽になってほしい/渋滞のないまち/交通の便がよいまち ⑥その他 高校をつくってほしい/にぎわいのあるまち	①環境 仕事で休みをとりやすくする/オーガニックの畑を作る/公園にフェンスを作る/知りたい情報がすぐにとることができるアプリ/働く場所の確保/高校を作る ②居場所 こどもを安心して預けることができる場所がある/学校の活用/New タイプ学童を作る（人財、ハード、ソフト）/立ち寄れる場所（居酒屋、カフェ）を作る/”居場所”を提供してくれる存在 ③交流 自宅の一部を開放、空き家活用/近所の人や活動を知る機会を作り、参加する/交流できるイベント・施設 ④安全 区画整理をして道幅の広い道を作る（歩行者、自転車）/通勤・通学時間の歩道と車道の区分け/区分けを仕切ってくださる担い手/登下校を見守る大人の存在/無理のない範囲で自分の役割がある ⑤交通 バス・鉄道の普及/公共交通機関の充実
キャッチフレーズ　**【安心・安全で車に乗らなくていい街。 それぞれの居場所、にぎわいのある街づくり】**	

グループ B

１．10年後どんなまちにしたい？	２．そのために必要なことは？
①安心・安全 こどもが安心・安全に登下校できる（送迎をなくしたい） ②遊び場 ボール遊びをおもいっきりできる公園/屋内型のこどもが自由に過ごせる施設 ③居場所 こどもが集える場所がある（児童館、公民館、公園など）/子育て世帯の情報交換ができる場が欲しい/中学生の居場所 ④コミュニティ 地域で見守り、声かけできる/地域でこどもを見守れる仕組み ⑤交通利便性 高校への通学が公共交通でできる/高校が市内にある ⑥治安 犯罪の認知件数が少ない/ギャンブルのないまち ⑦男性の育児参加 男性が育休、休みがとりやすい企業に/子育ての場に男性も入っていきやすいまち ⑧その他 若者が合志市に住み続ける	①安心・安全 通学路の整備/インフラの整備/街灯の整備 ②居場所・遊び場 小規模の公園整備ではなく、１箇所に公園を集めて、大きな公園を作る/市民センターにこどもが集える場所を作る/１校区に１つの大きな公園、児童館を作る/児童館の空き情報がリアルタイムでわかる/市民センター等にこどもが自由に勉強できる場所を作る ③コミュニティ こども会活動の活性化/自治会で一人一役見守り活動を行う/ボランティア（市の補助金）をたくさんつくり、見守る人を増やす ④交通利便性 習い事・通学用/交通機関の導入/電動自転車の補助金 ⑤治安 市内に交番がくる/パチンコなどの業種を都市計画で規制し続ける/防犯カメラの設置カ所を増やす ⑥男性の育児参加 職場からの男性育児取得の推奨/手当金の支給/育休などの代わりに仕事をする人への支給/専業主婦と休職中の正社員の待遇の格差をなくす/こども保険 ⑦その他 働き続けられる企業の誘致
キャッチフレーズ　**【こどもが自由に遊べるまち】**	

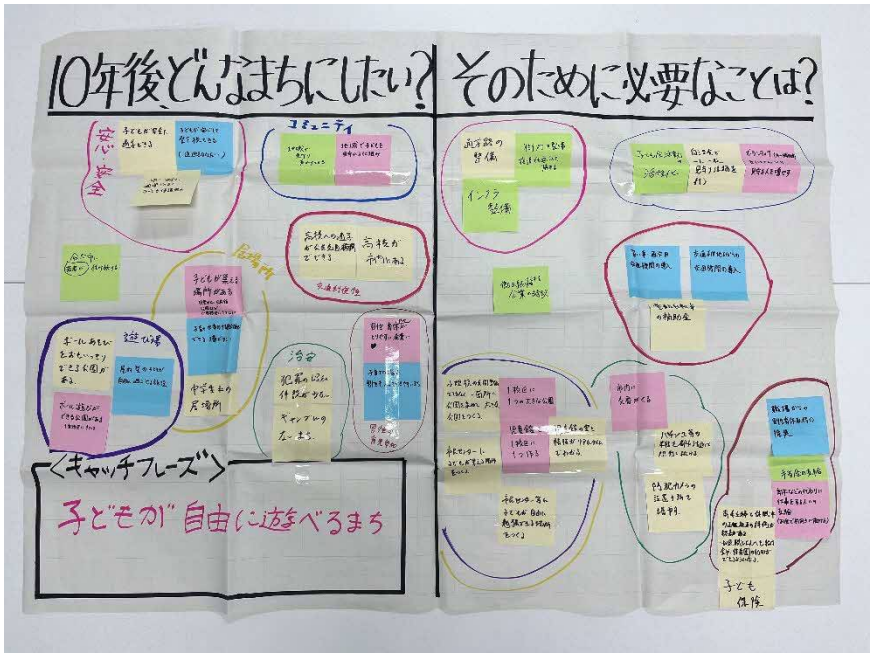

○第３回

対象者：地域の子育て支援団体等関係者　参加者：10名　開催日：令和６年（2024年）７月31日

グループ A

１．10年後どんなまちにしたい？	２．そのために必要なことは？
①地域で子育て！！ 地域で子育てをする/こども会の活発な活動の復活/近所づきあい/互いに声が掛け合える街 ②楽しい街づくり 住みやすい楽しい/人が集まる場所がある/イベントがあり、遊べる街/ショッピングモールで映画がみれる/若者がのんびり過ごせる所がある ③人権 １人ひとりが大切にされる街（人権） ④遊び場 こどもらしさ、笑顔！！けんか！！OK/公園で元気に遊ぶ/みんなが集う場所がある ⑤応援！！　“重要” いつでも顔が見えるこどもを預かれる場所がある/もっと子育てしやすい/協力し合う（各機関が）/相談できるところがある（子育て）/もっと子育てがしやすい/配慮が必要なこどもへの対応がスムーズ	①地域で子育て！！ 地域の大運動会/放課後、学校でそのまま交流する場/狭い範囲でのイベント ②遊び場　応援！！ ヴィーブルの空きを使い、子育て世代の居場所づくり（平日）プレイランドを作る/子育て応援チームを作ってセンターを立ち上げる/子育てサロンの常設/屋内公園/公園（スポーツのできる）/自分の得意なこと、好きなことが発揮できる場/公園でイベントをする/遊び方を知らない ③楽しい街づくり クリスマスマーケット/児童館や図書館のイベント/企業とタイアップ ④その他 イベントをもっとアピール
キャッチフレーズ　**【地域で子育て、みんなで応援　みんなが集まる街合志市】**	

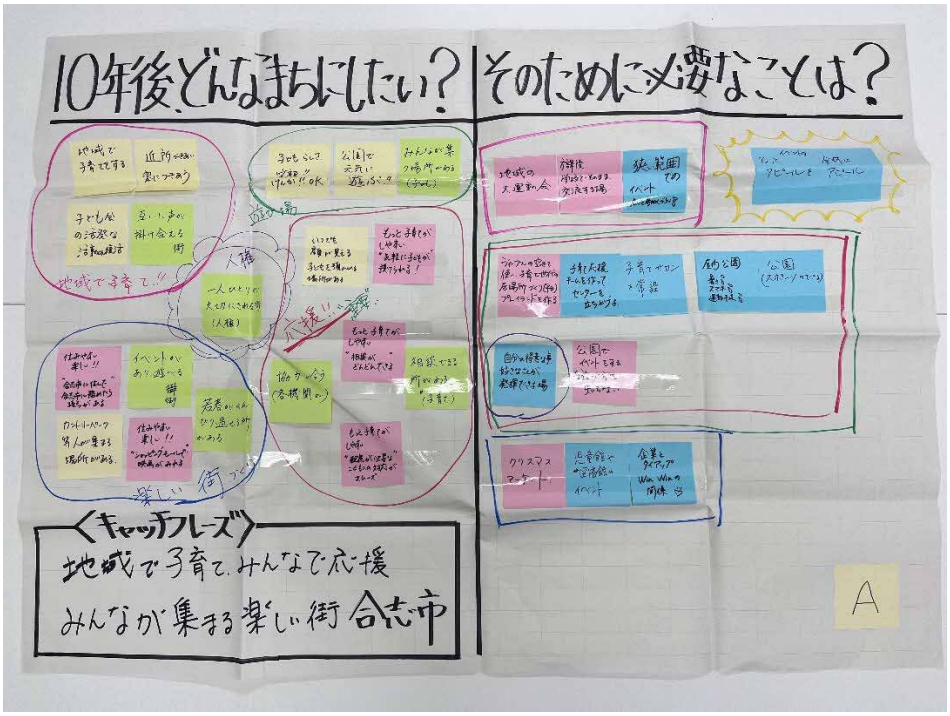

グループ B

１．10年後どんなまちにしたい？	２．そのために必要なことは？
①交通 自家用車がなくても行きたい場所に行ける/公共交通機関が充実している ②まちづくり 小さなこどもから高齢者まで外で遊べる場所がある/こどもたちがのびのびと生活できる/様々な経験ができるまち ③生活 買い物がしやすい/市から出なくてもすべてのことができる ④仕事 夢をかなえられる場所/大人になっても帰りたくなる、帰ってくる場所/職場見学、職場体験（幼児から行う）/多種な仕事がある ⑤自然 自然を残す（田んぼ、畑、森）/自然豊かな都会 ⑥安心・安全 犯罪がない安心なまち/安心して子育てできる場所	①交通 公共交通機関の駅・バス停を増やす ②まちづくり 全天候型公園/園を増やす（待機児童0人）/宿題カフェ作り/男性育休が取得しやすいように見直す ③生活 介護タクシー（無償化）/大きいショッピングモール内に病院を作る ④仕事 職場見学、職場体験（幼児から行う）/店を増やす（美容院、温泉） ⑤自然 自然を残す（田んぼ、畑、森） ⑥安心・安全 ファミリーサポートの充実/健診がある
キャッチフレーズ　**【いつでも来なっせ合志市】**	

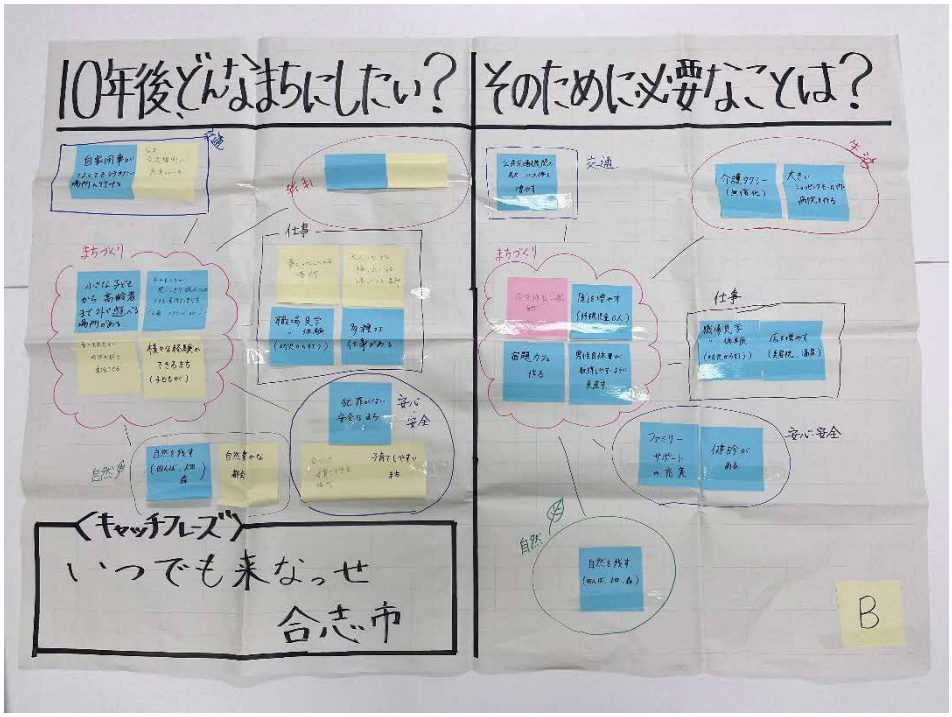

グループ C

１．10年後どんなまちにしたい？	２．そのために必要なことは？
①進学・進路 こども達が楽しく学校に通える合志市/進みたい進路に自由に進める（進学・就職）サポートが充実している/家庭の経済状況に左右されない進路選択が保障された合志市 ②安心・安全 こどもたちが安全に登下校できるまち/こどもたちを地域の人、皆でサポートするまちづくり/交通渋滞を緩和してほしい ③子育て 仕事や子育てが両立できるまち/共働き世帯（夫婦）が、働きやすいサポートの充実（学童、病後児、保育所等） ④学校 こどもたちが学校の先生を目指したいと思える環境/こども、保護者、先生が「この学校に通えてよかった」と思える合志市 ⑤遊び・スポーツ 小さい子が遊べる公園（暑さ対策）がいくつかある/ゲームや携帯、PC でなく、対面でのコミュニケーションが復活/地域の運動会が復活して欲しい（多世代交流）/どこに住んでても、小・中学生がそれぞれの興味に応じた文化、スポーツ活動に取り組める合志市	①進学・進路 教育の予算を！増やす！！ ②子育て（安心安全・学校） **【安心・安全】** 地域の人を巻き込んで、見守り体制づくり/安全な道路の整備/地域に住む高齢者等の力を活用した取組/有償ボランティアやうぇるこポイントの活用/車以外の交通手段を増やす(チャリチャリ等) **【学校】** 給料 UP！人材確保/休みを取りやすくする/勉強と行事（←先生たちと一緒に）のメリハリ/仕事の負担軽減のために ICT 化 ③遊び・スポーツ こども達や親子が集える大きな遊び場/公園の整備/スポーツが楽しめる施設 ④　①②共通 学校の魅力を発信する！（SNS の活用とか）
キャッチフレーズ　**【こどもたちがもどってきたいと思えるまちへ　合志市】**	

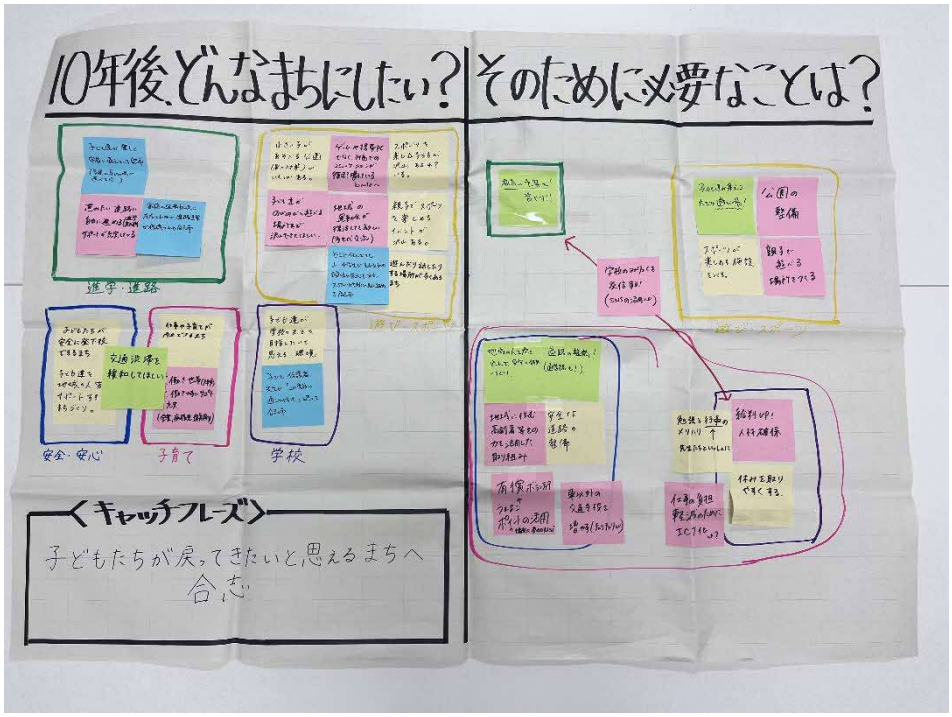

〇第４回

対象者：若者世代（18歳から30歳代）参加者：13名　開催日：令和６年（2024年）８月７日

※時間が限られるためキャッチフレーズの検討過程を省略して実施

グループ A

１．10年後どんなまちにしたい？	２．そのために必要なことは？
①安全安心 草が整備されているまち/ゴミが無い町/夜、明るい市/みんなが優しい町（事件・事故がない）	①安全安心 あいさつ運動/街灯の設置
②遊び場 室内レジャー施設がある/スポーツができるくらい大きい公園/遊ぶ場所（大型遊具等あるもの）	②遊び場 花火やボール遊びができる公園/禁止事項が少ない公園/土地の確保整備/飯高山公園に遊具をつくる（キャンプ場とか/休日（夏休み等）小学校で遊べるシステム/元気の森公園に遊具をつくる
③公共交通機関 公共交通機関の充実(通学方法の選択肢を増やす)/渋滞しない！！安全な通学路	③アミューズメント カラオケ大会/ヴィ―ブル文化ホールの活用/ヴィ―ブルの映画上映
④アミューズメント 映画館/ゲームセンター/こども連れでも行ける食事所/ショッピングモールが欲しい/服屋さんが多い町	④まちおこし フリーランス開業への補助/収穫祭、収穫体験/収穫した農産物の品評会
⑤まちおこし 合志市の特産品やシンボルになるものがある	⑤福祉 規模のデカい夏祭りの企画
⑥福祉 幅広い世代の交流がある町/お年寄りが孤立しない町/学童保育の充実　事業所を増やす/こども達が夢を持てる町	⑥イベント 地区の運動会/廃品回収をイベントとして行う/自治会への参加（子ども会とか）/子ども大学
⑦イベント 地域イベントが多い町/花火大会の復活	⑦その他 合志市のルール緩和

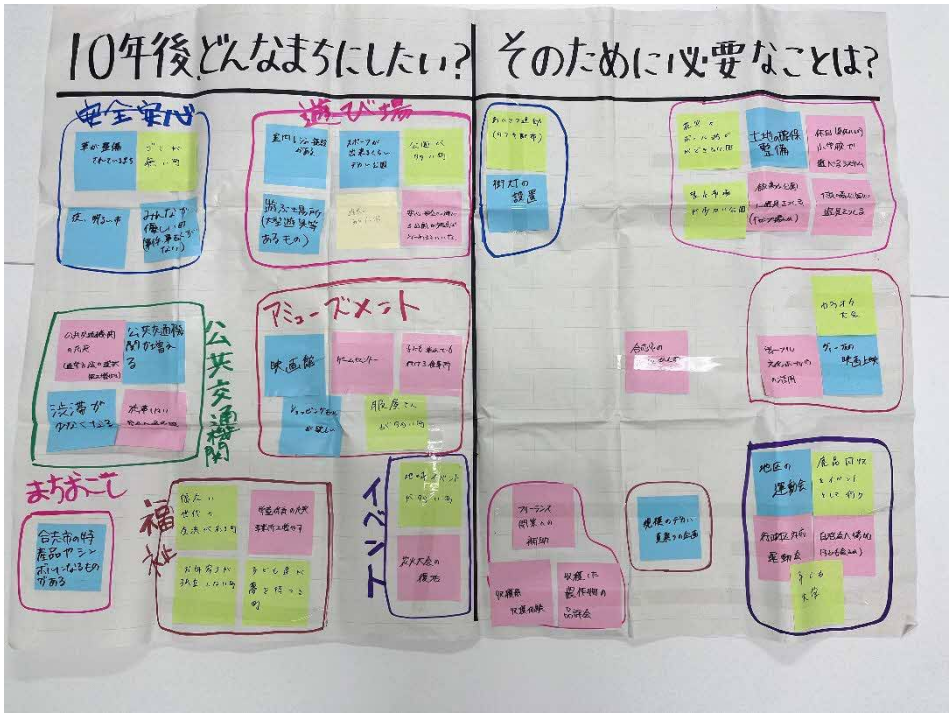

グループB

１．10年後どんなまちにしたい？	２．そのために必要なことは？
①∞スペース 図書館を増やす/学習スペース（学生）がある/付属高校＋大学/高校を近くに作ってほしい ②気軽にこられる場所 図書館を増やす（再掲）/中・高・大の学生の居場所/障がいの有無に限らずこどもみんなが遊べる機会・場所/小学生が歩いて行ける居場所/駄菓子屋がいっぱい/メタバースであつまれる/涼しい公園/バイクショップを作ってほしい ③こどもが親に頼らずにどこでも行ける 菊池電車を光の森までのばしてほしい/電車の延伸/路面電車を作ってほしい/貸しチャリ、バイク/公共交通機関を増やす/防犯につよいまち ④若者の wants を叶えるまち 渋滞がない地域/こどもを産みやすい環境/親が気軽に話せる/１人親が相談できる機会をふやす/給料を上げる/学校の給食費無料化/税金を安くしてほしい	（ふれあい駅から１周する沿線の中心に①があり、線路上に②要素が取り巻く。） ①核 人材育成（住んでる人の意識付）/情報提供（チラシ・ＳＮＳ掲示板など） ②要素 図書館にいくシャトルバスを作る/こどもたちの交流の場を増やす/地域での行事を盛んに行う/観光名所をつくる/ポケモンＧＯの合志版（(ヴィ―ブルくん）で外に出る機会/映えスポット、レアなヴィ―ブルくん/バイクが映える写真スポット/自動車学校をつくる/街灯を増やす/バス停を増やす/道を広くする/菊池電車の利用者を増やす/菊池電車無料ＤＡＹを作る/バス･電車の本数を増やす/若者が日頃から関われるスポーツ大会やカードゲーム大会

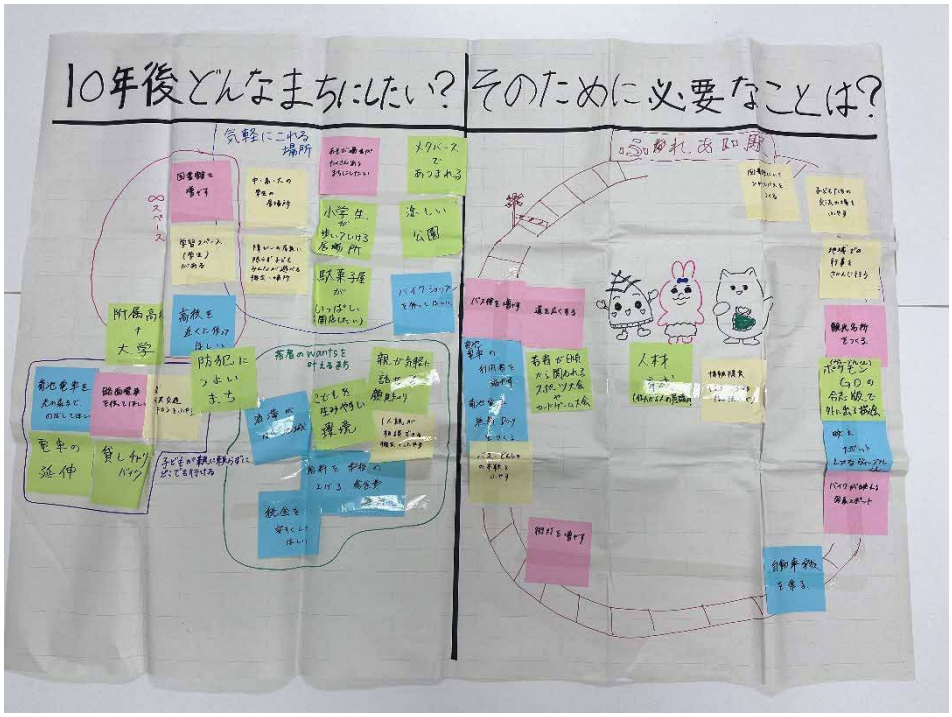

グループC

１．10年後どんなまちにしたい？	２．そのために必要なことは？
①つながり 近所の人とのつながりがあるまち/気軽に声をかけあえる合志市/あいさつができるまち/交流（遊んだり、話したり）する場所のあるまち/様々な年代で交流があるまち ②活気 おいしいところが沢山ある合志市/じまんできるまち/活気あふれるまち/若者も大人も楽しめる場所がある/若い人が残りたいと思えるまち/リラックスできる場所がたくさんあるまち/交流(遊んだり、話したり）する場所のあるまち ③子育て 子育てや仕事を両立することができるまち ④交通（渋滞） 交通渋滞のないまち/こどもたちが安全に登下校することができるまち/渋滞ゼロのまち/交通の便が良いまち/バスや電車の利用が増える時間帯や便数が少し増えてほしい/運転しやすい ⑤物価 物価が安いまち ⑥安心安全！！ 安心して生活ができる/事故ゼロのまち/こどもが安全に過ごせるまち/明るいまち（物理的に） ⑦ルール ごみ捨てルール	①つながり 相手からを待つのではなく、自分から声かけ、あいさつをする/コワーキングスペースカフェ/合志市民が参加しやすいイベントの開催/老若男女問わず気軽に立ち寄れる場所（カフェ）をつくる/合志市内でのイベントを行い、人のつながりを増す/近所の人の顔や名前を一致させる機会を設ける/老人ホームと保育所の連携 ②活気 ＳＮＳなどでカフェ募集をする/ＳＮＳを使って合志市の魅力を発信/ＳＮＳを活用したお店/NEW公式キャラクター/カラオケ、映画館を作る/気軽に行ける遊び場を！ ③子育て 子育て中の方にどのようなサービスが必要か聞く→新しいサービスを作る/こどもを確実に預けることができる場所/子ども会加入/子育て世代が入店しやすいお店 ④交通 徒歩､自転車で通勤する/公共交通機関を利用する（利用しやすくする）/公共交通機関の充実/バスの本数を増やして渋滞の解消につなげる/チャリチャリを合志市内にも範囲を広げる/道路の整備 ⑤安心安全！！ 街灯設置/区画重視ではなく安全重視の立地/こども食堂の設置/カーブミラーの普及/放送/登下校時の見守り ⑥ルール ゴミ捨てのルールを記載したチラシやパンフレット等を配布・掲示/回覧板の徹底

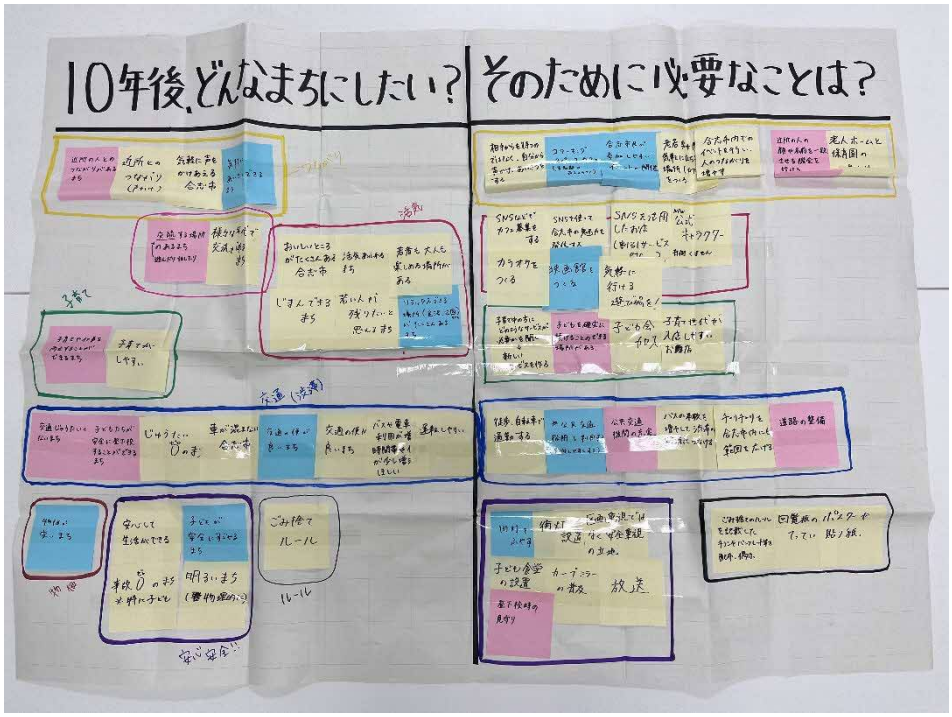

（５）子どもの生活実態調査結果（熊本県実施）

熊本県において令和５年（2023年）に実施された「子どもの生活実態調査」について、以下に合志市のみでの調査結果を集計しました。調査対象者は市内の公立小学校の小学５年生、公立中学校の中学２年生で、回収状況は以下の通りです。

〇回収状況

		有効回答数
小学校５年生	保護者	368
	こども	359
中学校２年生	保護者	200
	こども	161
保護者・こどものどちらかが回答なし	保護者	107
	こども	155
保護者・こども紐づけ後の全体数		675

①経済状況について

内閣府の令和３年（2021年）子供の生活状況調査分析報告書の手法※を参考に、本調査における合志市の相対的貧困率を算出して、貧困線を下回る層に属する回答者をⅠ層、それ以外の回答者をⅡ層と区分して、集計・分析を行いました。その結果、全体におけるⅠ層の割合は9.0%、Ⅰ層におけるひとり親世帯の割合は44.7%となっています。また参考として、内閣府の上記の報告書における貧困線を下回る層（本調査ではⅠ層）の割合は12.9%で、そのうちひとり親世帯の割合は50.2%となっており、熊本県における貧困線を下回る層の割合は13.3%、そのうちひとり親世帯の割合は40.9%となっています。

【小学５年生（保護者）・中学２年生（保護者）】

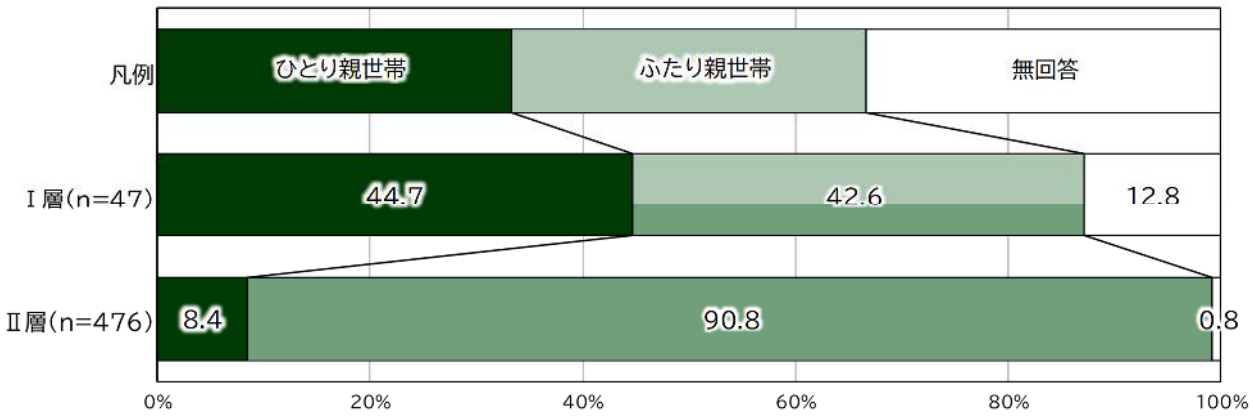

※世帯全員のおおよその年間収入の回答から、家族の人数を踏まえて「等価世帯収入」（世帯収入の回答選択肢の中央値をとり、同居家族の人数の平方根をとったもので除す）を算出。等価世帯収入の「中央値の２分の１」の額を貧困線とし、同線を下回る層をⅠ層（それ以外をⅡ層）として分類。全体におけるⅠ層の割合を相対的貧困率としている。

②経済状況とこどもの成績について

経済状況とこどもの成績の関係をみると、Ⅰ層ではⅡ層に比べて、「やや下のほう」「下のほう」の割合が高くなっています。

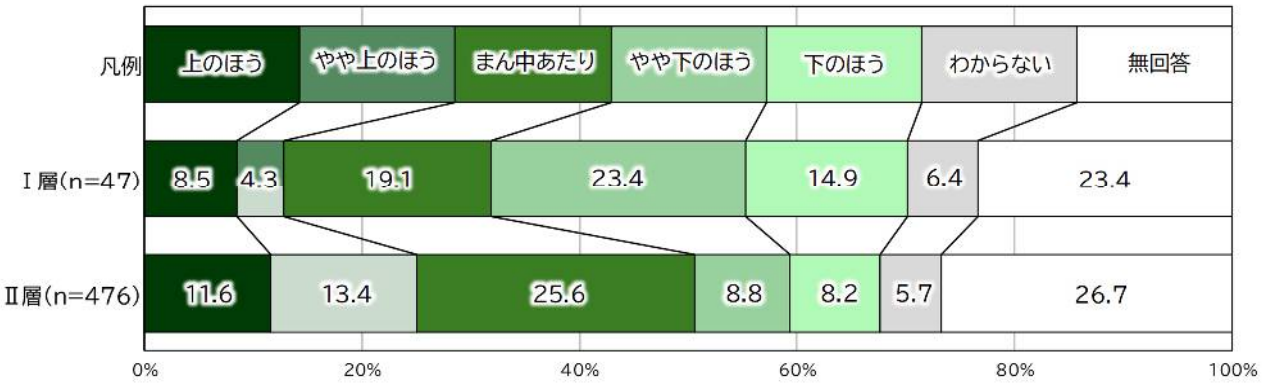

③経済状況とこどもの進学希望及び保護者の進学への望みについて

経済状況とこどもの進学希望の関係をみると、Ⅰ層ではⅡ層に比べて、「高等学校」や「分からない」の割合が高く、「大学」の割合が低くなっています。また、保護者がこどもをどの段階まで進学させたいかについては、Ⅰ層ではⅡ層に比べて「高等学校」や「専門学校」の割合が高く、「大学」の割合が低くなっています。

【小学５年生（こども）・中学２年生（こども）】

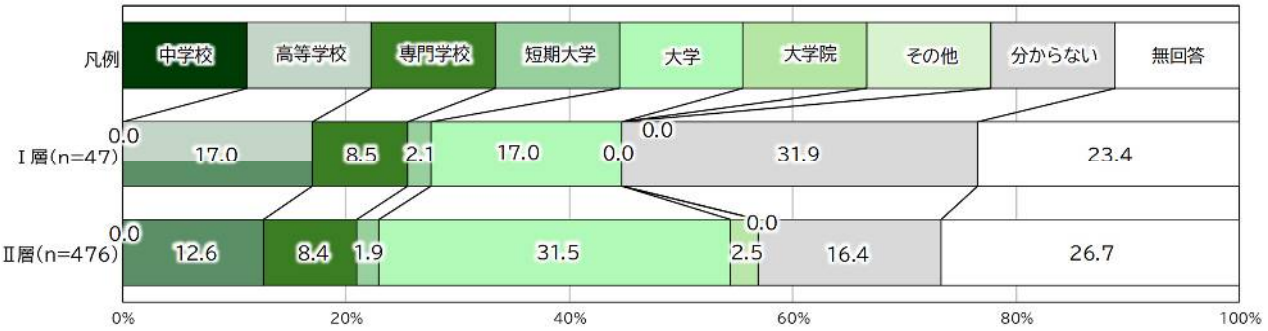

【小学５年生（保護者）・中学２年生（保護者）】

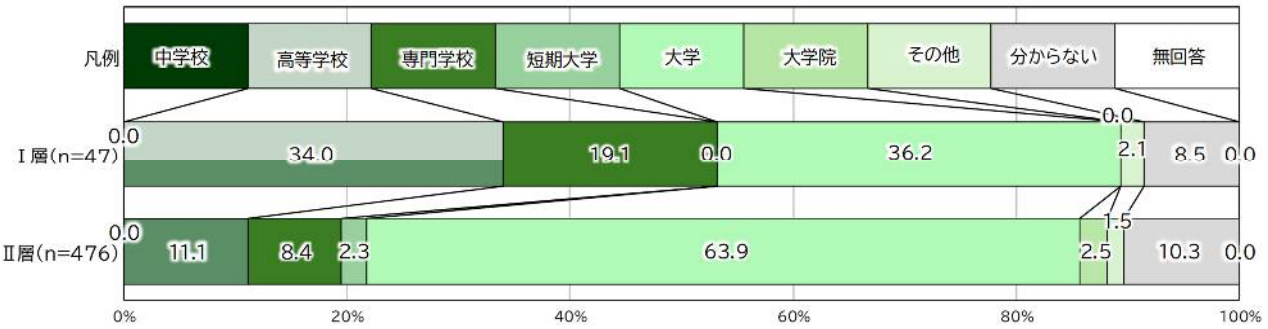

④経済状況とこどもが希望したのにできなかったこと

経済状況とこどもが希望したのにできなかったことの関係をみると、Ⅰ層ではⅡ層に比べて、全体的に割合が高くなっています。Ⅰ層で特に割合が高いのは「お小遣いを渡せなかった」「必要な服や靴を買えなかった」「習い事に通えなかった」「学習塾に通えなかった」となっています。

【小学５年生（保護者）・中学２年生（保護者）】

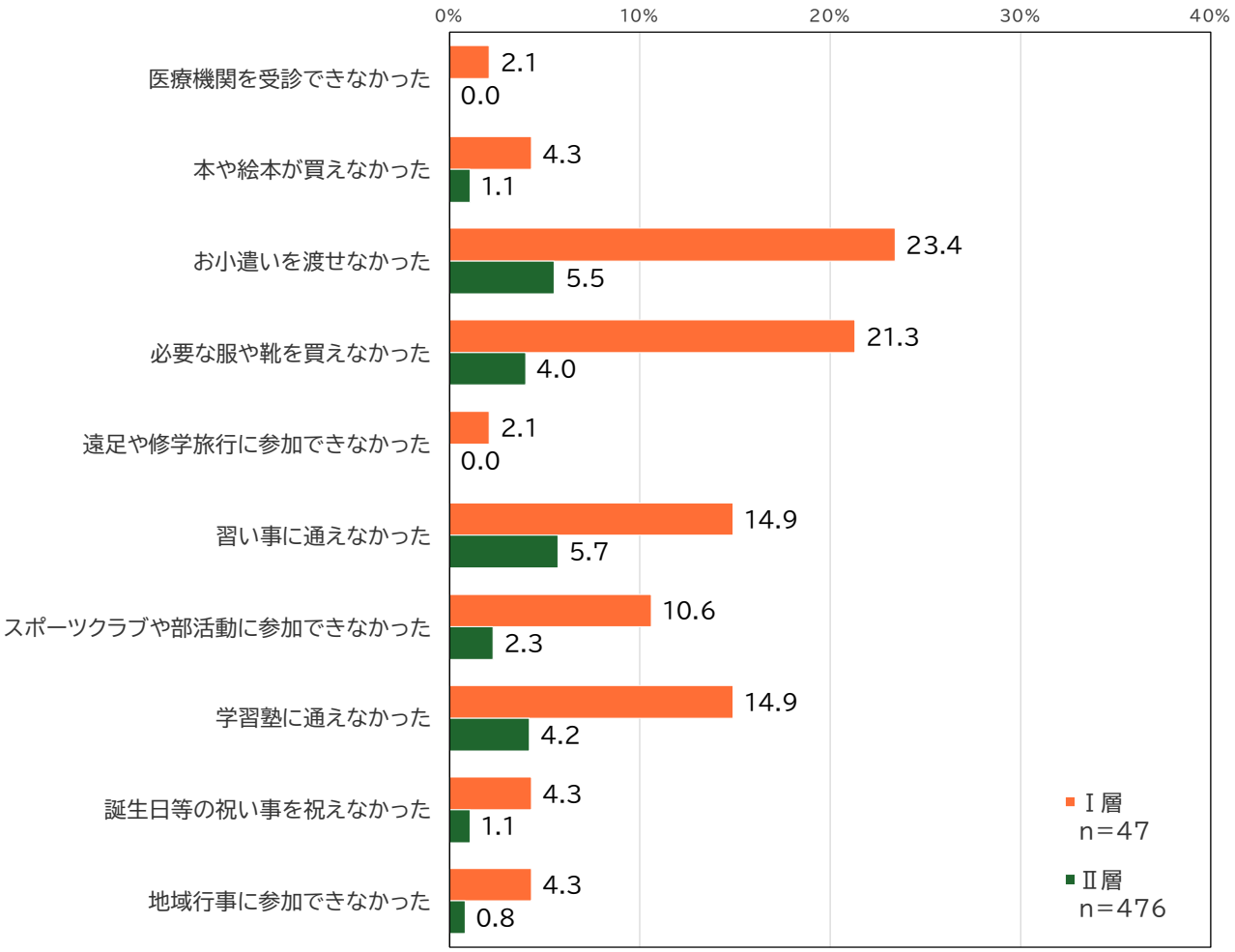

（６）ヤングケアラー実態調査結果

合志市の小学４年生から中学３年生に対して生活実態に関する調査を行い、本市におけるヤングケアラーと思われるこどもを把握し、必要な支援につなげる仕組みづくりの検討を行うための調査を実施しました。

○回収状況

対象者	対象者数	回収数	回収率
小学４年生～６年生	2,543人	2,107票	82.9%
中学１年生～３年生	2,384人	1,811票	76.0%

①世話をしている家族の有無と世話による制約、世話をしている家族について

家族の世話をしていると回答した人は小学生で384人（18.2%）、中学生で104人（5.7%）となっており、さらに世話によって生活への影響があると答えたのはそのうち小学生で98人（25.5%）、中学生で29人（27.9%）となっています。

また、世話をしている家族については、「きょうだい」（67.6%）が最も高く、次いで、「母親」（27.3%）、「父親」（20.9%）となっています。

【世話をしている家族の有無】

【世話をしていることによる生活への影響】

		調査数（上段は人数、下段は%）	生活への影響がある	生活への影響がない	無回答
小学生	世話をしている家族がいる	384	98	240	46
		100	25.5	62.5	12.0
中学生	世話をしている家族がいる	104	29	57	18
		100	27.9	54.8	17.3

【世話をしている家族】

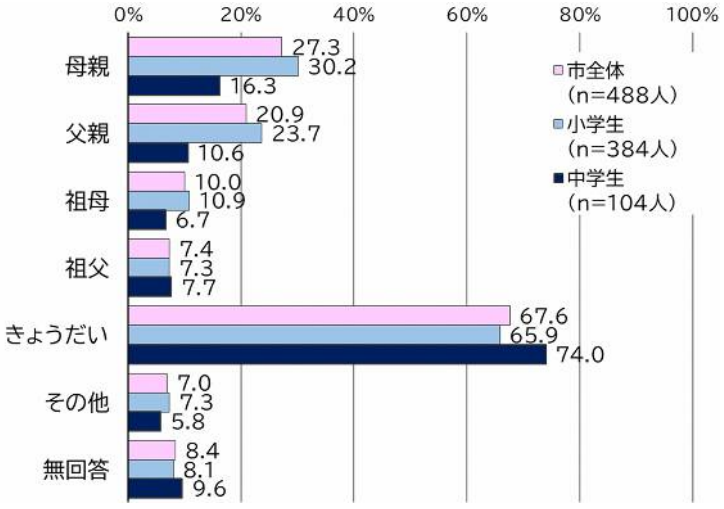

②世話をしている家族の有無と健康状態について

世話をしている家族の有無と健康状態の関係をみると、小学生ではあまり差がみられませんが、中学生では世話をしている家族がいる人の方が、健康状態について「よくない・あまりよくない」と答える割合が高くなっています。

【小学生】

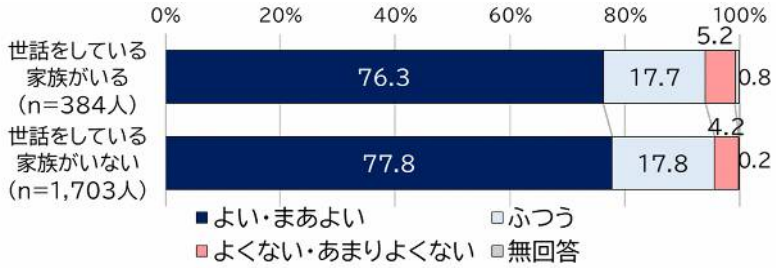

【中学生】

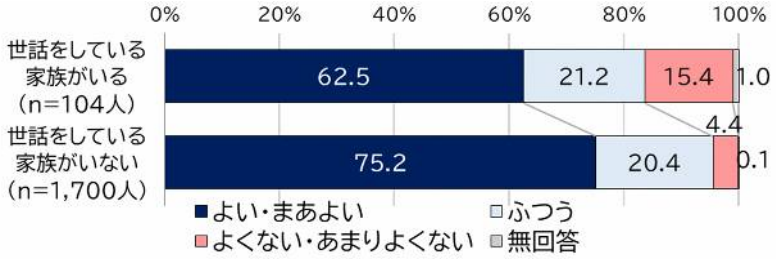

③世話をしている家族の有無と欠席の状況について

世話をしている家族の有無と欠席の関係をみると、小学生では世話をしている家族がいる人の方が、「たまに欠席する」と答える割合が１割程度高くなっており、中学生ではそれに加えて「よく欠席する」の割合も高くなっています。

【小学生】

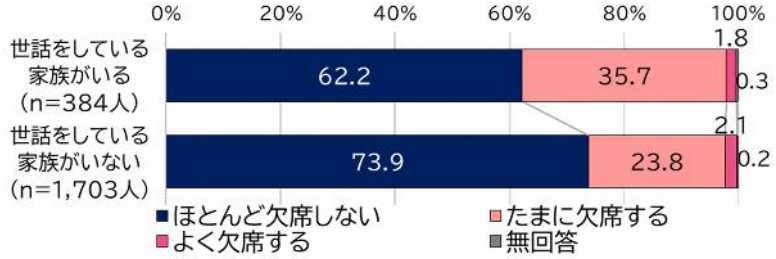

【中学生】

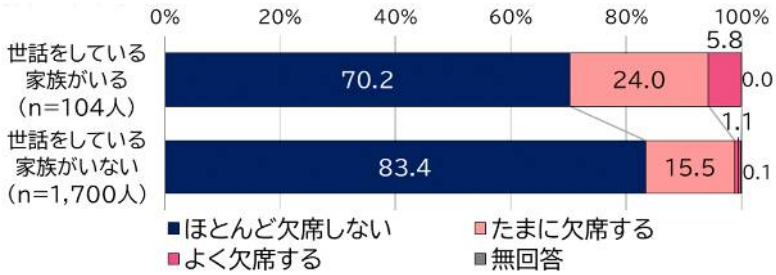

④世話をしている家族の有無と遅刻・早退の状況について

世話をしている家族の有無と遅刻・早退の関係をみると、小学生では世話をしている家族がいる人の方が、「たまにする」と答える割合が若干高くなっており、中学生では「たまにする」の割合が１割程度高く、「よくする」の割合も若干高くなっています。

【小学生】

【中学生】

⑤世話をしている家族の有無と学校生活の状況について

世話をしている家族の有無と学校生活での困りごとの関係をみると、小学生では世話をしている家族がいる人の方が、「持ち物を忘れてしまうことが多い」、「提出物しなければならない書類などの提出が遅れることが多い」と答える割合が高くなっており、中学生ではそれに加えて「授業中に居眠りすることが多い」、「宿題や課題ができないことが多い」の割合も高くなっています。

（%）

		調査数（人）	授業中に居眠りすることが多い	宿題や課題ができないことが多い	持ち物を忘れてしまうことが多い	部活動や習いごとを休むことが多い	提出しなければならない書類などの提出が遅れることが多い	修学旅行などの宿泊行事を欠席する	保健室で過ごすことが多い	学校では1人で過ごすことが多い	友だちと遊んだり、おしゃべりする時間が少ない	特にない	無回答
小学生	世話をしている家族がいる	384	5.7	16.4	31.3	2.6	22.4	2.3	3.6	5.5	4.9	52.6	0.8
	世話をしている家族がいない	1,703	5.2	13.4	22.8	1.7	16.0	1.2	1.5	4.5	4.0	61.1	1.5
中学生	世話をしている家族がいる	104	20.2	24.0	24.0	9.6	30.8	0.0	4.8	5.8	8.7	42.3	3.8
	世話をしている家族がいない	1,700	12.9	15.9	18.9	2.8	18.2	0.5	1.1	4.1	4.1	57.1	3.1

⑥世話をしている家族別の世話の内容について

世話をしている家族別に世話の内容をみると、父母のみの場合は「家事（食事の用意、後片付け、掃除、洗濯、買い物）」、「外出の付き添い（買物や散歩など）」、「話し相手になったり感情面のサポート」をしている割合が高く、きょうだいのみ（幼い）の場合は「見守り」、「身体的介護（着がえやおふろ、トイレの手伝いなど）」の割合が高くなっています。中学生ではきょうだいのみ（幼い）の場合、小学生よりも「見守り」や「家事」、「きょうだいのお世話や保育所などへの送り迎え」の割合が高くなっています。

（%）

		調査数（人）	家事（食事の用意、後片付け、掃除、洗濯、買い物）	きょうだいのお世話や保育所などへの送り迎え	身体的介護（着がえやおふろ・トイレの手伝いなど）	外出の付き添い（買い物や散歩など）	通院の付き添い	話し相手になったり感情面のサポート	見守り	通訳（日本語や手話など）	お金の管理	薬の管理	その他	無回答
小学生	父母のみ	26	38.5	7.7	11.5	23.1	3.8	19.2	11.5	7.7	3.8	3.8	3.8	15.4
	祖父母のみ	8	25.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0	12.5	0.0	12.5	0.0	25.0	12.5
	きょうだいのみ（幼い）	151	25.8	15.9	45.0	19.2	0.7	13.2	50.3	0.0	1.3	2.6	10.6	4.0
	きょうだいのみ（上記以外）	47	34.0	12.8	31.9	10.6	0.0	8.5	46.8	0.0	0.0	2.1	12.8	14.9
	複数人	114	31.6	10.5	18.4	20.2	2.6	13.2	21.1	0.9	4.4	6.1	11.4	19.3
中学生	父母のみ	5	0.0	0.0	0.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0
	祖父母のみ	3	33.3	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0
	きょうだいのみ（幼い）	58	39.7	32.8	36.2	29.3	1.7	5.2	60.3	0.0	0.0	3.4	8.6	5.2
	きょうだいのみ（上記以外）	12	33.3	0.0	8.3	25.0	8.3	16.7	25.0	0.0	0.0	16.7	25.0	0.0
	複数人	14	35.7	0.0	7.1	7.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	35.7

⑦世話の大変さと世話の内容について

世話の大変さについて小学生では「特に大変さを感じていない」が約７割となっており、中学生では全体の約半数が世話をすることに何らかの大変さを感じています。特に「気持ちの面で大変」「時間的に余裕がない」はそれぞれ２割以上となっています。

世話の大変さ別に世話の内容をみると、小学生では「体力の面で大変」「時間的に余裕がない」と回答した人は「見守り」の割合が大変さを感じていない人に比べて１割程度高く、「気持ちの面で大変」と回答した人は、「話し相手になったり感情面のサポート」の割合が他の回答者と比べて１割程度高くなっています。中学生では、何らかの大変さを感じていると回答した人は「家事」について大変さを感じていない人と比べて３割程度高く、「気持ちの面で大変」と回答した人は「外出の付き添い」が、「時間的に余裕がない」と回答した人は「身体的介護」の割合が他の回答者と比べてそれぞれ高くなっています。

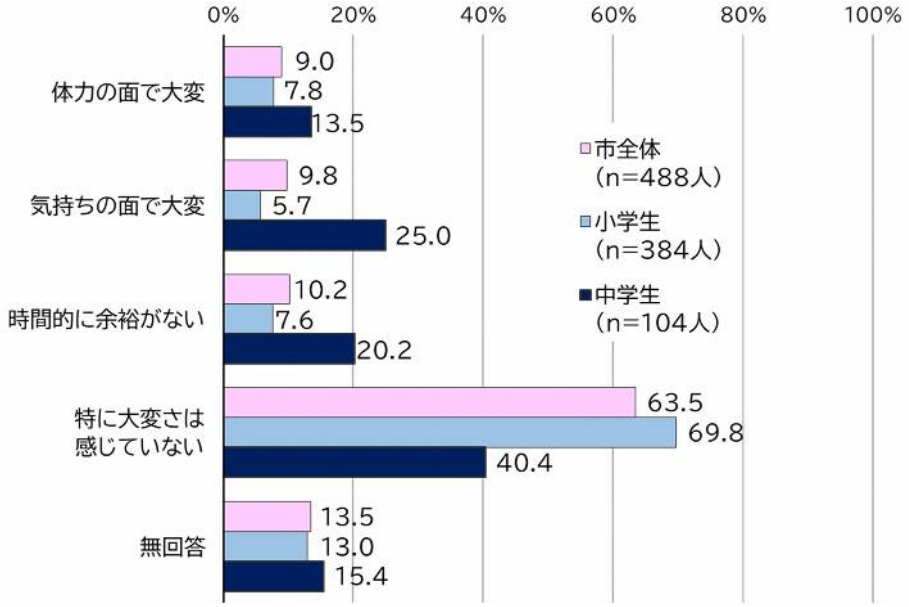

（%）

		調査数（人）	家事（食事の用意、後片付け、掃除、洗濯、買い物）	きょうだいのお世話や保育所などへの送り迎え	身体的介護（着がえやおふろ・トイレの手伝いなど）	外出の付き添い（買い物や散歩など）	通院の付き添い	話し相手になったり感情面のサポート	見守り	通訳（日本語や手話など）	お金の管理	薬の管理	その他	無回答
小学生	体力の面で大変	30	36.7	16.7	33.3	6.7	0.0	16.7	53.3	0.0	0.0	13.3	16.7	0.0
	気持ちの面で大変	22	40.9	9.1	31.8	22.7	4.5	27.3	36.4	9.1	0.0	13.6	22.7	4.5
	時間的に余裕がない	29	37.9	24.1	44.8	24.1	0.0	17.2	48.3	0.0	3.4	6.9	6.9	3.4
	特に大変さは感じていない	268	31.3	11.6	33.6	20.9	1.5	11.2	36.9	0.4	3.4	3.0	10.4	8.6
中学生	体力の面で大変	14	57.1	21.4	28.6	14.3	7.1	14.3	50.0	0.0	0.0	7.1	14.3	14.3
	気持ちの面で大変	26	57.7	11.5	19.2	38.5	7.7	11.5	34.6	0.0	0.0	11.5	15.4	3.8
	時間的に余裕がない	21	57.1	23.8	42.9	33.3	9.5	0.0	57.1	0.0	0.0	4.8	4.8	9.5
	特に大変さは感じていない	42	28.6	23.8	19.0	26.2	0.0	2.4	47.6	0.0	0.0	0.0	9.5	2.4

⑧学校や大人にしてほしいこと

世話をしている家族がいる人が学校や大人にしてほしいことをみると、小学生・中学生ともに、「特にない」が最も割合が高くなっていますが、してほしいことの内容としては「自由につかえる時間がほしい」、「勉強を教えてほしい」、「自分のことについて話を聞いてほしい」が他と比べて高くなっています。

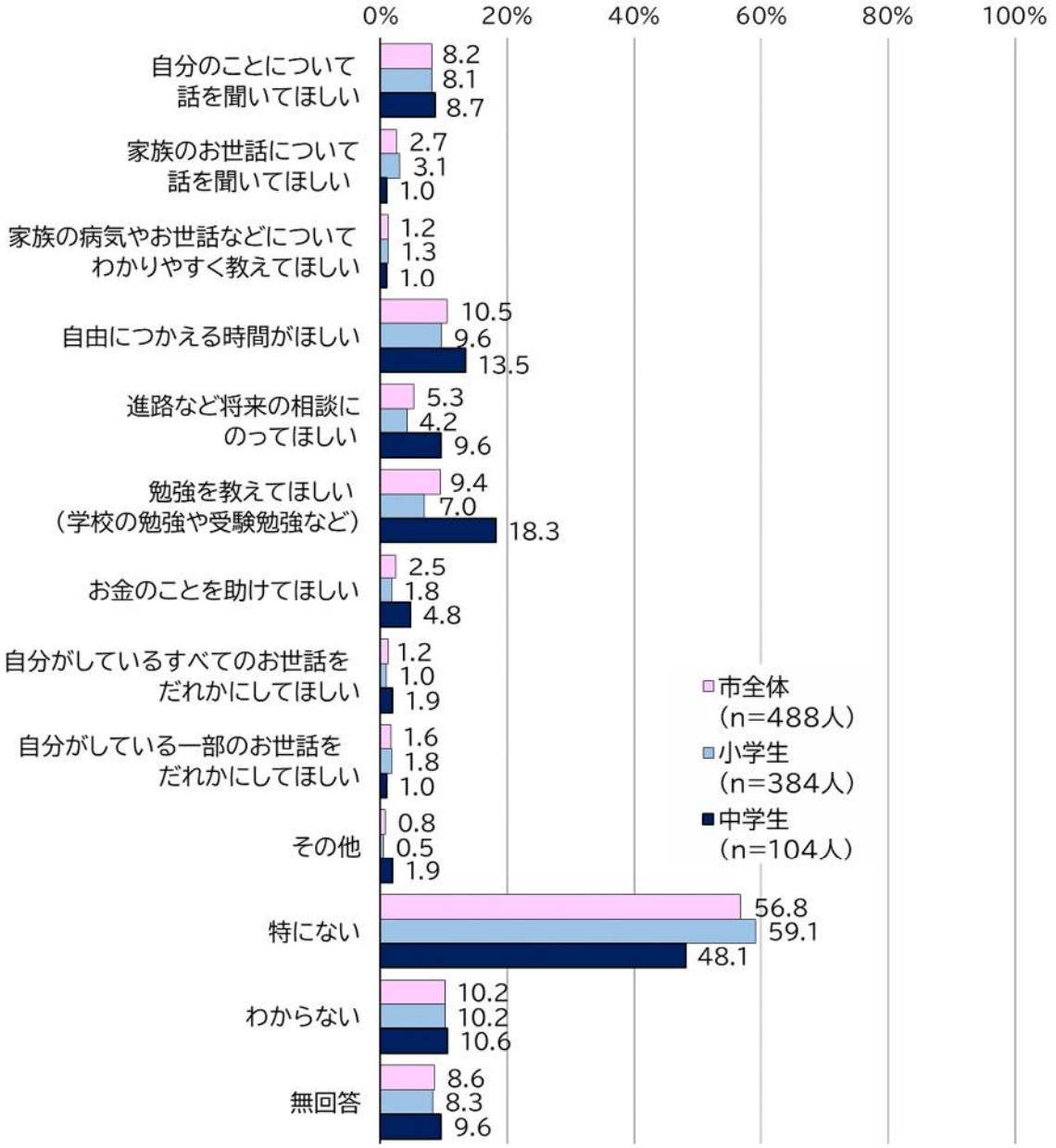

⑨世話について相談した経験

世話について相談した経験の有無をみると、小学生では「ある」が21.1%、「ない」が67.2%となっており、中学生では「ある」が16.3%、「ない」が69.2%となっています。また、世話について相談したことがない理由については、小学生・中学生ともに「誰かに相談するほどの悩みではないから」が最も高くなっており、次いで「相談しても何も変わらないと思うから」となっています。

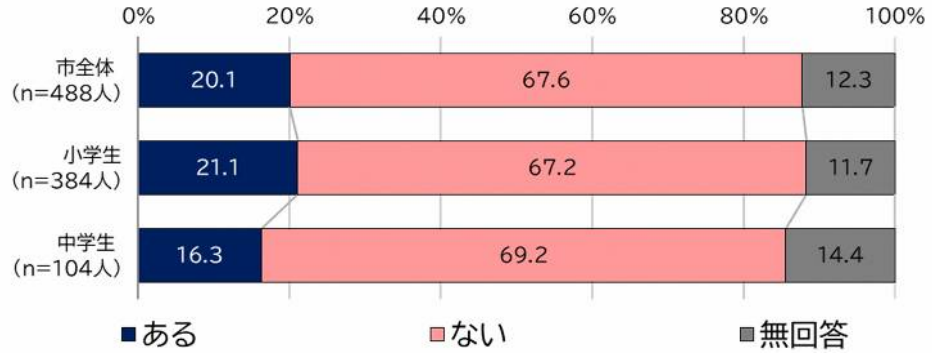

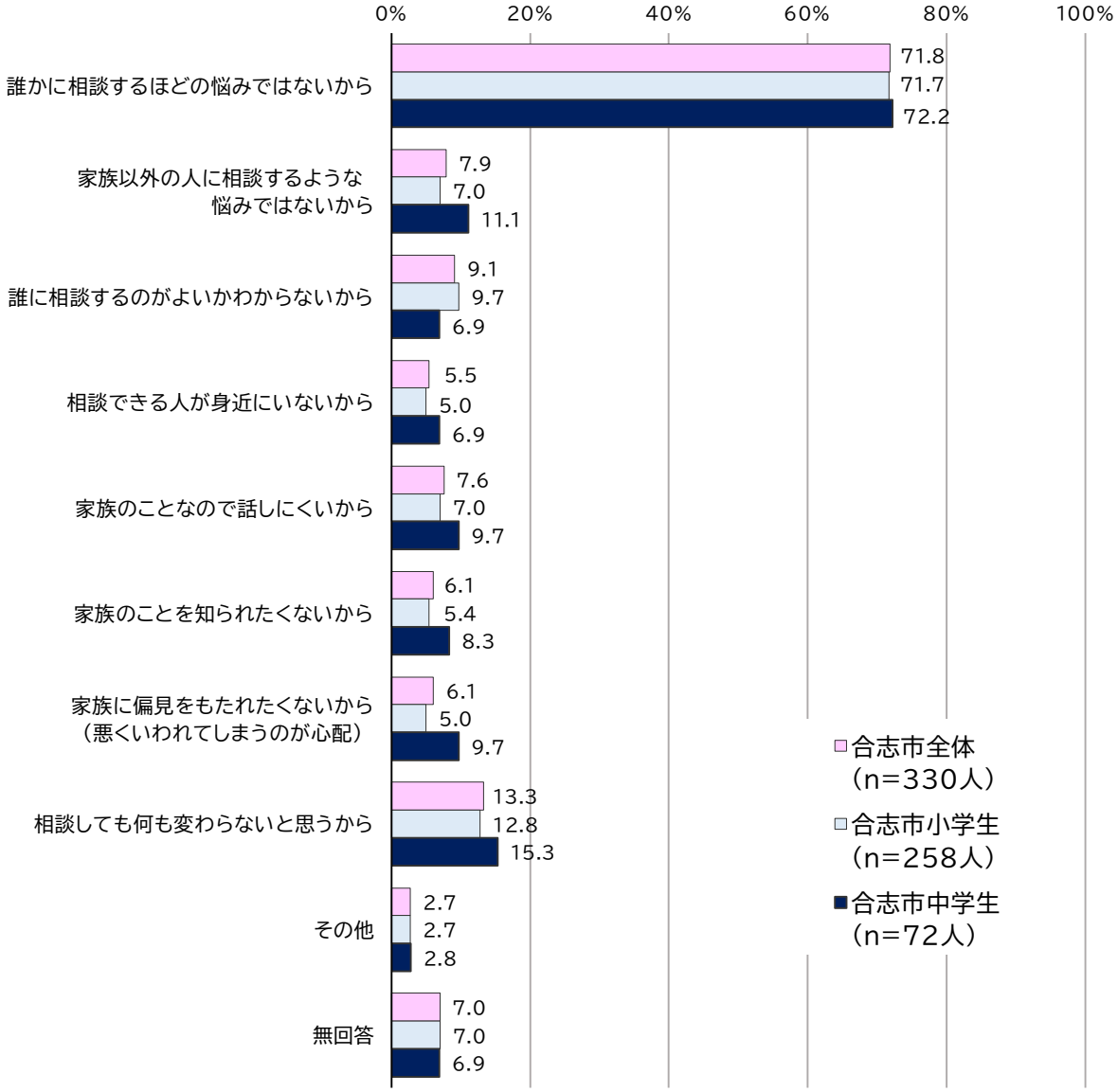

⑩ヤングケアラーの言葉の認知度

ヤングケアラーという言葉の認知度については、「聞いたことはない」が最も高く、小学生で67.2%、中学生で56.7%となっています。一方、「聞いたことはあるが、よく知らない」は２割程度となっており、「聞いたことがあり、内容もよく知っている」人は全体の15%程度となっています。

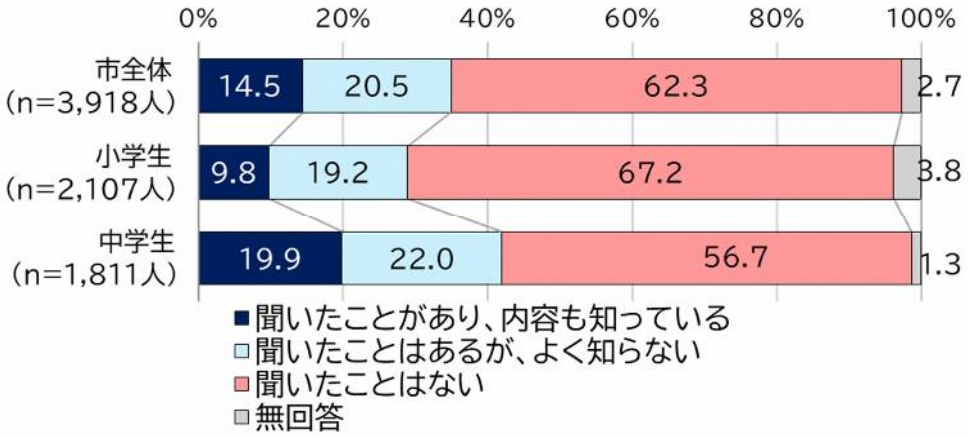

3. 現状と課題の整理

上述の統計調査や各種データ・国・県の動向等を踏まえ、本市のこどもと子育て家庭における現状と課題を以下、整理します。

（１）少子化と年少人口の推移

年少人口の人口構成比については、令和６年（2024年）に18.3%となっており、近年は横ばいで推移していますが、０～５歳の児童人口は減少傾向です。また、合計特殊出生率は令和５年（2023年）に1.67となっており、全国と比べて高い状況ですが、人口維持に必要とされる2.07を下回っています。人口動態では、令和４年（2022年）に出生数と死亡数が逆転し自然減の状況となっていますが、社会増減では転入が転出よりも多い社会増が続いています。これらのことから、社会増による人口維持は続いていますが、出生数や児童人口の減少など少子化の傾向が読み取れます。また、若者世代のこどもを持つことへの不安として金銭面の不安が高い結果となっており、この対策を行っていくことが必要です。

（２）教育・保育と子育て支援

子ども・子育て支援に関するアンケート調査によると、子育てに必要だと思う支援について経済的支援や多様な保育・教育サービスの充実の割合が高くなっています。また、医療費助成等の子育て支援については、満足度・重要度ともに高くなっており、今後も支援を継続していくことが重要であると考えられます。また、合志市が行っている各取組について「わからない」と回答している人が多い取組もあり、現在実施している各種の取組について周知・啓発していくことが課題となっています。

また、事業所・関係団体の調査では、市が抱える課題として支援の不足やサービスの充実についての意見が多く挙げられています。また、事業所・団体が抱える課題として、保育士等の人員不足や資金・運営など持続可能な事業運営についての意見が挙げられています。

加えて、国では、「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供」を目的とし、平成29年（2017年）４月に子育て世代包括支援センターを法定化し、その後令和４年（2022年）の改正児童福祉法によって、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」の設置に努めることとされています。本市においても子育て世代包括支援センターを設置し、令和６年度（2024年度）よりこども家庭センターとして、妊産婦やこども、並びにその家庭を対象に一体的な相談支援を実施しています。引き続き、妊娠期からの切れ目のない支援に向けた取組の推進が求められます。

（３）子育てしやすい周辺環境の整備

子ども・子育て支援に関するアンケート調査によると、市が力を入れるべき支援について、仕事と子育てが両立できる雇用環境づくりや就労支援の割合が高くなっています。子育てを主に行っている人について、前回調査と比べて就学前保護者で「父母ともに」子育てを行っている割合が１割以上高くなっており、市の子育て支援の環境への「仕事と子育ての両立」についても重要度も高く、子育てと仕事に関する環境が変化していると考えられます。また、子育てに必要だと思う支援として、子育てがしやすい住環境の整備、安全・安心な生活環境づくりの推進も３割を上回っており、子育てに関する周辺環境への高いニーズが読み取れます。

（４）こどもの貧困対策の推進

本市で貧困線を下回る層は9.0%と熊本県（13.3%）や全国（12.9%）と比較して低い状況ですが、このうちひとり親世帯の割合については44.7%と熊本県（40.9%）と比べて高くなっています。また、貧困線を下回る層のこどもはそれ以外のこどもと比べて成績が低い傾向があるほか、進学希望にも影響を与えています。貧困線を下回る層の保護者についても、こどもをどの段階まで進学させたいかについてそれ以外の層と比べて高校や専門学校と答える割合が高いほか、こどもが希望したのにできなかったことの各割合も高くなっており、経済的な支援の必要性が読み取れます。

（５）こども・若者の居場所の確保

放課後児童クラブについて、特に低学年時の居場所として利用が高く、土日の利用希望は高くないものの、長期休暇中（夏休み・冬休み等）の利用希望は高くなっています。また、市の子育て環境に対する重要度について「自宅や学校以外のこどもの居場所」が小学生保護者で特に高くなっているほか、中学生・高校生世代のこどもの意見としてもこどもや若者の居場所づくりについて、満足度が低く重要度が高い重点改善項目に入っているなど、居場所づくりについて一定のニーズがあることが読み取れます。

（６）ヤングケアラーへの支援や周知

本市のヤングケアラーの実態について、小学生で384人（18.2%）、中学生で104人（5.7%）が家族の世話をしていると回答しており、小学生・中学生ともに遅刻や早退・欠席など学校生活にも影響を与えています。これらの家族の世話をしている小学生・中学生へ支援の充実が必要です。また、支援の内容としては、自由な時間の確保や勉強の支援のほか、話を聞いてほしいという要望もあり、相談体制を整えることも課題です。世話の大変さについては、世話の内容によって大変さが異なる結果となっており、心と体の両面でヤングケアラーの負担を軽減できる支援が必要であると考えられます。

（７）こどもの権利の保障・意見の聴取と施策への反映

こども大綱では、こどもの権利の保障や意見の聴取等をこども施策に関する基本的な方針としています。本市においても、こどもの権利の保障のための意識醸成を図っていくことや、こどもの意見を聴取し、施策に反映していくための取組の推進が求められます。

第３章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

こどもがまんなか　みんながつながる
未来かがやくまち　こうし

本市では、第２期子ども・子育て支援事業計画において「ささえあい　健やか・安心・安全な子育てのまちづくり」を掲げ、各種施策を進めてきました。

今後もこの方針を基盤としつつ、貧困家庭やひとり親家庭をはじめとした様々な家庭や困難を抱える若者等を含む、すべてのこども・若者と子育てを行う保護者にとって暮らしやすく、生きる喜びを実感でき、地域全体でこども・子育てを応援するまちの実現を目指して、本計画の基本理念を上記のとおりとします。

2. 計画の基本目標と取組の柱

基本理念のもと、以下の基本目標を設定し、施策を展開していきます。

基本目標１	**地域全体でこども･子育てを応援できる機運を醸成します。**
基本目標２	**安心して子育てができ、子育ての喜びを実感できるようにします。**
基本目標３	**こども･若者が幸せに暮らし、結婚･子育てに希望を持てるようにします。**
基本目標４	**置かれた環境に関わらず、幸せに暮らせるようにします。**

４つの基本目標を達成するために、以下の取組の柱を定め、それぞれの柱に沿った事業及び活動を推進します。

取組の柱Ⅰ　こどもまんなかの社会づくりを地域全体で推進するために

取組の柱Ⅱ　こどもを安心して産み育てるために

取組の柱Ⅲ　こども･若者の健やかな成長のために

取組の柱Ⅳ　多様なこども･若者、子育て家庭のために

3. 目標指標

基本目標の達成に向けて、下記の数値目標を設定し、計画を推進します。

数値目標	現状（令和６年）	目標（令和 11 年）
合志市の子育て環境や支援に満足している人の割合	就学前児童保護者：74.8% 小学生保護者：78.3%	就学前児童保護者：80% 小学生保護者：80%
合志市の子育て環境やこども・若者に関する取組全体の満足度について「わからない」人の割合	就学前児童保護者：8.1% 小学生保護者：8.7% 中学生・高校生世代：36.4% 若者世代：43.6%	就学前児童保護者：現状維持 小学生保護者：現状維持 中学生・高校生世代：30%以下 若者世代： 30%以下 ※個別の取組の「わからない」についても 30%以下を目指す
「生活に満足している」と思う若者の割合	若者世代：77.1%	80%
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	中学生・高校生世代：74.0% 若者世代：62.8%	中学生・高校生世代：80% 若者世代：70%
学校生活を楽しいと思っているこどもの割合	中学生・高校生世代：90.2%	現状維持
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	中学生・高校生世代：87.8% 若者世代：83.4%	90%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	中学生・高校生世代：98.9% 若者世代：98.3%	現状維持
「今、自分が幸せだ」と思うこども・若者の割合	中学生・高校生世代：94.4% 若者世代：84.1%	中学生・高校生世代：現状維持 若者世代：90%
合志市のこども・若者に関する取組について満足している人の割合	中学生・高校生世代：57.4% 若者世代：46.1%	70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	中学生・高校生世代：79.8% 若者世代：61.0%	80%
「大きくなってからも合志市に住みたい」と思うこどもの割合	中学生・高校生世代：28.3%	40%
「子育てについて相談できる人がいる」と思う子育て当事者の割合	就学前児童保護者：96.2% 小学生保護者：94.6%	現状維持

4. 重点施策

計画を推進するにあたって、特に重点的に取り組むべき３つの施策を次のように定めます。

1. こどもの社会参画・意見反映の推進

令和５年（2023年）12月に閣議決定されたこども大綱では、あらゆるこども・若者が、家庭や学校、地域など様々な場面で、意見を形成して日常的に意見を言い合える機会をつくることや、権利の主体として尊重されるとともに意見が聴かれ、またその意見が尊重される機会を、乳幼児期から学童期・思春期・青年期にいたるまで持つことができるように、こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組むこととされています。

市では、「こども・若者☆いけんばこ」を設置し、市に居住・通学するこども・若者の意見を聴いており、本計画策定時においてもアンケートやワークショップを通じた意見聴取の機会を設けてきました。また市では平成19年（2007年）に、「合志市子ども憲章」を制定し、こどもたちが合志市を誇りに思い、互いに手を取り合って誰もが大切にされる合志市をつくることとして定め、市への誇りや愛着形成の機会を提供しています。

2. 仕事と家庭の両立支援

若者や子育て世代の所得を伸ばし、現在の生活に対する満足度を高めることや、仕事と家庭生活が両立できるよう支援していくことは、少子化への対策として、また子育てしやすいまちとして市外の人々へアピールしていくために必要不可欠なものです。若い世代が将来を見通して安心して仕事におけるキャリアを築いていきながら、家庭生活やさらには趣味等を含むプライベートとの両立もできる環境を整備することで将来に希望を持って生きられるまちづくりを推進します。

また、こどもが自分の将来に希望をもって成長していけるよう、若い世代向けのライフデザインセミナーの実施によって、結婚・出産、職業選択など、将来のライフイベントに関する知識を提供し、その時々の課題を乗り越えていくための知識や視点を身に着けるための取組を進めます。

3. こどもの居場所づくりの推進

市では、児童館の運営や、子ども会の活動補助など、様々なこどもや子育てを担う保護者の要望に応えられるような居場所づくりを行っています。児童館は現在、東児童館、泉ヶ丘市民センター児童館、西児童館の３つの児童館を運営しており、３館とも地域に根ざした特徴ある様々な活動に取り組んでいます。

その場を居場所と感じるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。こどもがいきいきと安心して学び、遊べるような居場所を作っていくことで、こどもが健やかに育ち、また親同士の交流を深める機会として取組を進めます。

5. 計画の体系

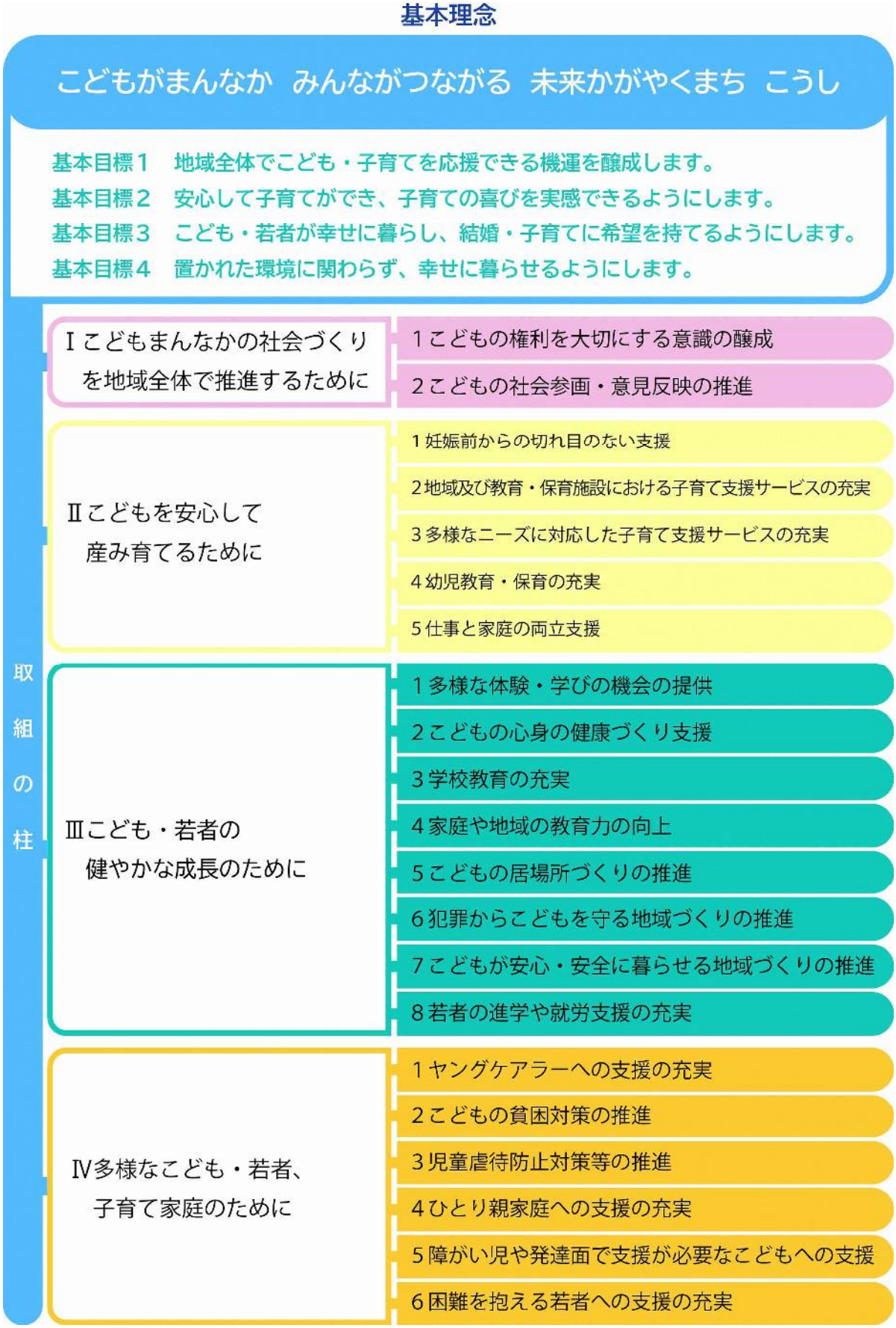
基本理念
こどもがまんなか　みんながつながる　未来かがやくまち　こうし
基本目標１　地域全体でこども・子育てを応援できる機運を醸成します。
基本目標２　安心して子育てができ、子育ての喜びを実感できるようにします。
基本目標３　こども・若者が幸せに暮らし、結婚・子育てに希望を持てるようにします。
基本目標４　置かれた環境に関わらず、幸せに暮らせるようにします。
取組の柱
Ⅰこどもまんなかの社会づくりを地域全体で推進するために
１こどもの権利を大切にする意識の醸成
２こどもの社会参画・意見反映の推進
Ⅱこどもを安心して産み育てるために
１妊娠前からの切れ目のない支援
２地域及び教育・保育施設における子育て支援サービスの充実
３多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実
４幼児教育・保育の充実
５仕事と家庭の両立支援
Ⅲこども・若者の健やかな成長のために
１多様な体験・学びの機会の提供
２こどもの心身の健康づくり支援
３学校教育の充実
４家庭や地域の教育力の向上
５こどもの居場所づくりの推進
６犯罪からこどもを守る地域づくりの推進
７こどもが安心・安全に暮らせる地域づくりの推進
８若者の進学や就労支援の充実
Ⅳ多様なこども・若者、子育て家庭のために
１ヤングケアラーへの支援の充実
２こどもの貧困対策の推進
３児童虐待防止対策等の推進
４ひとり親家庭への支援の充実
５障がい児や発達面で支援が必要なこどもへの支援
６困難を抱える若者への支援の充実

第４章 施策の展開

Ⅰ　こどもまんなかの社会づくりを地域全体で推進するために

Ⅰ-1　こどもの権利を大切にする意識の醸成

現状と課題

○こども大綱には、こども施策に関する基本的な方針のひとつとして「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」と記載されています。

○こどもの権利の保障を進めるためには、こどもが権利の主体であることを広く周知し、こどもが自ら権利について学ぶことはもとより、家庭や学校、地域など、社会全体で共有していく必要があります。

○本計画策定にあたって実施したアンケート結果（令和６年度（2024 年度）実施）によると、合志市が力を入れるべきことの中で「こどもの権利の尊重、擁護」は 15%程度と低くなっていますが（就学前保護者 16.0%、小学生保護者 15.6%）、今後こどもまんなかの社会づくりを推進していくためには、こどもの権利を大切にする意識の醸成が必要です。

主な取組

取組	取組内容
こどもの権利を大切にする意識の醸成 【関係課】 こども家庭課、学校教育課 人権啓発教育課	「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に記載されている、子どもの権利「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の４つの権利について、普及啓発を行い、こどもの権利を大切にする意識を醸成します。また、「合志市子ども憲章」に基づき、こどもが市への誇りや愛着を形成する機会を提供します。
主権者教育の推進 【関係課】 選挙管理委員会事務局	選挙啓発事業として、明るい選挙啓発作品コンクールの募集（習字・ポスター）、新有権者への啓発や、明るい選挙推進協議会委員による街頭啓発、広報紙及びホームページを通じた啓発などを行うとともに、市内の各小・中・高校生を対象とした選挙出前授業と模擬投票、市内学校への選挙機材（投票箱や記載台）の貸出しを行います。 【参考指標】選挙出前授業の実施学校数：８校

※【参考指標】は、別段の記載があるものを除き、令和５年度の実績値

Ⅰ-2 こどもの社会参画･意見反映の推進

現状と課題

○本計画を推進していくにあたって何よりも大切なのは、当事者であるこども・若者の意見です。こども基本法では、第３条において、すべてのこども・若者について、その年齢及び発達の程度に応じた意見表明の機会や社会的活動に参画する機会を確保すること、こども・若者の意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することが基本理念としてうたわれています。

○市では、本計画策定にあたって、就学前の児童の保護者、小学生の児童の保護者、中学生・高校生世代、若者世代に対してアンケート調査を実施し、また高校生や若者世代、子育て中の保護者、地域の子育て支援団体の関係者などに対してワークショップを実施し、当事者及び関係者に対する意見聴取を実施しました。

○今後もこども・若者が市政やまちづくりについて考え、また社会参画の機会を確保するため、取組を推進していく必要があります。

主な取組

取組	取組内容
こども・若者が意見を表明しやすい環境整備と機運醸成 【関係課】こども未来課	こどもや若者世代が安心して過ごせるまちをつくるため「こども・若者☆いけんばこ」を設置し、市内に居住、または通学する小学生以上のこども・若者を対象としてオンラインにより、意見や要望等を受け付けます。 【参考指標】「こども・若者☆いけんばこ」への意見の数：23件（令和６年12月末時点）
多様な意見のこども施策への反映 【関係課】こども未来課	こども・子育て施策を検討する際には、当事者であるこどもや若者から年齢や発達の程度に配慮し様々な手法を用いて意見を聴き、施策に反映します。
こども・若者の社会参画の機会の創出 【関係課】生涯学習課	こども･若者が社会に参画できる機会づくりを推進するため、子ども会育成連絡協議会では、こども自身が計画し、ものごとを作り上げることを支援するほか、イベント等の開催を行います。また、毎年１月に実施する二十歳を祝う会では、対象者自身で組織する実行委員会を主体として企画・立案を行います。 【参考指標】小中学生の子ども会員数：1,079人、二十歳を祝う会出席人数：557人

※【参考指標】は、別段の記載があるものを除き、令和５年度の実績値

Ⅱ　こどもを安心して産み育てるために

Ⅱ-1　妊娠前からの切れ目のない支援

現状と課題

○児童福祉法及び母子保健法の一部改正に伴い、これまでの妊産婦や乳幼児の相談を受ける「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と、しつけや養育に関する相談を受ける「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」を一体とした、すべての妊産婦、こども、子育て世帯を対象に相談・支援を行う「こども家庭センター」を令和６年（2024年）４月に設置しました。

○令和６年（2024年）10月から妊娠、出産、子育て期の情報発信ツールとして「こうし子育てアプリ Kokoa」の配信を開始しており、今後も母子の健康に関する情報の周知啓発とアプリの内容の充実を図っていくことが必要です。

○心理相談について、育児不安を持つ保護者及び発達に特性を持つこどもが増加傾向にあり、心理相談を希望される保護者や心理相談を必要とするこどもが増加している状況です。また、相談のニーズや発達障がいについての関心が高まっています。

○産後ケアのニーズが高まっていることから、「訪問型」「宿泊型」に加えて、令和６年（2024年）４月から「通所型」の産後ケア事業を開始しました。

○核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭が不安を抱え、地域で孤立しないよう、引き続き切れ目のない包括的な子育て支援を行う必要があります。

○予防接種の意義や効果等を健診やホームページ等で周知し勧奨を行うとともに、必要に応じて個別通知などを行っていくことも必要です。

主な取組

取組	取組内容
将来の健やかな妊娠や出産への支援 【関係課】 こども家庭課、健康ほけん課	将来の健やかな妊娠や出産につながる支援として、若い世代への健診等の啓発及び受診しやすい環境整備を行います。

取組	取組内容
不妊治療への支援 【関係課】こども家庭課	不妊症の夫婦に対して、不妊治療のうち保険診療である人工授精に要する費用の一部を助成します。 【参考指標】不妊治療費助成申請者で母子手帳を交付した人数：７人
妊娠・出産・育児に対する切れ目のない支援 【関係課】こども家庭課	切れ目のない相談支援と経済的支援を一体的に実施することで、妊娠期から子育て期の家庭に寄り添った支援を実現します。具体的には、出産・育児等の見通しを立てるための妊娠期からの保健師等との面談や妊娠７か月頃のアンケート、出産後の面談、健康育児相談等での乳幼児の発育発達・栄養相談を行い育児不安等の解消ができるよう支援し、継続的な情報発信等を行う切れ目のない相談支援を提供します。経済的支援として、妊娠届出時に保健師等との面談を終えた妊婦へ５万円、出生届出後の保健師等による赤ちゃん訪問（面談）を終えた産婦へ５万円支給することで、出産育児関連用品の購入費や子育て支援サービスの利用料の負担軽減を図ります。 また、児童福祉部門の相談支援と連携を図り、妊娠・出産・子育てに困難を抱える家庭をできる限り早期に発見・把握し、必要な支援につなぎます。 【参考指標】出産子育て応援ギフト支給件数：1,080件、健康育児相談回数：12回、相談者延べ人数218人
低所得妊婦に対する初回産科受診料支援事業 【関係課】こども家庭課	妊娠の可能性がある非課税世帯・生活保護世帯の人へ、経済的負担軽減のため妊娠の判定に係る初回産科受診料を助成します。
母子健康手帳交付時の情報提供の充実 【関係課】こども家庭課	妊娠の届け出があったときに母子健康手帳を交付します。その際、保健師・助産師・管理栄養士が健康状態などの聞き取りを行い、妊娠中の過ごし方などの保健指導や子育て支援制度について紹介します。転入時も同様に制度の紹介を行います。また、各種制度や母子保健事業について、冊子等を配布したり、「こうし子育てアプリKokoa」を活用して周知を図ります。 【参考指標】母子健康手帳アプリ登録率（０歳児）：26.9%（令和６年12月時点）
妊婦健診及び妊婦歯科健診の啓発 【関係課】こども家庭課	妊婦健診は、妊婦の健康管理及び健やかな赤ちゃんを産み育てるための健康診断です。妊婦健診の確実な受診につなげるため、母子健康手帳交付時に14回分の妊婦健康診査受診票を発行し、結果等で指導が必要な人への訪問指導等を行います。健診項目には、早産予防対策としての膣分泌物検査が初回健診に含まれています。 また、妊娠中の歯周疾患は早産や低出生体重児の確立が高くなることから、母子健康手帳交付時に妊婦歯科健診の受診券（無料）を発行し、結果等で指導が必要な人への保健指導を行います。 【参考指標】妊婦健診延べ受診者数：6,509人、妊婦歯科健診受診率：35.7%

取組	取組内容
妊産婦・乳児訪問支援の充実 【関係課】こども家庭課	安心して妊娠生活を送り育児が行えるよう、初産婦、訪問希望の妊婦及び妊婦健診結果で保健指導が必要な妊婦、生後２か月の赤ちゃんと母親を市及び市委託の保健師・助産師が訪問します。さらに支援が必要な妊婦、乳児・産婦に対しては、訪問・電話等による支援を行います。 【参考指標】４か月児健診にて「こどもとゆったりした気持ちで過ごす時間がある」と答えた人の割合：89.4%、産後１か月時点での産後うつハイリスク者の割合：12.3%、低出生体重児の割合：9.7%(令和４年度)
新生児聴覚検査への支援 【関係課】こども家庭課	新生児の聴覚に関する異常の早期発見及び早期療育を図ることを目的として、新生児聴覚検査費用の一部を助成します。
養育支援の充実 【関係課】こども家庭課	保護者の養育を支援することが特に必要なときなど、養育に関する相談、指導、助言やその他必要な支援を行います。出生体重2,000ｇ以下又は身体の発育が未熟な乳児に対し、入院先の医療機関や保健所との連携、訪問指導及び継続的支援を実施します。 【参考指標】事業の実施人数：152人
産後ケアの充実 【関係課】こども家庭課	産後１年未満の産婦へ助産師等による身体的ケアや心のケア、沐浴や授乳のアドバイス、育児に関する相談などを行います。宿泊型・訪問型・通所型のサービスがあります。 【参考指標】利用率（宿泊型・通所型・訪問型の各利用実人数の合計/分娩件数）：32.5%（令和６年12月末現在）
乳幼児健診における取組の充実 【関係課】こども家庭課	乳幼児の健康の保持・増進のため、乳幼児健診（４か月、７か月、１歳６か月、３歳）を実施しています。内容は、問診・身体計測・内科健診・歯科健診・栄養相談・歯科相談・保健相談・視覚屈折検査があり、健診後のフォローや未受診者のフォロー等も実施しています。 【参考指標】４か月児健診　受診者数：558人（受診率98.6%）、７か月児健診　受診者数：585人（受診率95.9%）、１歳６か月児健診受診者数：643人（受診100%）、３歳児健診　受診者数：720人（受診率98.1%）
心理相談の充実 【関係課】こども家庭課	こどもの発達について、心理相談員が相談に応じ、発達検査やかかわり方のアドバイス等を行います。また医療機関や療育機関の紹介、保育所や学校との連絡調整等を行います。 【参考指標】相談延べ人数：452人
すべての妊産婦、こども、子育て世帯に対する相談支援の充実 【関係課】こども家庭課	「こども家庭センター」において、すべての妊産婦、こども、子育て世帯を対象に相談・支援を行います。相談者の意見や意向を確認しながら、それぞれの家庭が安心した生活ができるよう、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職が、様々な心配ごとを抱えたこどもやそのご家庭の相談に応じ、必要な支援を行います。 【参考指標】母子保健相談実施件数：281件

取組	取組内容
感染症予防の推進 【関係課】こども家庭課	予防接種法に基づく定期接種を実施しています。対象年齢・接種期間に相当する人は、市が委託している医療機関で、無料で接種を受けることができます。こうし子育てアプリKokoaを利用した感染症予防の普及啓発を行います。 【参考指標】接種件数：18,156件
乳幼児のむし歯予防の推進 【関係課】こども家庭課	１歳の誕生日～３歳の誕生日前日までの幼児を対象として、委託歯科医院でフッ化物塗布を２回実施します。また、１歳６か月児健診で集団でのフッ化物塗布を実施します。フッ化物洗口は、年に１、２回市内の希望する保育所・幼稚園の年中児及び年長児を対象に実施し、歯科衛生士による歯科指導も行います。 【参考指標】むし歯のない３歳児の割合：90.2%(令和４年度)、フッ化物洗口実施率（保育施設）:66.7%
小児医療体制の充実 【関係課】こども家庭課	乳児訪問や乳幼児健診時に医療機関の情報提供を行います。また、出生届出時に配付する資料やホームページ、こうし子育てアプリKokoaに、子ども医療電話相談＃8000を掲載し周知しています。
こどもの医療費助成制度の充実 【関係課】 こども未来課、福祉課	（こども医療費） ０歳から高校生年代までのこどもが医療を受けた際の自己負担（２～３割）を全額助成します。 （養育医療） 身体の発育が未熟なまま生まれた未熟児に対して、生後速やかに適切な処置を講じ、指定医療機関において必要な医療給付を行うことができるよう、医療費を負担します。 （育成医療） 18歳未満の児童で、身体上の障がいのある人、または現存する疾患を放置すると将来障がいを残す人で、確実な治療効果が期待しうるものに対し、医療費の一部を支給します。 【参考指標】こども医療費助成制度の受給者数：14,079人、受給者一人当たりの助成額：32,411円（小６まで）、31,609円（中１～高３まで）

取組	取組内容
食育の推進 【関係課】 健康ほけん課、こども家庭課 こども未来課	食生活改善推進員による認可保育所・小中学校での伝統料理教室の開催支援や、食に関わる事業等に携わり食を通じたボランティアとして積極的な活動を行う団体の支援を受け、市民の食に関する意識を高めます。教室や講演会を開催し、正しい知識の普及啓発を行い、食を通した健康な身体づくりに努めます。 また、妊娠期から出産、子育て期を通して「早寝、早起き、朝ごはん」の普及啓発、発達に合わせた食事の進め方や、おやつの与え方等の助言・指導を行うとともに、食の大切さを伝えます。離乳食教室では離乳食についての知識の普及に加え、乳幼児期からの食生活を通して家庭の食への意識付けも併せて取り組みます。 市内保育施設において、各園創意工夫を行いながら食育の推進を図ります。

※【参考指標】は、別段の記載があるものを除き、令和５年度の実績値

Ⅱ-2　地域及び教育･保育施設における子育て支援サービスの充実

現状と課題

○女性の就業率の上昇などによる共働き世帯の増加など、家族の在り方や家族を取り巻く環境が多様化しています。平成27年度（2015年度）の「子ども・子育て支援新制度」以降、これまで認定こども園・幼稚園・保育所など、幼児期の教育・保育の質の向上や受け皿の確保等を実施してきましたが、今後も様々な保育ニーズに対応するための環境整備が必要です。

○子育ての経済的負担を軽減するため、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担うこどもの健やかな成長に資することを目的として、児童手当支給のほか、認定こども園・幼稚園・保育所などの保育料の負担軽減の取組を行っています。

○教育・保育の質の向上のためには、携わる保育士等の人材育成が必要です。研修会等の実施を継続することはもとより、より多くの人に参加いただけるような支援も課題となっています。

主な取組

取組	取組内容
地域子育て支援拠点事業 【関係課】こども未来課	乳幼児（０～３歳）を持つ親子が交流できるつどいの場を提供します。少子化、核家族化が進行するなかで、乳幼児を持つ親と子が気軽につどい、なごやかな雰囲気のなかで語り合い、子育て親子の負担軽減、子育て支援を行います。つどいの広場３か所、地域子育て支援センター１か所で実施します。 【参考指標】つどいの広場及び地域子育て支援センター利用者数：12,287人
地域子育て相談機関（利用者支援事業基本型） 【関係課】こども未来課	令和７年度（2025年度）から子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、地域子育て支援拠点等の身近な場所に地域子育て相談機関を設置し、相談や情報提供、助言等を行います。また、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくりを行います。
保育コンシェルジュ（利用者支援事業） 【関係課】こども未来課	保護者ニーズと保育サービス等を適切に結びつけることを目的として、こども未来課窓口に保育コンシェルジュを配置します。就学前のこどもの預け先に関する保護者の相談に応じ、認可保育施設のほか、一時預かり事業などの保育サービス等について情報を提供します。 【参考指標】実施か所数：１か所

取組	取組内容
保育サービスに関する情報提供 【関係課】こども未来課	「認可保育施設入所のてびき」を作成し、必要な人へ配布と説明を行います。このてびきには、認可保育施設以外の保育関連施設の情報も掲載しています。また、保育サービスに関する情報提供は、市の広報紙、ホームページ、国の子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）等においても掲載しています。
時間外保育（延長保育）事業 【関係課】こども未来課	市内の認可保育施設を利用する児童の保護者が、標準時間（11時間）の保育でも不足する場合に、保育時間を延長し保育施設へ預けることができる事業です。 【参考指標】事業利用者数：1,122人
休日保育事業 【関係課】こども未来課	休日保育事業は、日曜・祝日に保育に欠ける就学前のこどもに対し保育を実施する事業です。現在、ぽっぽ保育室（ヴィーブル内）にて実施しています。
認可外保育施設への補助の充実 【関係課】こども未来課	認可外保育施設へ入所している乳幼児の健全育成を図るために、市内で保育事業を行う認可外保育施設に対し、補助を行います（事業所内保育所は含みません）。市内に住所を有している入所児童１人につき月額3,000円を補助します。 【参考指標】補助事業実施施設数：１園
幼児教育・保育の無償化の実施 【関係課】 こども未来課、学校教育課	幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する３歳から５歳までこどもの利用料と、住民税非課税世帯で保育を必要とする０歳から２歳までのこどもの保育園等の利用料の無償化を実施し、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図ります。
保育サービスの拡充のための施設整備 【関係課】こども未来課	保留児童解消のための保育所等の創設や老朽改築による保育環境整備などの施設整備に要する費用の一部を補助することにより、こどもを安心して育てることができるような体制整備を行います。 【参考指標】保育施設数：31施設 定員数：2,628人、入所者数：2,691人、待機児童数：２人
保育士等の人材育成 【関係課】こども未来課	市内認可、認可外保育施設、幼稚園等の保育士等を対象に実施する研修会開催費用の助成を行います。 【参考指標】研修会に参加した保育士等数：187人
児童手当の支給 【関係課】こども未来課	経済的負担を軽減するため、児童を養育している人に児童手当を支給します。０歳から高校生年代までの児童を対象に、年６回（偶数月）支給します。 【参考指標】受給者数：5,628人

※【参考指標】は、別段の記載があるものを除き、令和５年度の実績値

Ⅱ-3　多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実

現状と課題

○様々な子育て家庭の保育ニーズに対応できるよう、子育て支援サービスの「提供体制の確保」と「質の向上」を行っていく必要があります。

○計画策定時のアンケート結果（就学前児童の保護者）によると、一時預かりや幼稚園の預かり保育、ファミリー・サポート・センターなどの利用者は合計でも１割未満となっています。利用しない理由として、特に利用する必要がないが最も多くなっていますが、事業の利用方法・手続きが分からないことも挙げられており、事業の実施とともに、事業自体の周知・情報発信を行っていくことも必要です。

主な取組

取組	取組内容
こども誰でも通園制度の実施（乳児等通園支援事業） 【関係課】こども未来課	保育施設等に通園していない６か月から２歳までの児童を対象に、保護者の就労の有無にかかわらず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度です。児童が保護者と一緒に施設を定期的に利用し、他の児童とかかわったり、園の先生とふれあい遊びや集団遊び等、年齢に合った遊びが経験できる事業です。市では令和８年度（2026年度）からの実施を予定しています。
一時預かり事業（在幼稚園児対象型） 【関係課】こども未来課	満３歳以上の幼児が、幼稚園や認定こども園における在園児を対象とした預かり保育であり、通常の教育時間の前後や、土曜・長期休業期間中に、幼稚園や認定こども園が行う教育活動の事業です。この事業を実施した園に対しての補助を行います。 【参考指標】延べ利用人数：32,051人日
一時預かり事業（在園児対象型を除く） 【関係課】こども未来課	保育所等に通所していない生後３か月から就学前までの保護者が冠婚葬祭やリフレッシュ、育児疲れ等の事由により、児童を保育することができない場合に一時的に預かる事業です。また、保育所の入所申込をしているにもかかわらず入所できない児童の保育についても行います。ヴィーブル内の保育室（ぽっぽ保育室）において実施します。 【参考指標】一時保育の延べ利用者数：1,196人
子育て短期支援事業（ショートステイ） 【関係課】こども未来課	保護者の疾病、育児疲れ等や経済的な理由により、家庭での児童養育が困難となった場合、緊急一時的な保護（ショートステイ）を行います。現在、合志市内外の７つの乳児院や児童養護施設と委託契約しています。その他の支援制度と合わせたサポートの一つとして機能できるよう周知を図ります。 【参考指標】利用人数：１人

取組	取組内容
子育て短期支援事業（トワイライトステイ） 【関係課】こども未来課	保護者の疾病、育児疲れ等や経済的な理由により、夜間、休日等に児童を養育することが困難な場合に保護（トワイライトステイ）を行います。現在、合志市内外に所在する８つの乳児院や児童養護施設等と委託契約しています。その他の支援制度と合わせたサポートの一つとして機能できるよう周知を図ります。 【参考指標】利用人数：０人
病児・病後児保育事業 【関係課】こども未来課	原則として市在住の生後２か月から小学校３年生までの児童であって、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期には至っていない児童又は病気の回復期にある児童で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭での育児が困難な児童を対象に預かり保育を実施します。現在、すこやか（ふれあい館内）において、嘱託医の先生に相談しながら安全に運営しています。 【参考指標】利用者数：494人
ファミリー・サポート・センター事業 【関係課】こども未来課	核家族化や都市化の進展により、家族や現行の保育サービスでは対応しきれない保育ニーズを補完し、働く人の仕事と育児の両立を支援するために、育児の援助を受けたい人(利用会員)と援助を行う人(協力会員)による会員登録制による組織化を行い、会員相互による育児の援助活動の調整等を行います。また、ファミリーサポートでは対応することのできない、病児の預かりや宿泊など、より緊急度の高い預かりに対応するため「こどもの緊急サポート事業」も行います。 ニーズを持つ人が利用会員として登録いただけるよう情報の周知に努めるとともに、協力会員の増加のための広報活動や養成講座にも努めます。 【参考指標】ファミサポ利用件数：1,648件
長期休暇児童預かり事業 【関係課】こども未来課	夏期休業等の長期休暇期間において、市内放課後児童クラブに加入していない市内小学生の預かりを合志楓の森小学校放課後児童クラブ室を活用して行います。今後は、長期休暇期間のみの預かりニーズを受け、受け入れクラブ数の増設について検討していきます。 【参考指標】利用児童数：32人（延べ640人日）

※【参考指標】は、別段の記載があるものを除き、令和５年度の実績値

Ⅱ-4　幼児教育･保育の充実

現状と課題

○幼児教育・保育機能を向上させていくためには、保育所や幼稚園、認定こども園などそれぞれの施設が役割を理解し、各施設の機能を活かしていくことが大切です。そのため、地域の関係行政機関や団体、地域組織などとのネットワークを構築・強化していくことが必要となっています。

○こどもの発達や学びの連続性を確保するためには、乳幼児期の教育・保育と児童期の教育が円滑に接続することが重要とされています。そのため、就学前の児童の情報共有や、保護者への相談の機会の確保などが今後も必要です。

主な取組

取組	取組内容
幼児教育・保育機能の向上 【関係課】 学校教育課、こども未来課	保育所や幼稚園、認定こども園、地域型保育事業施設等では、それぞれが有する機能を活かしながら、幼児教育・保育のさらなる充実を図るとともに、地域の関係行政機関、団体、地域組織とのネットワークを構築し、そこでの機能が幼児教育・保育の充実に活かされるよう支援します。 幼児教育・保育の充実を図るための情報交換や情報提供の場として、園長会や、保育所や幼稚園、認定こども園、地域型保育事業施設等ならびに小学校、中学校の連携のための会議等を定期的に開催します。
保育所や幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、ならびに小学校、中学校の連携強化 【関係課】 学校教育課、こども未来課	市幼保・小・中連携協議会を軸に、相互の学校や園が協力しながら連携を図り、協働で市内のこどもの教育や支援を進めます。 中学校区ごとに「育ちのものさし」を作成し、校区の保護者に配付します。そのほか、「メディアコントロールデー」を毎月15日に設定し、各学校で家庭への周知を図ると同時に、同日を「ことば教育の日」として家族の対話を大事にする日として周知を図ります。
相談・情報提供の充実 【関係課】学校教育課	教育委員会では、特別支援学校や特別支援学級への就学希望者に対して相談窓口を設置します。また、市の特別支援教育についてパンフレットを作成し、こどもたちが安心して心豊かな学校生活を送るために、一人ひとりの教育的なニーズに応じた特別支援教育について、情報提供を行います。

Ⅱ-5　仕事と家庭の両立支援

現状と課題

○経済・産業構造の変化や、就業構造の変化に伴って、労働者の意識も多様化しているなかで、年齢・性別を問わず、誰もが安心して働くことのできる労働環境の整備が求められています。企業などに対して、妊娠や出産、育児の際に、女性が仕事を続けていけるような環境づくりや、男性が育児休業を取得しやすいような意識の啓発などが必要です。

○「次世代育成支援対策推進法」では、すべての企業などに対して、労働者の「仕事」と「家庭生活」との両立を支援するための育児休業や短時間勤務に関する取組、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得に関する取組などの内容を盛り込んだ「一般事業主行動計画」の策定を求めており、特に 101 人以上の労働者を雇用する企業などについては、この計画の策定が義務付けられています。

○ワーク・ライフ・バランスを実現し、男女がともに希望する働き方を続けられるためには、多様な働き方に対応した子育て支援を行う必要があるほか、家庭において、家事・育児を男女が協力して担うことも重要であり、男性の家事・育児への参画を促進する必要があります。

○本市では、令和４年（2022 年）３月に「パートナーシッププラン・こうし（第４次合志市男女共同参画推進行動計画）」を策定しており、「多様な人々が、自他をともに大切にするまち合志」を基本理念として、上記のようなワーク・ライフ・バランスの推進や固定的役割分担意識の解消などに向けた意識の啓発等を行っています。

○また、「パートナーシッププラン・こうし」に基づき、次世代を担うこどもや若者が性別に関わらず自分らしい生き方を選べるよう、学校や地域、家庭における教育の機会の充実を図っています。

○計画策定時のアンケート調査結果（就学前児童の保護者）によると、合志市として力を入れるべきこととして「仕事と子育てが両立できる雇用環境づくりや就労支援」が 54.8%となっており、ニーズが高くなっています。

主な取組

取組	取組内容
男女共同参画推進の啓発 【関係課】総務課	男女がお互いに尊重し、家庭・地域・職場などの社会の構成員として、自らの意思によりあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、男女がともにいきいきと充実した人生を送ることができるよう以下の事業を行います。 ・市民、企業等を対象に啓発イベント「気づきうなずきフェスティバル」を年１回実施 ・啓発誌「いっぽ」を作成し、市ホームページに掲載 ・県主催の地域リーダー育成事業に参加（公募） 【参考指標】男女共同参画の重要性を認識できたと答えた参加者数の割合：92％
男女共同参画推進行動計画の推進 【関係課】総務課	「パートナーシッププラン・こうし」に基づき、男女共同参画に関する現状や課題を踏まえ、社会環境の変化に対応するとともに、持続可能な地域づくりを担う取組の一つとして、一人ひとりの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが個性や能力を十分に発揮し活躍することができる男女共同参画社会の実現を目指し、各分野において、様々な取組を進めます。
ワーク・ライフ・バランスのための広報・啓発、情報提供の充実 【関係課】 こども未来課、商工振興課	結婚・出産、職業選択など、将来のライフイベントに関する知識を提供し、その時々の課題を乗り越えていくための知識や視点を身に着けることを目的として、中学２年生を対象に「若い世代向けのライフデザインセミナー」を実施します。 また、企業等のワーク・ライフ・バランスの推進のため、必要に応じて市商工会や市企業等連絡協議会を通じて、「次世代育成支援対策推進法」で定める一般事業主行動計画等の推進、啓発に努めます。 【参考指標】将来のライフイベントが楽しみに考えられるようになった生徒の割合：88.7％（令和６年度）
「子育て応援団」の周知と参加促進 【関係課】 商工振興課、こども未来課	県が実施する「子育て応援団」（子育てを支援する企業、店舗など）について、子育てを地域ぐるみで支えあう意識の啓発と取組の輪を広げるため、市商工会や市企業等連絡協議会を通じて市内の事業所に広報・啓発、情報提供を実施します。また、「子育て応援団」を検索できる「熊本県結婚・子育て支援サイト hapi モン」を市のホームページにリンク先として公開します。
結婚を希望する人への支援 【関係課】こども未来課	結婚を後押しするための婚活イベント等を開催します。また、市が参画する熊本連携中枢都市圏で結婚支援センターを設置し、結婚を希望する人に出会いの機会を提供します。 【参考指標】市主催婚活イベントにおけるカップルの成立数：21組

※【参考指標】は、別段の記載があるものを除き、令和５年度の実績値

Ⅲ　こども･若者の健やかな成長のために

Ⅲ-1　多様な体験･学びの機会の提供

現状と課題

○こども大綱では、国や地方公共団体、地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等が連携・協働して、こども・若者のすべてのライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出することが求められています。

○計画策定時のワークショップでは、遊び場やスポーツに関する意見が多く挙げられており、これらの環境整備や機会の提供が必要です。

○こども・若者が地域に伝わる伝統文化や歴史などに対する関心を高め、文化に親しむ環境づくりを推進するとともに、貴重な文化財を保存し、次世代につないでいくための取組を進めることが必要です。

○歴史や伝統文化の保存・活用においては、少子高齢化や、若者の都市部への流出などにより、活動団体の後継者の育成や確保が困難になっている状況があります。そのため、これらの取組についてこども・若者が触れる機会を創出していくことが課題となっています。

○様々な体験活動を継続的に実施していくためには、活動を提供する団体が持続的に活動を実施できるよう支援することや、三つの木の家や合生文化会館などの体験施設を活用していくことも必要です。

主な取組

取組	取組内容
スポーツ活動の充実 【関係課】生涯学習課	こどもから大人までを対象とした様々なスポーツイベントを実施します。また、各種スポーツ教室の開催を含めたこどもから大人まで気軽に参加できる総合型地域スポーツクラブの運営支援として、補助金の交付及び市スポーツ施設の貸出し等を行います。 中学校部活動の地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動への移行に向けた具体的な取組を進めます。 【参考指標】会員数：（クラブこうし）735人、（ヴィーブルFUNクラブ）453人

取組	取組内容
文化芸術体験の充実 【関係課】 学校教育課、生涯学習課	美しいことばに触れることを通じて日本人としての感性を磨き、日本や郷土である合志の文化や伝統を大切にして夢の実現を目指すこどもを育てることを目標として、以下の取組を行います。 ・ことばの専門家（元アナウンサー）による小中学校訪問授業 ・ことのは作品コンクールの作品募集及び審査（合志市内小中学校児童生徒対象） ・ことのは作品コンクール受賞作表彰式 また、文化芸術自主事業実行委員会が主催し、「ヴィーブル子ども劇団」や「合志吹奏楽団『響』」によるイベント等を開催します。 【参考指標】ことのは作品コンクールに取り組んだ児童生徒の割合：63％
歴史・伝統に関する体験の充実 【関係課】生涯学習課	合志市歴史資料館では、体験教室や企画展を開催し、一人でも多くの人が合志市の歴史や文化財に興味を持ち、親しみを感じてもらうため、簡単に学べる１分程度の動画を公開します。また、「合志市ふるさとカルタ」を作成し、合志市の多くの文化財や自然、公園、祭り等、市の魅力を再発見してもらう取組を行います。 【参考指標】歴史資料館来館者数：2,085人
体験学習等を提供するコミュニティへの支援 【関係課】生涯学習課	子ども会育成連絡協議会が行う活動（スポーツ大会・子どもフェスティバルの開催、ジュニアリーダー研修等）を支援するため、補助金を交付し、子ども会活動の活性化を図ります。 また、市民センターを活用した講座の運営と学習発表の開催、子ども体験教室の実施、夏祭りやどんどや等地域イベントを開催している各コミュニティ運営委員会に補助金を交付し、各コミュニティに指導員を配置します。 【参考指標】スポーツ大会参加人数：126人、子どもとうろうフェスティバル参加人数：363人
体験学習施設の整備 【関係課】 生涯学習課、人権啓発教育課	三つの木の家の計画的な維持管理に努めることで、市民に対して学習活動に専念できる環境と、学びの場への参加機会を提供します。 合生文化会館では、そろばん・習字・エレクトーンの講座や、こども料理教室、こども人権教室を開催します。また、「わくわく友だち会」を開催し、西合志第一小学校の児童を対象に学習会とグループ活動を行います。 【参考指標】（三つの木の家）施設利用者数：4,175人、自主事業の申込者数：351人 （合生文化会館）会館利用者数：6,858人

取組	取組内容
乳幼児とのふれあい体験 【関係課】こども未来課	乳幼児とふれあう機会を創出し、こども・若者が自らのライフデザインを描けるような意識啓発のため、赤ちゃんふれあい交流会（中高生ワークキャンプ）を実施します。この活動は、市内中高生を対象に社会福祉協議会が地域の中で実施し、乳児や保護者とふれあい、話をすることで、命の大切さや親の思いを知るとともに、将来の子育てに対する興味・関心をもつ機会を提供します。 【参考指標】赤ちゃんふれあい交流に参加したこどもの数：12人
世代間交流の推進 【関係課】 こども未来課、学校教育課	地域の高齢者との交流については、保育施設や小学校の行事への招待や高齢者福祉施設への訪問を行い、世代間交流に取り組みます。

※【参考指標】は、別段の記載があるものを除き、令和５年度の実績値

Ⅲ-2　こどもの心身の健康づくり支援

現状と課題

○こども・若者が、自らの発達の程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、ＳＯＳを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、関係機関が連携し、情報提供や相談支援を行っていくことが必要です。

○令和６年度（2024年度）に実施した健康づくりに関するアンケートによると、週４日以上朝ごはんを食べるこどもの割合は、小学生では横ばい（95.5%）ですが、中学生では減少（89.6%）しています。また、体育の時間以外に体を動かす機会が週に１回以上あるこどもの割合は、小学生・中学生ともに横ばいの状況です（小学生86.9%、中学生84.7%）。加えて、この１か月間に悩みやストレスを感じている割合については、小学生が30.2%、中学生が40.2%となっています。

○不登校や様々な心や身体の悩み・問題を抱えるこどもに対して、今後も継続的に支援を行っていけるような体制づくりが必要です。

○令和６年度（2024年度）に実施した健康づくりに関するアンケートによると、平日のテレビ、パソコン、スマートフォンやゲームの視聴時間は平均3.3時間となっており、前回調査よりも増加しています。また、平日の睡眠時間と比較すると、睡眠時間が短いほどテレビを観たり、パソコン、スマートフォン、ゲームなどを視聴する時間が長くなっています。

主な取組

取組	取組内容
学校教育における豊かなこころの育成の推進 【関係課】学校教育課	お互いに尊重し協働して社会を形成するために、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、勤労観・職業観など、自分の在り方や生き方を考えることで、こどもに豊かな人間性と社会性を育むための取組を推進します。 「水俣に学ぶ肥後っ子教室助成事業」として小学５年生を対象とした環境問題に対する関心を深める学習を実施し、豊かなこころの育成を推進します。 【参考指標】水俣に学ぶ肥後っ子教室助成事業実施校数：８校

取組	取組内容
情報教育の充実 【関係課】学校教育課	スマートフォンやタブレット端末等の児童生徒への普及に伴い、それらを利用することを禁止するのでなく、長時間の使用からくる体や心へのダメージについて様々な情報を提供しながら、利用の仕方について自ら考え、調整できるようにすることが必要ととらえ、保護者の理解と参加を促しながら情報教育の充実を図る必要があります。 令和３年度（2021年度）から児童生徒１人に１台タブレット端末を配布しています。オンラインでの授業の配信や、児童生徒間でファイルを共同編集するなど、活用しています。ＩＣＴ機器を児童生徒が適切・安全に使えるよう、情報モラル教育にも取り組みます。
性に関する正しい知識の普及 【関係課】学校教育課	各小・中学校は、保健体育や性教育の授業等で性に関する正しい知識の普及と命の重さ、自分の命と相手の命を大切にする心を育てることに努めます。 性に関する正しい知識の普及については、各学校が立てた年間指導計画に沿って、各教科・領域等を通して適切に指導を行います。授業のなかでは、命の尊さについても伝えていくとともに、年齢に応じた授業内容を工夫しています。
部活動等による健やかな体の育成の推進 【関係課】 学校教育課、企画課	心身ともに健やかな成長が図られるよう支援するため、中学校の部活動で各種大会等へ出場する場合において、補助金を交付します。 また、市民で組織（部活以外）する団体または個人が本県以外において開催されるスポーツ、文化、教育その他の各種大会等へ出場する場合において、補助金を交付します。 【参考指標】部活動補助金交付件数：30件、ふるさと創生基金補助金交付件数：313件
小中学校スポーツテストの充実 【関係課】学校教育課	児童生徒のスポーツテストを実施し、データの分析処理を行い、学校における体育活動をより効果的に推進します。 【参考指標】スポーツテスト実施件数 小学校：5,056名　中学校：2,215名

取組	取組内容
小中学校における健康管理の推進 【関係課】学校教育課	学校医、学校歯科医、学校薬剤師を委嘱し、学校教育を支障なく行うために、児童生徒と児童生徒に接する教職員等の健康管理を行います。平成28年度（2016年度）から労働安全基準法の改正により、一部の学校において教職員を対象としたストレスチェックの実施が義務付けられ、市においては、実施義務の有無を問わず、すべての学校教職員等を対象に実施します。 熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例に基づき、児童生徒を対象としてフッ化物を用いたむし歯予防事業を実施します。 児童生徒の結核感染の早期発見や、患者発生時の素早い対応など、児童生徒が安全・安心な学校生活を送ることができるよう、学校における結核検診の実施状況・結果の把握に努めます。 【参考指標】フッ化物洗口実施児童数：4,700人、フッ化物洗口実施生徒数1,996人、当該年度における結核発生件数：０件
適応指導教室の充実 （※令和７年度から「教育支援センター」に名称変更します。） 【関係課】学校教育課	不登校やいじめ、学校での人間関係のもつれ、家庭生活に起因する不登校など、学校に行けない理由はさまざまです。そのような児童生徒に対して、カウンセリングマインドで寄り添いながら、時には学習支援をしたり体力をつける機会を設けたり、同年代のこども同士が触れ合う場を設けたりしながら、心のエネルギーを蓄える取組を計画的に進めています。現在、４つの適応指導教室を開設し、適応指導員４名を配置しています。指導員は学校と家庭とのパイプ役として大きな役割を担い、家庭がこどもや学校との関係について相談しやすい関係性を築いています。また、教育相談員、養護教諭、担任等が、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、対象児童生徒と保護者を支援します。 【参考指標】不登校の出現率：3.7%
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる相談支援の充実 【関係課】学校教育課	小中学校に県のスクールカウンセラーが配置されていると同時に、市では独自に教育相談員・スクールソーシャルワーカーも配置をします。学校の児童生徒だけでなく保護者も相談がしやすい環境を整えます。 各学校担当のスクールカウンセラーが、悩みや不安を抱える児童生徒に対し、適切なカウンセリングを行うことで、こころの健康維持を図るとともに、教職員や保護者に対し、対象児童生徒の適応能力の向上を支援するために心理学的な助言、指導を行います。学校や家庭での生活において支援が必要な児童生徒に対しては、各学校担当のスクールソーシャルワーカーが、その家庭やそれらを取り巻く環境に介入し、調整しながら、支援する取組の充実を図ります。 【参考指標】市スクールカウンセラー相談延べ件数：458件、市スクールソーシャルワーカー相談延べ件数：795件

取組	取組内容
自殺予防に関する広報啓発、自殺予防教育の推進 【関係課】 健康ほけん課、学校教育課 福祉課	いつでも気軽に相談できる窓口の情報提供を行うとともに、市の広報紙を通じて、自殺予防について普及啓発を行います。専門職による相談を実施し、専門的アドバイスを提供します。 また、自殺企図が増える夏休みを前に、全小中学校に国・県からの文書を配布し、自殺予防及びＳＯＳの出し方等に関する指導を行います。毎月各学校で開催している要保護児童対策連絡協議会にて情報共有を図り、トラブルに備えた初動体制などの確認も行います。
こころの相談支援の実施 【関係課】健康ほけん課	こころの健康事業として、毎月１回、精神科医師による相談事業を実施します。広報紙・ホームページ・チラシ等により周知を行います。 【参考指標】受診をすすめた人の数：８人
学校給食の提供と食育の推進 【関係課】 学校教育課、農政課	合志給食センターの管理等を適切に行い、合志小、合志南小、南ヶ丘小、合志中の児童生徒に栄養バランスの取れた、温かい学校給食を提供します。合志楓の森小学校・合志楓の森中学校の自校方式の給食施設の運営について、業務の一部について民間委託しており、その業務の管理事務を行います。西合志地域においても、安全・安心で安定的においしい学校給食を提供し続けるにあたり、自校方式からセンター方式への施設整備を進めます。 地産地消の取組として、市内の全学校給食施設において、学校給食に地元産野菜を優先的に利用します。 【参考指標】学校給食での地元野菜の使用割合（重量）：19.4%

※【参考指標】は、別段の記載があるものを除き、令和５年度の実績値

Ⅲ-3　学校教育の充実

現状と課題

○令和６年度（2024年度）の全国学力・学習状況調査では、小学校６年生は、国語においては県平均と同等となっており、全国平均をわずかに下回っています。算数においては県平均と同等となっており、全国平均をやや下回っています。中学校３年生は、国語においては県平均と全国平均を上回っています。数学においては熊本県平均と同等となっており、全国平均を下回っています。

○文部科学省において「ＧＩＧＡスクール構想」が示されており、通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とするこどもを含め、多様なこどもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現することが求められています。

○計画策定時のアンケート調査結果（就学前児童の保護者）によると、「就学前教育・保育や学校教育の質」は重点維持項目（満足度も重要度も高い）に位置付けられており、今後も継続的な取組を行っていくことが必要です。

○学校施設等の維持管理については、合志市公共施設個別計画に基づいて整備を実施し、教育環境の適切な維持管理に努めています。

○いじめ、暴力行為、教職員の不適切な指導や体罰などの学校における様々な問題に対して、関係機関と連携した取組を進めることが必要です。

主な取組

取組	取組内容
小中学校知能・標準学力検査の充実 【関係課】学校教育課	客観的な指標を用いて学力等の到達度を評価し、結果を指導法の改善に役立てることで児童生徒の学力等の伸長を図ります。 生徒の英語力向上のため全ての中学校３年生を対象とし、英検を受験する取組を行います。 【参考指標】標準学力検査における各学校の標準スコア：49.4
教職員の研究・研修による学校教育の充実 【関係課】学校教育課	教育関係の各種部会に参加し、情報交換や研修会を通して教員としての質の向上を図ります。 各小中学校の研究主任を対象とした学力向上委員会（年４回）、毎月開催の教務主任会議を中心に、情報教育担当者会（年５回）、英語担当者会（年２回）、ことば教育担当者会等の担当者会を通して、現状や対策について、それぞれの立場からの検討を行います。 【参考指標】担当教職員の研修会等への出席率：100％

取組	取組内容
学校教育活動指導員等の配置による学校教育の充実 【関係課】学校教育課	小中学校における児童生徒の個に応じた、きめ細やかな指導や支援を補助するため、各学校に必要に応じた教育活動指導員等を配置することにより、こどもの個性を伸ばし、豊かな心を育む学校教育を展開します。
外国語教育の推進 【関係課】学校教育課	外国語指導助手（ＡＬＴ）を市内小中学校に派遣し、生徒の英語力の向上及び国際感覚を育むことにつなげ、また、児童に英語への興味を抱かせることに活用します。 週４回ＡＬＴを学校に派遣しており、その中で毎月１週間程度は小学校へ派遣します。 （派遣頻度：中学校（月４～12回）、小学校（月１～２回）） 【参考指標】ＡＬＴの派遣により外国語に関する学力の向上等に成果があると回答した学校の割合：100％
日本語教育の支援 【関係課】学校教育課	外国人の児童生徒に対して、学校に指導員を派遣し、基本的な日本語を指導します。ひらがなやカタカナ、漢字の読み書きや簡単な計算のほか、指導員とのコミュニケーションなどを通じ、児童生徒個人にあった日本語指導を行います。 【参考指標】対象児童生徒数　延べ32名
中学校進路指導対策支援の充実 【関係課】学校教育課	進路指導については、キャリア教育の視点をもって取り組んでいかなければ進路保障、生き方保障につながりません。そのため、小学校からキャリアパスポートを活用して、継続的なキャリア教育の視点に立って教科や領域の指導を行います。 すべての教科及び領域の指導においてキャリア教育の視点をもって指導を進めています。各学校での研究を進めるうえでもキャリア教育の視点に立った研究を推進します。 中学校の進路指導については具体的に進路決定のために必要な知識と計画的に学習を進めるための方法等を指導します。奨学金の申請については、自分自身で考えるべきこととして丁寧な説明に心がけて取り組みます。
高校中退の予防、高校中退後の支援 【関係課】学校教育課	様々な事情で高校を中退するこどもがいる現状を受け、市内各中学校においては、本人の適性や将来の目標と照らし合わせた適切な進路選択ができるよう、個に寄り添った進路指導を行います。 早い段階から「15の春」（中学卒業時の姿）を意識した教育活動を推進してもらうため、学校教育努力目標に「夢を拓くキャリア教育の推進（キャリアパスポートの有効活用）」を掲げ、全小中学校においてキャリア教育に取り組んでもらいます。 高校中退後の支援としては、こどもが卒業した中学校が窓口となることもあるため、中学校から相談があった場合は必要に応じて関係各課につないでいます。

取組	取組内容
教育振興用資器材購入とパソコンの整備の推進 【関係課】学校教育課	「ＧＩＧＡスクール構想実現」において、児童生徒が誰一人として取り残されることのない個別最適な学びを実現するために、令和３年度（2021年度）より児童生徒に一人に一台タブレット端末を配布しています。活用においては、臨時休業や不登校傾向にある児童生徒の対応としてオンライン授業を実施したり、授業でファイルを共同編集する等、効果的な活用を実施します。また、学校配置のＩＣＴ支援員により、ＩＣＴ機器の効果的な活用を支援・推進します。 【参考指標】タブレットの配布率:100％
学校施設の整備の促進 【関係課】学校教育課	学校施設の維持向上のため修繕工事等を行っています。校舎の長寿命化を図るため、調査・設計・改修工事を行います。また、市内の児童生徒数の増加に伴う各校の教室不足を調査し、不足がないよう増築計画、設計、工事を行います。 市内小中学校施設を侵入者等から守り、安全に保つため、夜間・休日の機械警備を委託する事業を行います。 【参考指標】修理を行った学校数：12校
スクールバスの運行 【関係課】学校教育課	合志小学校で通学距離が遠距離の児童の送迎のため、市所有のスクールバスを運行します。また、西合志中央小学校においても、児童の送迎のため、業者委託し、スクールバスを運行します。 【参考指標】年間運行日数：200日、利用児童数：合志小　約70人、中央小　約90人
日本スポーツ振興センター共済への加入 【関係課】学校教育課	児童生徒の学校内における災害等への対応として、日本スポーツ振興センター共済へ加入し、学校安全の普及充実とともに、必要な災害給付を行います。 【参考指標】災害発生件数/在籍児童生徒数：7.41％
学校評議員の設置 【関係課】学校教育課	市特別職非常勤職員として、各学校３名ずつ、計36名の学校評議員を委嘱しています。 学校評議員は、校長の学校運営に関する権限と責任を前提として、校長の求めに応じ、一人ひとりの責任において学校運営に関する意見を述べ、学校、家庭及び地域の連携及び協力を推進することにより、児童生徒の健やかな成長を図ります。

取組	取組内容
校則の見直し 【関係課】学校教育課	こどもたちが主体的に学校における自治活動に取り組む一つとして、毎年教育カレンダーに位置付け、校則（学校の決まり）の見直しを進めます。 各学校において、毎年見直しを行うメンバーは、教職員の他、児童生徒会、ＰＴＡ執行部、学校運営協議会等学校の実情に応じて構成しています。 毎年４、５月の校長会議、教頭会議、主幹教諭会議、教務主任会議、生徒指導担当者会において教育委員会から説明をし、年１回の見直しを各学校で行います。
いじめ防止対策の強化 【関係課】学校教育課	いじめはどの学校においても、どのこどもにおいても起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を起こしうるという認識のもと、いじめや差別を許さない学校・学級づくりを目指し、いじめの未然防止と解消に向けて取り組んできました。これまでの取組をさらに充実させ、こどもが心豊かに安全・安心に生活ができるよう、一人ひとりの教職員の人権感覚を高めるとともに、組織的な対応を図ります。 教育委員会では、「合志市いじめ防止基本方針」（令和４年（2022年）４月改訂）を策定し、各学校で「いじめ防止基本方針」の策定、活用、見直しを行います。 いじめの未然防止及び早期発見・早期解決に努めるよう校長会議、教頭会議、主幹教諭会議等で繰り返し呼び掛けています。 年３回（４月、７月、10月）いじめ・不登校対策委員会を開催し、いじめの未然防止、早期発見・早期解決のため関係機関（警察、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）との連携について情報共有を図ります。 いじめの対応についてトラブルになることも想定されるため、「熊本県学校・警察相互連絡制度」について周知することで、学校だけで問題を抱えることなく、関係機関と連携して解決に取り組みます。
体罰や不適切な指導の防止 【関係課】学校教育課	学校教育法第11条「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」とされており、いかなる場合も体罰は許されないことを、市内全ての小中学校、校長の指導のもと、職員会議や校内研修等で確認されています。 学校教育努力目標に「コミュニケーションを図り、風通しのよい職場環境づくり。ＯＪＴとボトムアップ型研修による不祥事の根絶への取組。」を掲げており、市内全ての小中学校において体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組を推進します。

※【参考指標】は、別段の記載があるものを除き、令和５年度の実績値

Ⅲ-4　家庭や地域の教育力の向上

現状と課題

○こども大綱においては、保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がいない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及を図るなど、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進することが求められています。

○女性の社会進出の増加や地域コミュニティの希薄化の進行によって、地域社会の環境は変化してきています。子育て家庭が子育てに不安を抱え、地域で孤立することがないよう、子育てを地域で支え、こどもを安心して産み育てられる環境をつくることが必要です。

○こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで不可欠なものであり、家庭、地域、学校・保育所等における取組を推進することが必要です。

○計画策定時のワークショップでは、地域で子育てをすることや、地域のつながり等に関する意見が多く挙げられており、地域住民の子育てについての意識啓発や参加機会の提供が必要です。

主な取組

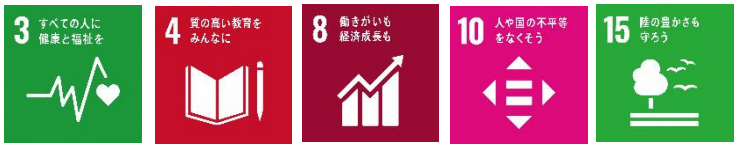

取組	取組内容
家庭教育学級の支援 【関係課】生涯学習課	家庭教育向上を図るため、市内保育施設のこどもの保護者で組織された団体の家庭教育に関する研修経費に対して補助金を交付しています。 【参考指標】補助金交付件数：11件
教育相談の充実 【関係課】学校教育課	合志市教育委員会より市内小中学校全てに教育相談員を配置し、熊本県派遣のスクールカウンセラーとともに学校や保護者の抱える様々な問題に対応できるよう努めます。 【参考指標】スクールカウンセラーによるカウンセリングや教育相談等を受けた本人及び関係者の実人数：338人（小学校）、224人（中学校）
地域住民の子育てへの参加の意識啓発と参加機会の提供 【関係課】こども未来課	地域で子育てを支援するため、ファミリー・サポート・センター事業を実施し、地域の協力会員による育児の援助を行います。 また、市社会福祉協議会の取組として、地域のボランティアの協力により、就園前の親子が気軽に立ち寄れる子育てサロンを７か所で定期的に実施します。

取組	取組内容
地域学校協働活動の充実 【関係課】生涯学習課	こどもの地域への貢献意欲を高めるため、各小中学校に配置する推進員を中心に、地域と学校の連携を図り、こどもの成長を支援します。 また、こどもの安全・安心な活動拠点を設け、地域住民の参画によりこどもとともに学習、スポーツ、地域交流活動等の取組として放課後子供教室を開催します。 【参考指標】放課後子供教室実施回数：20回
コミュニティ・スクールの支援 【関係課】学校教育課	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。市では、コミュニティ・スクール助成金を交付します。 【参考指標】助成金総額：647,638円
民生委員児童委員によるこどもの健全育成活動の充実 【関係課】福祉課	合志市東部民生委員児童委員協議会及び合志市西部民生委員児童委員協議会において、児童福祉部会や校区部会を設け、児童生徒への指導助言に活かすための活動の充実を図ります。各部会では、幼稚園・保育所・小学校・中学校・支援学校などの各種行事への出席や登下校の見守り、学校への訪問活動、子育てサロンへの参加などを行います。 【参考指標】相談・支援件数：3,322件
中学校での職場体験の充実 【関係課】 学校教育課、商工振興課	体験を通して働くことの意義や喜び、苦労を学びながら自分自身の生き方を考える機会となるよう、中学校において職場体験学習を実施します。 市内の企業や団体で組織する合志市企業等連絡協議会の事業計画として、「市内中学生職場体験事業への協力」に取り組み、同協議会の総会において、会員企業の受け入れ状況について報告します。
農による教育活動の充実 【関係課】農政課	減農薬や減化学肥料栽培による米作り体験を通して、食べ物の大切さ、食の安全性について学び、生産者と消費者の交流及び児童の農業に対する理解を深めることを目的に、児童への米作り体験活動を実施する取組団体を支援します。中学校給食用牛乳増量に対する補助を行います。 【参考指標】稲作体験活動参加人数：183人

取組	取組内容
本を通した豊かなこころの育成の推進 【関係課】生涯学習課	合志市立図書館では、乳幼児期からの歌や手遊びを交えた絵本の読み聞かせや、７か月健診時に絵本を手渡すブックスタート事業を行い、豊かな心の育成を図ります。また、移動図書館車による図書の貸し出しや配本を行ったり、菊池圏域電子図書館サービスを通じて本とふれあう機会を増やしています。 さらには、児童書の蔵書数を充実させ、かつ、バリアフリーの観点から、点字絵本や、大活字本等の収集も行います。 【参考指標】年間の貸出冊数（移動図書・雑誌・視聴覚含む）：468,371冊
電子ライブラリー事業 【関係課】企画課	合志市電子ライブラリーでは、市内小中学校に通う児童生徒は、学校から配布されたタブレット端末で、新聞記事や写真を活かしたデジタルコンテンツを読むことができます。家庭での自学自習や親子での学び、また、学校での授業に利活用されるものとなっています。 【参考指標】電子ライブラリーの年間アクセス数：7,558回、こどもの地域への関心度が向上したと感じる保護者の割合（保護者アンケート）：31％
国際交流の推進 【関係課】企画課	合志市に在留する外国人が心身共により豊かな暮らしを送ることができるよう多文化共生社会の実現に向けて取組を推進します。

※【参考指標】は、別段の記載があるものを除き、令和５年度の実績値

Ⅲ-5　こどもの居場所づくりの推進

現状と課題

○全てのこども・若者が、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要です。

○こども大綱において「居場所」とは、こども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や人との関係性など様々なものが「居場所」になり得ますが、その場を居場所と感じるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って居場所づくりを推進することが必要であるとされています。

○計画策定時のアンケート調査結果（就学前児童の保護者）によると、小学校低学年時の放課後の過ごし方について、放課後児童クラブを希望する意見が６割以上と最も多く、ニーズが高くなっています。

○計画策定時のアンケート調査結果（中学生・高校生世代）によると、「こどもや若者の居場所づくり」は重点改善項目（満足度が低く重要度が高い）に位置づけられており、中学生・高校生にとっても家や学校以外の居場所が求められています。

主な取組

取組	取組内容
児童館運営の充実 【関係課】こども未来課	児童（０歳から18歳未満）やその家族が、安心して遊び、学ぶことができる場所を提供するとともに、乳児から高齢者が集い、地域との交流や世代間交流等の様々な活動を行います。 こどもを取り巻く環境をより良いものにするため、こどもの遊べる場や居場所の確保及び親同士の交流を深める場として児童館の更なる充実を図ります。 【参考指標】児童館の利用者数：26,360人、児童館数：３館
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 【関係課】こども未来課	市内小学生児童の放課後預かりを目的に、放課後児童クラブを運営します。現在、全30クラブ（一般社団法人19、社会福祉法人７、株式会社４）について、民間委託しています。 今後も、利用ニーズに応じた施設の整備や、小学校の余裕教室等を活用した受け入れクラブ数の増設について検討していきます。 【参考指標】放課後児童クラブ登録人数：1,092人

取組	取組内容
子ども会活動の推進 【関係課】生涯学習課	子ども会育成連絡協議会が行う活動（スポーツ大会・子どもフェスティバルの開催、ジュニアリーダー研修等）を支援するため、補助金を交付し、子ども会活動の活性化を図ります。 【参考指標】子ども会の組織数：32団体、小中学生の子ども会員数：1,079人
こども食堂への支援 【関係課】こども未来課	市内４か所のこども食堂に対し、国や県から届く各種支援制度に関する情報を提供するとともに、市社会福祉協議会が主催する合志市地域（こども）食堂ネットワーク会議に参加し、食堂・居場所づくりに関する意見交換を行います。

※【参考指標】は、別段の記載があるものを除き、令和５年度の実績値

Ⅲ-6　犯罪からこどもを守る地域づくりの推進

現状と課題

○熊本県警察が公表する犯罪統計によると、合志市の刑法犯認知件数は近年増加傾向にあり、こどもが事件に巻き込まれるなどの不安感が高まっています。こどもを犯罪被害から守るためには、地域、行政、関係団体などが連携し、地域におけるこどもの見守り機能を強化していくなどの対策を進める必要があります。

○計画策定時のアンケート調査結果によると、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者ともに「こどもを犯罪から守る体制」については重点改善項目（満足度が低く重要度が高い）に位置付けられており、今後もより一層の対策が必要です。

○犯罪の抑止策として、防犯カメラや防犯灯の設置に対して支援を行っており、今後も防犯対策や防犯環境の整備に努める必要があります。

○登下校中のこどもを対象とした不審者・変質者による行為など、こどもが被害にあうケースも発生しているため、犯罪発生に関する情報提供や、こども自身が犯罪に直面した場合の対策についての教育にも取り組んでいくことが必要です。

主な取組

取組	取組内容
地域の見守り活動の推進 【関係課】生涯学習課	次代を担う青少年が、のびのびと健やかに育ち、人間性豊かな社会人へと成長することを目標とし、こどもが育つ場である家庭・学校・地域社会の連携協力体制を構築し、親や大人、こどもや若者も参加する地域ぐるみの取組を進めます。具体的には、地域の見守り活動としてパトロールを実施し、地域で開催される祭りや長期休業期間（夏休み・冬休み・春休み）、小中学校下校時間等に合わせて市内各所の見回りを行うことにより、犯罪・非行・事故等の抑止を図ります。
防犯パトロールの推進 【関係課】安全安心課	交通指導車による下校時の防犯パトロールを実施します。また、警察や自主防犯団体と連携し防犯活動を推進します。
セイフティパトロール事業 【関係課】学校教育課	警備会社と委託契約を締結し、小中学校の下校時間帯に自転車又は徒歩による通学路の巡回警備を行い、児童生徒の安全確保と不審者等による犯罪抑止を目的とする事業です。自主防犯組織のパトロールでは対応が困難な合志小、西合志第一小、西合志中央小の３小学校区で実施しています。 【参考指標】不審者による被害件数：０件

取組	取組内容
犯罪に関する啓発活動の推進 【関係課】安全安心課	児童の下校に合わせ、防災行政無線で見守り放送を行い、市民の防犯意識を高めます。また、警察や防犯協会からの啓発チラシ等を施設設置や各地区に配布し、犯罪情勢・傾向・対策等の啓発を行います。
「子ども110番の家」プレートの配布 【関係課】生涯学習課	市民や市内の店舗・事業所等からの依頼を受けて「子ども110番の家」のプレートを配布するとともに、学校やＰＴＡと連携し、こどもたちに対する「子ども110番の家」の周知徹底を図ります。 【参考指標】「子ども110番の家」協力者数：144件
社会を明るくする運動の推進 【関係課】安全安心課	「社会を明るくする運動」とは、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。 市では、「会を明るくする運動」の取組を広く周知し、立場に応じて直接・間接的に参加・協力を促し、今後の政策展開につなげていくよう働きかけていくことを目的として、推進委員会を中心に挨拶運動や作文コンテストなどの各種啓発活動を行います。 【参考指標】社会を明るくする運動参加人数：658人
性犯罪防止の推進 【関係課】 学校教育課、こども家庭課	学校での性に関する指導を通じ、正しい理解を深めながら性暴力・性被害にあわない考え方や被害を受けた時の対応方法の学習を推進します。また、「若年層の性暴力被害予防月間」である４月において、ホームページで相談窓口の周知を行います。性犯罪・性暴力に関する相談を受け付けた場合には、状況に応じて専門機関の紹介等適切な対応をします。
喫煙や薬物の害についての啓発 【関係課】学校教育課	年間計画に従って、喫煙や薬害についてすべての小中学校で毎年指導を行います。児童生徒だけでなく、保護者も対象として講話等を行い、喫煙や危険ドラッグ等の薬物の健康面や社会生活上の害について啓発し、単に知識として理解するだけでなく、実際に自分が誘われるときにＮＯと言えることを目標に指導を行います。
学校における防犯指導の推進 【関係課】学校教育課	毎年度、小学１年生の入学時に、民間企業から寄贈される防犯ブザーを配布し、児童生徒の安全確保に努めます。
防犯設備の整備 【関係課】安全安心課	防犯に関する施設（防犯灯・防犯カメラ）の整備・維持管理を行い、環境整備及び防犯対策を推進します。
合志市地区学校等警察連絡協議会の推進 【関係課】学校教育課	各小中学校の校長及び支援学校長と各学校の生徒指導担当、熊本北合志警察署の署員及びスクールサポーターを構成員とする合志市地区学校等警察連絡協議会を設置し、これを中学校区ごとに分割して、各校区の具体的な事案に対して取組を行います。各学校にスクールサポーターが出向き、薬物乱用防止教室やスマホや携帯の取扱い方について指導等を行います。

※【参考指標】は、別段の記載があるものを除き、令和５年度の実績値

Ⅲ-7　こどもが安心・安全に暮らせる地域づくりの推進

現状と課題

○現代の車社会においては、こどもの交通事故として飛び出しなどによる歩行中の事故のほか、自動車への同乗中の事故や、自転車乗車中の安全不確認による事故など、様々な交通事故に巻き込まれる可能性があります。そのため、学校や地域において、交通安全指導の徹底や、こどもと大人双方による交通ルールの遵守とマナー向上を図っていくことが必要です。

○計画策定時のアンケート調査結果では、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者ともに合志市の子育て支援や環境について「公園やこどもの遊び場の整備」が重点維持項目（重要度も満足度も高い）に分類されており、今後もこれらの場の整備を継続して行っていくことが必要です。

○また、ワークショップにおいては、公園や遊び場の整備についての意見に加え、交通機関の整備や渋滞の解消に関する意見も多く挙げられており、これらの対策による利便性の向上が求められています。

主な取組

取組	取組内容
交通安全の指導強化 【関係課】安全安心課	「合志市交通安全計画」に基づき、こどもから大人まで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行います。 【参考指標】市内での交通事故発生件数：116件
シートベルト・チャイルドシート着用の推進 【関係課】安全安心課	春・秋の全国交通安全運動期間にハンドプレートを使った交通安全啓発運動を行います。また、「合志市交通安全計画」に基づき、全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、理解を深めるための広報啓発・指導を推進し、正しい使用の徹底を図ります。
安全な道路交通環境の整備 【関係課】 学校教育課、建設課、安全安心課	合志市通学路交通安全プログラムにより、児童生徒の安全かつ安心な通学を確保するため、学校、道路管理者、警察署等の関係機関と通学路危険箇所の点検・対策を行います。 また、安全な道路交通環境を構築していくため、児童生徒の通学路を中心とした歩道の整備に努めます。歩道の整備が難しい箇所には、カラー塗装を導入して歩行者の安全をより向上させるなどの整備を図ります。 【参考指標】通学路危険個所：110箇所

取組	取組内容
安全安心な公園・グラウンドの整備 【関係課】 都市計画課、生涯学習課	都市公園に設置している遊具、施設等の改修や修繕による維持補修、公園内の樹木管理（剪定等）、公園内遊具の定期点検を行います。また、市ホームページでは「公園利用の注意事項」としてボール遊びや自転車等の乗り入れ等、利用に関するマナーについて注意喚起を行います。グラウンドとして利用している公園についても、利用者が安全安心にスポーツ等に取り組めるよう、施設や設備の定期的な点検・メンテナンスを行います。 老朽化した公園については、こどもの意見を聴きながら、こどもの遊び場の確保や、こども・子育て世帯が安心・快適に利用できるよう整備を行っていきます。 【参考指標】苦情・要望数（都市公園）：80件
園庭・園舎の開放 【関係課】こども未来課	保育所等においては、随時、保護者からの依頼があれば見学に対応します。また、地域のこどもとその保護者に対して、自主事業として子育て支援事業を実施し、育児相談や園庭・園舎を開放します。
コミュニティ交通の運行 【関係課】企画課	地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにする地域公共交通のマスタープランとして、「合志市地域公共交通計画」を策定して、コミュニティ交通の利用促進のための取組を実施します。

※【参考指標】は、別段の記載があるものを除き、令和５年度の実績値

Ⅲ-8　若者の進学や就労支援の充実

現状と課題

○若者が、家庭の経済状況に関わらず、高等学校や大学などの教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、修学支援を実施していくことが求められています。

○全国的にも地方部から都市部への若者の転出、特に女性の転出超過が問題となっています。本市でも人口移動をみると、特に20代女性の転出が多くなっており、市において女性が活躍できる環境づくりが必要です。

○本市の労働力率の状況について、女性についてはいわゆるM字カーブの谷にあたる30代～40代の労働力率は上昇傾向であり、女性の社会進出が進んでいます。しかし、男性については全体的に減少傾向であるため、様々な分野における雇用環境の整備等によって対策を行うことが必要です。

○計画策定時のアンケート結果（中学生・高校生世代）によると、就職したい地域として合志市を上げた人は6.1%となっている一方で、大きくなっても合志市に住み続けたい人は44.0%となっており、仕事と住まいについての意向にギャップがあることが明らかとなりました。

○若者が希望をもって地域に住み、また住み続けてもらうためには、魅力的な地域づくりが必要です。一旦転出した若者にとっても、就業などのライフステージの変化のタイミングで再び住みたい地域として選ばれるよう、様々な分野での雇用環境の整備等を行います。

主な取組

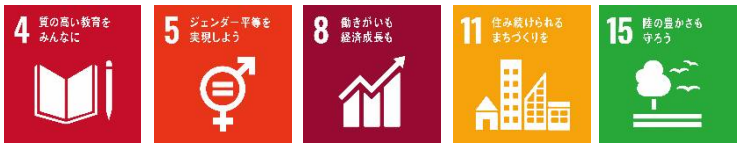

取組	取組内容
奨学金の貸付 【関係課】学校教育課	向上心に富み有能な素質を有する生徒、学生で、経済的理由により修学が困難な人に対して、奨学資金を貸し付けます。毎年４月に募集を行い、奨学生選考委員会において奨学生を決定します。 【参考指標】貸付人数：６人

取組	取組内容
就労に関する情報提供の充実 【関係課】 商工振興課、福祉課	雇用相談の一環として、ハローワーク等の情報提供を行い就業支援の充実を図ります。また、毎月第一木曜日に就職相談会を実施します。 熊本連携中枢都市圏での取組として、県内外の大学生や求職者等を対象とした、くまもと都市圏合同就職説明会やくまもと都市圏インターンシップを開催し、新卒者やＵＩＪターン就職希望者と市内企業との出会いの場を創出します。 厚生労働省の委託事業で、熊本県北部の若者の職業的自立をサポートする「たまな若者サポートステーション」は、長期にわたって仕事に就いていなかったり、通学していなかったり、悩みを抱えて社会に出ることが困難な若者のために、相談や支援プログラムを通して、自分を見つめて、理解して、進路決定することができるように応援・支援します。また、国、県、熊本県雇用環境整備協会が運営している、若年層（34歳以下）の人が、セミナーや就職に関する相談から職業紹介などの様々な就職支援のサービスをワンストップで受けられる施設「ジョブカフェくまもと」を市ホームページで周知します。 【参考指標】市就職相談会実施回数：12回、雇用相談実施回数：16回
新規就農者支援の充実 【関係課】農政課	次代の農業を担う若い農業者の専業農家としての積極的な就農定着を促進し、自らの創意工夫により経営感覚が豊かで実践力の旺盛な農業後継者の確保を図ることを目的として、新規就農者へ就農奨励金の交付を行います。 【参考指標】奨励金の交付を受けてから５年以上就農している人の割合：100％
女性が活躍するまちづくりの推進 【関係課】商工振興課	地域における女性創業者を掘り起し、商工会や熊本県よろず支援拠点等の関係機関と連携しながら女性創業支援を強化します。
クリエイターの育成 【関係課】生涯学習課	近年、若者が転出超過している状況があるため、地域で生まれ育った若者が自分の希望や夢につながる仕事を地域で創出することが必要と考えられます。よって、成長産業とされている「コンテンツ産業」に着目し、市の交通アクセスの充実性、コンテンツ産業で高い成長を遂げている東アジアへの近接等の社会的優位性を活かし、若者の創業や就労支援を行っていくことを目的とし、クリエイター育成塾（年12回程度）やＷＥＢサイト活用による「しごと」づくりを実施します。 【参考指標】クリエイター育成塾参加者数：152人（うち市内65人）

取組	取組内容
アニメや漫画を活かしたまちづくりの推進 【関係課】生涯学習課	市に賑わいをもたらすことや市外へＰＲを行うことを目的に、アニメ・マンガ・映像等を活用したイベントを合志市マンガミュージアム等で実施します。また、市に賑わいをもたらす施策として、本市に縁がある漫画家、映像プロデューサーと熊本県内で活躍されているＮＰＯ団体、さらには専門性がある大学教授を招きシンポジウムを開催します。 【参考指標】合志マンガミュージアム入場者数：24,036人
「地域おこし協力隊」による地域活性化 【関係課】企画課	総務省が実施している「地域おこし協力隊」の制度を活用し、地域活性化に意欲があり、地域住民とともに積極的に活動ができる人材を選定し合志市に生活拠点を移してもらい、市が目指す「健幸都市こうし」に寄与できる地域活性化やまちづくりにつながる取組及び活動への支援を行います。具体的には、賑わい創出事業や雇用創出に係る企画・営業・運営を通じて、最終的には隊員自らが合志市における起業・創業を目指すとともに、移住定住を図ります。 【参考指標】隊員活動終了後の定住割合：50％
市民の様々な取組への支援 【関係課】企画課	地域活性化、教育、福祉または産業振興のため、市民が行う自主調査研究または研修事業に対して経費の一部を助成します。 【参考指標】ふるさと創生基金補助金交付：313件
移住者支援の充実 【関係課】企画課	東京23区に直近５年間在住、または通勤していた人が、熊本県が構築するマッチングサイトに登録された企業に就職、または県の起業支援補助金を獲得し、合志市へ移住した場合に支援金を交付します。 また、市のホームページにて、熊本県が運営する「熊本県移住・定住ポータルサイト」や「ワンストップジョブサイトくまもと」等を周知し、移住者支援に努めます。 【参考指標】事業を利用して移住した人の数：３人

※【参考指標】は、別段の記載があるものを除き、令和５年度の実績値

Ⅳ　多様なこども・若者、子育て家庭のために

Ⅳ-1　ヤングケアラーへの支援の充実

現状と課題

○令和６年（2024 年）６月の子ども・若者育成支援推進法の一部改正により、ヤングケアラーは「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として定義されました。

○ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響が及ぼされること、こどもの権利が侵害されている可能性があることが報告されています。

○ヤングケアラーは、家庭内の役割として捉えられ、本人や家族に自覚がない場合があり、問題が表面化しにくいことから、見逃すことなく必要な支援につなぐ必要があります。

○市では、令和６年（2024 年）３月にヤングケアラー支援条例を制定し、市全体でこどもの成長を支えるための環境づくりを行っています。

○令和６年（2024 年）７月に実施した実態調査では、家族のお世話をしている児童生徒について、健康状態や学校での遅刻・早退、欠席の状況などに影響があることが明らかとなっています。

主な取組

取組	取組内容
ヤングケアラーの早期把握 【関係課】 こども家庭課、学校教育課	実態把握のためのアンケート等による調査を実施し、ヤングケアラーと思われるこどもの早期発見に努め、関係機関等と協働し必要な支援を行います。
支援体制の構築 【関係課】 こども家庭課、学校教育課	「合志市ヤングケアラー支援条例」に基づき、ヤングケアラーへの支援を推進するため、保護者、市民等、学校及び関係機関と連携を図ります。また、ヤングケアラーに関する情報の集約や関係機関等との連絡調整を通じて、必要に応じた支援を講じます。
ヤングケアラー世帯への訪問支援 【関係課】こども家庭課	支援を必要としている児童等がいる家庭に訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

Ⅳ-2　こどもの貧困対策の推進

現状と課題

○国では、平成25年（2013年）６月に制定した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を令和６年（2024年）６月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」として改正し、現在の貧困だけでなく、将来の貧困を防ぐことを掲げています。こどもの貧困がその家族の責任に係る問題のみとして捉えず、社会的な取組として推進し、こどもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され、社会から孤立することのない社会を実現することとしています。

○熊本県では、令和５年度（2023年度）に全市町村域におけるこどもの生活実態を把握するため、県内の公立小学校５年生及び公立中学校２年生のこども及び保護者に対して調査を実施しました。その結果、県全体における相対的貧困率を算出すると、貧困線を下回る層が13.3％となっています。

○上記の調査結果について、本市のこども及び保護者のみで相対的貧困率を算出すると、貧困線を下回る層の割合は9.0％となっており、熊本県と比べて低くなっています。

主な取組

取組	取組内容
就学困難な児童生徒への就学支援 【関係課】学校教育課	要保護及び準要保護児童生徒の保護者に対し、小中学校への就学費用を援助します。援助内容としては、学用品費、修学旅行費、学校給食費、部活動費等があります。 【参考指標】認定者数：762人
生活困窮者への自立支援 【関係課】福祉課	生活困窮者が抱える複合的な課題に対応した包括的な相談支援を中心に、個々の困窮者の状況に応じて、家計、就労、住居等の相談や支援を一体的に提供します。 安心サポート合志では、生活困窮者の抱える多様で複合的な問題について相談に応じ、その中で、こどもの学習支援や、進学に関する支援等を行います。
生活保護世帯への支援 【関係課】福祉課	生活困窮世帯に対する生活保障及び自立助長・支援をします。教育扶助として、学用品費、給食費などの義務教育就学費を援助します。生活保護世帯のこどもに対して、学習支援や進学に関する支援等を行います。 【参考指標】就労・増収・転職等につながった保護世帯数：６世帯

※【参考指標】は、別段の記載があるものを除き、令和５年度の実績値

Ⅳ-3　児童虐待防止対策等の推進

現状と課題

○虐待は決して許されるものではありませんが、あらゆる子育て当事者が無縁ではありません。不適切な養育につながる可能性のある家庭の状況を踏まえながら支援ニーズを把握し、子育ての困難や不安を分かち合うことで、子育てに困難を感じる家庭やこどものＳＯＳをできる限り早期に把握し、支援につなげることが必要です。

○児童虐待の相談件数は増加の一途をたどっており、令和元年（2019年）６月の児童福祉法等の改正でこどもへの体罰は禁止となりました。保護者がこどものためだと考えても、過剰な教育や厳しいしつけによってこどもの心や体を傷つけ、安全をおびやかすものであれば児童虐待となります。

○本市における児童虐待相談対応件数は、令和２年度（2020年度）に217件、令和３年度（2021年度）に231件、令和４年度（2022年度）に267件、令和５年度（2023年度）に260件となっています。

主な取組

取組	取組内容
被害を受けたこどもに対する支援 【関係課】こども家庭課	虐待等を受けた児童に対して、児童相談所や学校等と連携するとともに、要保護児童対策地域協議会において支援にあたります。
若年妊産婦等への支援 【関係課】こども家庭課	予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、女性・こどもに関する相談窓口を設置し、受付・支援及び相談内容によっては関係機関につなぐことによって必要な支援を受けられるように取り組みます。
家庭支援事業等の推進 【関係課】 こども家庭課、こども未来課	「こども家庭センター」では、こどもとその家庭に関する不安や悩み等、様々な心配ごとを抱えたこどもやその家族に対して相談に応じます。また、「地域の家族見守りサポーター養成講座」を開催し、子育ての手助けをしたい人に対してこどもたちのおかれている現状について学びの機会を提供します。 保護者の疾病、育児疲れ等や経済的な理由により家庭での児童養育が困難となった場合、市が委託契約した施設で緊急一時的な保護（ショートステイ、トワイライトステイ）を行います。
こども家庭福祉分野に携わる人材の確保・育成支援 【関係課】こども家庭課	こども家庭支援に的確に対応できるよう、統括支援員、子ども家庭支援員等の専門員を配置し、研修受講等を通じて、資質の向上に努めていきます。

取組	取組内容
虐待防止ネットワークの構築強化 【関係課】 こども家庭課	児童虐待防止・ＤＶ防止キャンペーン等を実施し、啓発活動を推進しています。また、要保護児童対策及びＤＶ防止対策等地域協議会の運営を行っており、関係者の共通理解と連携の強化を図ります。

Ⅳ-4　ひとり親家庭への支援の充実

現状と課題

○子育てと生計の担い手という二重の役割を１人で担っているひとり親家庭では、収入、こどもの養育などで様々な困難に直面しており、その自立に向けて「子育て・生活支援」「就業支援」「経済的支援」を総合的に推進していく必要があります。

○熊本県が令和５年（2023年）に実施した子どもの生活実態調査の結果について、市で対象者全体のうち貧困線を下回る層の割合は9.0%で、そのうちひとり親家庭の割合は44.7%となっており、支援の必要性が高いことが分かります。

○国では、「こども未来戦略」に基づき、令和６年（2024年）11月分から、ひとり親家庭等に対し生活の安定と自立の促進を目的として支給する児童扶養手当について、所得制限限度額の引き上げや第３子以降の児童にかかる加算額の引き上げなどの拡充を行っています。

主な取組

取組	取組内容
ひとり親家庭等への相談支援や情報提供の充実 【関係課】 こども未来課、こども家庭課	ひとり親家庭福祉協議会では会員の自立促進のため、資格取得や職業紹介、行政情報の共有、電話相談、交流イベントなどの活動をしており、市はその活動支援を行います。また、ひとり親家庭等への情報提供、さらに支援の必要な人には、母子・父子自立支援員による相談支援につなぎます。
ひとり親家庭を支援する団体の活動支援 【関係課】こども未来課	ひとり親家庭福祉協議会の会員同士の連携を図り、自立促進のため、各種研修、交流会等の活動に要する経費に対し助成しています。 【参考指標】会員の中で交流ができていると感じる会員の割合：50%
ひとり親家庭への就労支援の充実 【関係課】こども未来課	ひとり親家庭のお父さんやお母さんの就労を促進するための制度として、母子家庭等自立支援教育訓練給付金があります。これは、事前に相談をして指定された講座を受講した場合、受講修了後に、受講経費の一部を支給します。 また、ひとり親家庭のお父さんやお母さんが就職に有利な資格を取得するために養成機関で６か月以上修業している場合に、生活の負担軽減を図るために母子家庭等高等職業訓練促進給付金を支給します。

取組	取組内容
ひとり親家庭への日常生活の支援 【関係課】こども未来課	ひとり親家庭に対する生活援助・子育て支援のため、家庭生活支援員を派遣します。 【参考指標】不安が解消できた利用者の数：２人
ひとり親家庭への経済支援の充実 【関係課】こども未来課	父（母）親がいない、あるいは父（母）親に重度の障がいがある児童を養育する親などに対して児童扶養手当を支給します。 ひとり親家庭の医療費につき、一部負担金を支払った場合、その自己負担金の2/3を助成します。 母子・父子・寡婦家庭の生活の安定、経済的自立の支援と児童の福祉の向上を図るため、県が行っている修学資金や就学支度資金等の各種資金の貸し付けについて、相談や受付を行います。 【参考指標】児童扶養手当受給者数：558人

※【参考指標】は、別段の記載があるものを除き、令和５年度の実績値

Ⅳ-5　障がい児や発達面で支援が必要なこどもへの支援

現状と課題

○「第７期合志市障がい福祉計画・第３期合志市障がい児福祉計画」によると、特別支援学級在籍者数は増加しており、令和５年度（2023年度）では455人となっています。平成29年度（2017年度）に比べると小学校で94人、中学校で85人、合計で179人増加しています。また、通級指導教室の設置学校数については、小学校が３校、中学校が令和元年度（2019年度）から２校となっています。また、通級指導教室の利用者数は令和５年度（2023年度）現在、小学校が69人、中学校が33人で、いずれも増減を繰り返しながら推移しています。

○保育施設への障がい児の入所数が増加しており、集団生活を送るうえで必要な個別の援助や配慮を行う加配保育士の確保が急務となっています。

○第４期合志市障がい者計画の策定時のアンケート調査結果によると、必要な支援について、所持手帳の種類によらず「経済的な負担の軽減」が最も高くなっています。

主な取組

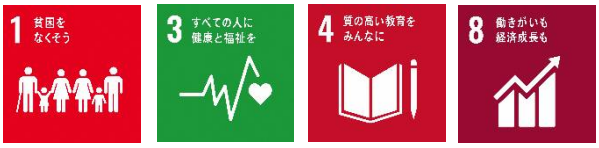

取組	取組内容
家庭支援の充実（保護者、きょうだいの支援） 【関係課】こども家庭課	「こども家庭センター」は、こどもや子育て世帯、妊産婦を対象に医療・福祉などの多方面から継続して一体的な支援を行う機関であり、関係部署と連携を図りながら家族への支援も含め、相談支援を行います。
療育や相談支援の充実 【関係課】 こども家庭課、こども未来課	こどもの発達について、心理相談員が相談に応じ、発達検査やかかわり方のアドバイス等を行います。また医療機関や療育機関の紹介、保育所や学校との連絡調整等も行います。また、幼児の弱視等を早期発見することを目的として、家庭で行う視力検査に併せて３歳児健診における視覚屈折検査を実施します。 児童発達支援センターに療育相談員を配置し、発達が気になるこどもや支援を必要とするこどもに対し、療育や相談などが受けられるよう各種福祉サービス等の提供にかかる援助、調整などを行います。また、保育所・幼稚園等へ巡回訪問を行い、こどもや周囲の関係者が困っていること、将来困ることが予想される事柄について早期に気づき、対応策を検討します。 また、保育・教育・療育の連携強化のため、発達支援研修会を開催して情報共有や顔の見える関係づくりを行うなど、発達に困り感のあるこどもたちの支援体制づくりに取り組みます。 【参考指標】心理相談延べ人数：452人、障害児通所支援の受給者数：741人

取組	取組内容
保育や教育的支援の充実 【関係課】 こども未来課、学校教育課	障がいのある児童の保育を行うために保育士等の加配を行った保育施設に対し、公定価格（給付費）とは別に補助金を交付します。 放課後児童クラブでの障がいのある児童の受け入れについては、支援員の資質向上を目的に、全クラブの支援員が研修を受講します。 小中学校においては、すべての児童生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行います。支援を必要とする児童生徒を対象にした臨床心理士等による教育相談やスクールソーシャルワーカー等による児童生徒及び保護者への支援を行います。 【参考指標】補助金交付保育施設数：19園、障がい児を受け入れる体制を整備している放課後児童クラブ数：28クラブ
医療的ケア児等への支援体制強化 【関係課】 こども未来課、こども家庭課、福祉課、学校教育課	必要に応じて随時情報共有や庁内協議を行うなど連携強化を図り、医療的ケア児に関する支援体制の整備を行います。
障害福祉サービス等の利用による支援の充実 【関係課】 こども未来課、福祉課	障がい児の日常生活における基本的な動作の習得、集団生活への適応など生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進ができるよう、児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援等のサービスに関する給付を行います。 また、障がい児(者)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス費及び補装具費を支給します。
障がいを持つ人への就労支援の充実 【関係課】福祉課	障がい者の就労支援、工賃アップにつながるよう施設が行う役務の商談会や製造する物品等の販売会を支援します。障害者優先調達推進法に基づき、市の障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進します。また、障がい者への就労支援として市内企業への働きかけや市内福祉サービス事業所への訪問等を行います。 【参考指標】一般就労できた障がい者数：７人、就労系福祉サービス事業所の訪問件数：10件
地域で生活するための支援の充実 【関係課】福祉課	地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障がい児(者)の福祉の増進を図るため、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、福祉ホーム運営費助成事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター事業、障害者虐待対策支援事業を実施します。 【参考指標】各事業利用件数：4,031件

取組	取組内容
在宅生活支援の充実 【関係課】福祉課	合志市内で在宅の重度障がい児(者)やその介護者の身体的かつ経済的負担を軽減し、地域で安心して在宅生活ができるように障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業による支援が受けられない人に対して、市独自の在宅障害者等紙おむつ支給事業、在宅身体障害者等介護者手当支給事業等を実施します。 【参考指標】各事業利用者数：14人
障がいを持つ人への住宅改造支援 【関係課】福祉課	在宅の重度の身体障がい児(者)及び知的障がい児(者)世帯に対し、在宅での自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的として、申請に基づき住宅改造に必要な経費を助成します。 【参考指標】助成人数：１人
障がい者団体等への活動支援 【関係課】福祉課	障がい者相互の親睦と活動を支援するため設立された各種団体に補助を行います。また、菊池地域希望の会運営活動支援、熊本県精神保健福祉協会、地域療育センター、熊本県障がい者スポーツ大会などの様々な活動に参画します。 【参考指標】障がい者団体等の活動回数：38回
経済的支援の充実 【関係課】 福祉課、学校教育課	在宅の重度障がい児(者)本人また扶養者に対し、経済的負担への支援を目的として、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当を支給します。 また、特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者に、就学に係る経済的負担を軽減することにより特別支援教育の奨励を図ります。具体的には、学用品費や新入学用品費、給食費等の支給を実施しています。 【参考指標】障害児福祉手当受給者数：61人

※【参考指標】は、別段の記載があるものを除き、令和５年度の実績値

Ⅳ-6　困難を抱える若者への支援の充実

現状と課題

〇計画策定時のアンケート調査結果（若者世代）によると、将来に不安を感じる若者の割合は７割を超えており、また、取り残されていると感じたり、孤立を感じる人の割合は約３割となっています。相談体制の確保についてのニーズは低くなっていますが、今後も継続して相談体制の確保や情報提供を行っていくことが必要です。

〇社会的養護が必要なこどもが安心して生活できるよう、児童養護施設や里親等への措置などを行う児童相談所と連携を密にし、適切な支援を行う必要があります。

主な取組

取組	取組内容
困難を抱える若者やその家族に対する相談支援の充実 【関係課】 こども家庭課、学校教育課 福祉課	相談窓口として、困難を抱える若者やその家族から相談を受けた場合は、庁内の関係部署や関係機関と連携を図りながら、情報提供や相談支援を行います。
社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援 【関係課】 こども家庭課、学校教育課 福祉課	自立に際し、親や家庭に頼れない若者の相談に応じ、関係機関と連携し、必要な支援を行います。

こども・子育て支援の主なメニュー（ライフステージ）

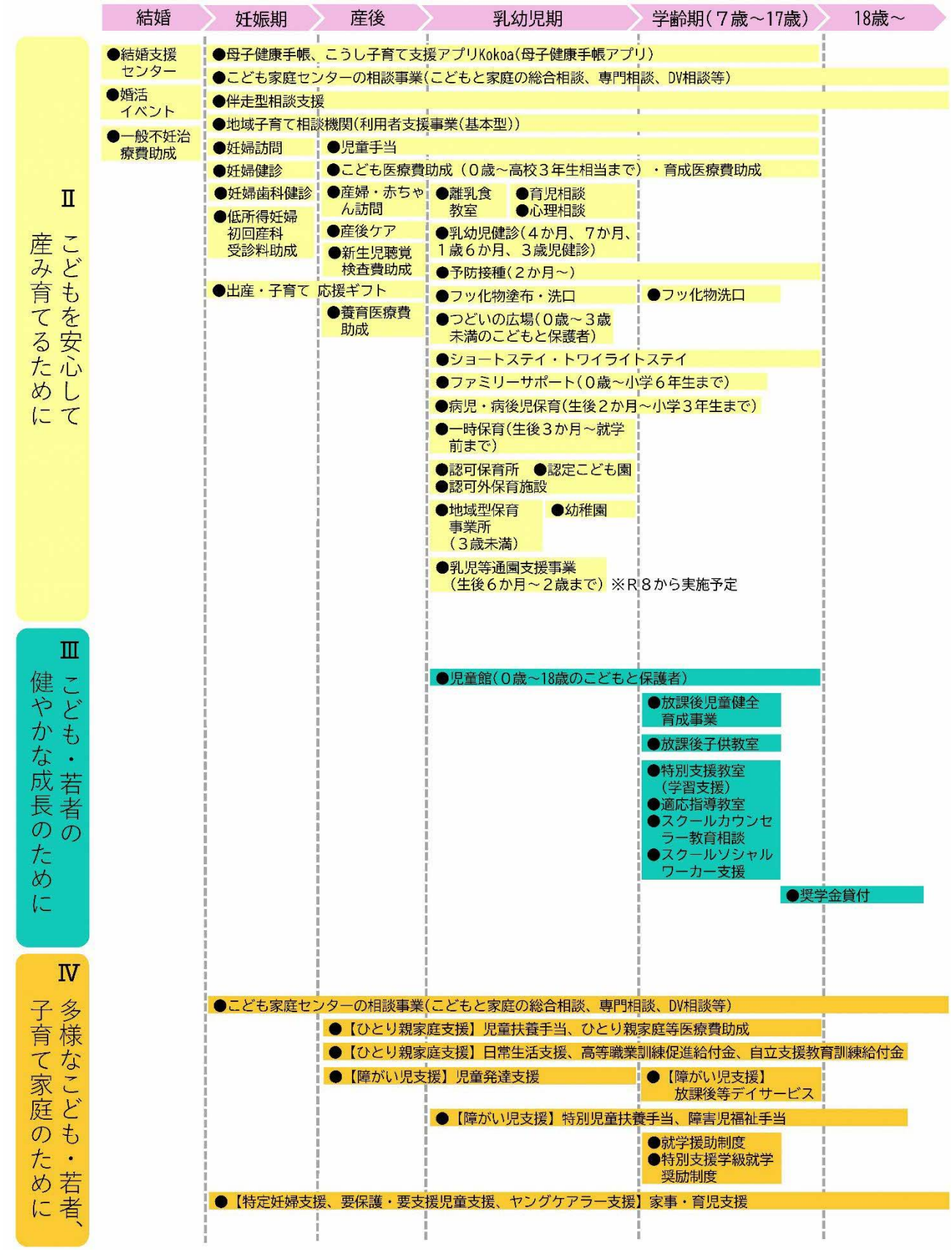

第５章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策【子ども・子育て支援事業計画（第３期）】

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の第61条第２項において、市町村は地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として設定しなければならないとされています。

本市においては、市全域を１区域として定め、量の見込み及び確保方策について設定します。

2.「量の見込みの算定」について

子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、５年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。 本市では、国の基本指針や「量の見込みの算出等の手引き」等に基づき、令和６年度（2024年度）に実施した「合志市こども計画策定に係るアンケート」の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえて量の見込みを算出するとともに、それに対応する確保方策を定めます。

＜参考＞量の見込みの算出にあたり用いる推計児童数

合志市総合計画第３次基本構想第1期基本計画において推計した本市の将来人口推計を推計児童数として用いています。

	令和７年度（2025 年度）	令和８年度（2026 年度）	令和９年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）
０歳	671	703	723	736	732
１歳	724	725	760	758	772
２歳	785	802	803	812	809
３歳	750	833	851	837	849
４歳	797	800	887	884	870
５歳	817	830	836	910	909
０－５歳合計	4,544	4,693	4,860	4,937	4,941

3. 子ども・子育て支援給付の確保方策

子ども・子育て支援給付については、市町村は教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めることとなっています。

〇確保方策に関係する施設・事業は以下の通りです。

施設・事業名		概要
特定教育・保育施設	幼稚園	３歳から小学校入学までの幼児が、小学校以降の教育の基礎を培うための施設です。
	保育所	保護者の就労などにより、保育が必要な乳児又は幼児を保育することを目的とする施設です。
	認定こども園	保育所と幼稚園の機能や特長を併せ持つ施設です。幼保連携型や幼稚園型などがあります。
特定地域型保育事業		施設（原則 20 人以上）より少人数で、保育が必要な３歳未満のこどもを保育する事業です。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育などがあります。
企業主導型保育事業		企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置し、国が助成を行う保育事業です。従業員のこども以外のこどもを受け入れる地域枠を設置することができます。

〇各認定区分については以下の通りです。

認定区分	内容
１号	３～５歳のこどもで保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分です。
２号	３～５歳のこどもで保育の必要性がある認定区分です。
３号	０～２歳のこどもで保育の必要性がある認定区分です。０歳児・１歳児・２歳児に分けて定めます。

保育・教育に関する「量の見込み」及び「確保方策」

年度		令和７年度（2025 年度）					
年齢		０歳	１歳	２歳	３～５歳		
教育・保育給付認定区分		３号			２号		１号
					幼児期の学校教育利用希望が強い	左記以外	
量の見込み		115	495	539	136	1,392	608
確保方策	幼稚園						300
	認定こども園	23	39	47		151	195
	保育所	240	367	416		1,367	
	地域型保育事業	17	20	21			
	企業主導型保育事業	28	28	28		83	
	市外施設利用						300
	計			1,274		1,601	795
確保方策－量の見込み				125		73	187

【確保に向けた方策】

令和６年度（2024 年度）の定員から 80 人定員増

年度		令和８年度（2026 年度）					
年齢		０歳	１歳	２歳	３～５歳		
教育・保育給付認定区分		３号			２号		１号
					幼児期の学校教育利用希望が強い	左記以外	
量の見込み		115	495	551	142	1,451	608
確保方策	幼稚園						300
	認定こども園	23	39	47		151	195
	保育所	240	367	416		1,367	
	地域型保育事業	17	20	21			
	企業主導型保育事業	28	28	28		83	
	市外施設利用						300
	計			1,274		1,601	795
確保方策－量の見込み				113		8	187

【確保に向けた方策】

令和７年度（2025 年度）の定員を維持

年度		令和９年度（2027 年度）					
年齢		０歳	１歳	２歳	３～５歳		
教育・保育給付認定区分		３号			２号		１号
					幼児期の学校教育利用希望が強い	左記以外	
量の見込み		115	519	551	149	1,516	608
確保方策	幼稚園						300
	認定こども園	23	39	47		151	195
	保育所	240	367	416		1,367	
	地域型保育事業	17	20	21			
	企業主導型保育事業	28	28	28		83	
	市外施設利用						300
	計			1,274		1,601	795
確保方策－量の見込み				89		▲64	187

【確保に向けた方策】

令和８年度（2026 年度）の定員を維持

年度		令和 10 年度（2028 年度）					
年齢		０歳	１歳	２歳	３～５歳		
教育・保育給付認定区分		３号			２号		１号
					幼児期の学校教育利用希望が強い	左記以外	
量の見込み		115	518	558	152	1,548	608
確保方策	幼稚園						300
	認定こども園	23	39	47		151	195
	保育所	240	367	416		1,367	
	地域型保育事業	17	20	21			
	企業主導型保育事業	28	28	28		83	
	市外施設利用						300
	計			1,274		1,601	795
確保方策－量の見込み				83		▲99	187

【確保に向けた方策】

令和９年度（2027 年度）の定員に対し、20 人分の増加を目指すが、令和９年度（2027 年度）の中間見直しにより、確保量の変更を行うこともある。

年度		令和 11 年度（2029 年度）					
年齢		０歳	１歳	２歳	３～５歳		
教育・保育給付認定区分		３号			２号		１号
					幼児期の学校教育利用希望が強い	左記以外	
量の見込み		115	527	556	151	1,548	608
確保方策	幼稚園						300
	認定こども園	23	39	47		151	195
	保育所	240	367	416		1,367	
	地域型保育事業	17	20	21			
	企業主導型保育事業	28	28	28		83	
	市外施設利用						300
	計			1,274		1,601	795
確保方策－量の見込み				76		▲98	187

【確保に向けた方策】

令和９年度（2027 年度）の中間見直しにより、確保量の変更を行うこともある。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて

地域子ども・子育て支援事業については、市町村は教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めることとなっています。

（１）延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日・時間において、認定こども園、保育所等にて保育を実施する事業です。

	令和２年度 (2020年度)	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)
実績（人）	1,009	1,034	1,100	1,122	1,130

	令和７年度 (2025年度)	令和８年度 (2026年度)	令和９年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（人）	1,164	1,199	1,235	1,272	1,310
確保方策（人）	1,164	1,199	1,235	1,272	1,310

（２）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者の労働などにより、放課後に家庭での児童の生活が困難な場合に、保護者に代わり児童の生活や遊びの指導を行う事業です。

	令和２年度 (2020年度)	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)
実績（人）	1,058	983	1,008	1,092	1,211

	令和７年度 (2025年度)	令和８年度 (2026年度)	令和９年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（人）	1,232	1,337	1,333	1,330	1,351
確保方策（人）	1,232	1,337	1,333	1,330	1,351
内訳（学校別）					
合志小学校	－	80	80	80	80
合志南小学校	169	173	172	172	175
南ヶ丘小学校	155	158	158	157	160
西合志中央小学校	233	238	237	237	241
西合志南小学校	193	197	197	196	200
西合志東小学校	277	282	281	280	284
西合志第一小学校	23	23	23	23	23
合志楓の森小学校	182	186	185	185	188

内訳（学年別）					
１年生	422	459	458	456	464
２年生	374	406	405	404	410
３年生	264	286	285	285	289
４年生	115	124	124	124	126
５年生	44	48	47	47	48
６年生	13	14	14	14	14

※放課後子供教室

放課後等に対象校区の全ての児童を対象として学習や体験・交流といった多様な活動を行う事業です。

	令和２年度（2020年度）	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）
実績（箇所）	1	1	1	1	1

	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
目標事業量（箇所）	2	2	2	2	2

※校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量（再掲）

放課後児童対策パッケージに基づき、学校施設や隣接施設等を利用して、放課後児童クラブと連携した校内交流型を実施します。

	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室（箇所）	－	1	1	1	1

（３）子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気や仕事などで一時的に児童の養育が困難になる場合に、児童を預かる事業です。

	令和２年度（2020年度）	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）
実績（人日）	0	2	1	2	7

	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
量の見込み（人日）	9	11	14	18	23
確保方策（人日）	9	11	14	18	23

（４）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

	令和２年度（2020年度）	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）
実績（人日/月）	736	920	1,017	1,024	1,081

	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
量の見込み（人日/月）	1,124	1,169	1,216	1,265	1,316
確保方策（人日/月）	1,124	1,169	1,216	1,265	1,316
確保方策（箇所）	4	4	4	4	4

（５）一時預かり事業

保護者の育児疲れ解消、急病並びに断続的勤務や短時間勤務などの勤務形態の多様化に伴う一時的な保育需要に対応するため、一時保育施設において児童を一時的に預かる事業です。また、幼稚園等の在園児に対しては、教育時間の前後又は長期休暇等に預かり保育を実施します。

		令和２年度（2020年度）	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）
幼稚園等の預かり保育	実績（人日）	27,844	26,867	28,064	32,051	32,563
その他の一時預かり	実績（人日）	677	779	1,175	1,196	1,524

		令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
幼稚園等の預かり保育	量の見込み（人日）	33,866	35,221	36,630	38,095	39,619
	確保方策（人日）	33,866	35,221	36,630	38,095	39,619
その他の一時預かり	量の見込み（人日）	1,890	2,344	2,907	3,605	4,470
	確保方策（人日）	1,890	2,344	2,907	3,605	4,470

（６）病児・病後児保育事業

疾病にかかっている乳児または幼児、または小学校に就学しているこどもが、家庭において保育することが困難な場合、病院等の施設において保育を実施する事業です。

	令和２年度 (2020年度)	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)
実績（人日）	286	332	80	494	516

	令和７年度 (2025年度)	令和８年度 (2026年度)	令和９年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（人日）	537	558	580	603	627
確保方策（人日）	537	558	580	603	627

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

仕事と育児の両立が安心してできるよう、子育てのお手伝いを希望する人（利用会員）と、お手伝いをする人（協力会員）からなる、登録制の相互援助活動です。

	令和２年度 (2020年度)	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)
実績（人日）	1,888	1,734	1,945	1,648	1,300

	令和７年度 (2025年度)	令和８年度 (2026年度)	令和９年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（人日）	1,196	1,100	1,012	931	857
確保方策（人日）	1,196	1,100	1,012	931	857

（８）利用者支援事業

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談や助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

		令和２年度（2020年度）	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）
特定型（保育コンシェルジュ）	実績	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
母子保健型	実績	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所

		令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
地域子育て相談機関	確保方策	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
特定型（保育コンシェルジュ）	確保方策	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
こども家庭センター型	確保方策	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
妊婦等包括相談支援事業型	確保方策	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所

※母子保健型は令和６年度（2024 年度）からこども家庭センター型に移行

（９）妊婦健康診査事業

心身共に健やかな妊娠期間を過ごすことを目的に、妊娠中の母体や胎児の健康状態を定期的に確認するために、妊婦健康診査受診票 14 回分を交付し健康診断を行う事業です。

	令和２年度（2020年度）	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）
実績（人）	631	645	613	588	576

	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
量の見込み（人）	564	553	542	531	520
確保方策（人）	564	553	542	531	520

（１０）乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供や、養育環境等の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言やその他の援助を行う事業です。

養育支援訪問事業は、保護者の養育を支援することが特に必要なときなど、養育に関する相談、指導、助言やその他必要な支援を行う事業です。

		令和２年度（2020年度）	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）
乳児全戸訪問事業	実績（人）	632	537	558	525	520
養育支援訪問事業	実績（人）	201	174	165	152	160

		令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
乳児全戸訪問事業	量の見込み（人）	499	479	460	442	424
	確保方策（人）	499	479	460	442	424
養育支援訪問事業	量の見込み（人）	153	147	141	136	130
	確保方策（人）	153	147	141	136	130

（１１）子育て世帯訪問支援事業

家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、ヘルパーを派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う事業です。

	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
量の見込み（人日）	399	406	414	419	423
確保方策（人日）	399	406	414	419	423

（１２）児童育成支援拠点事業

養育環境等に関する課題を抱える児童について、児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。令和６年（2024 年）より、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、本市では計画期間内にニーズを把握し、事業としての望ましいあり方を検討していきます。

（１３）親子関係形成支援事業

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。令和６年（2024 年）より、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、本市では計画期間内にニーズを把握し、事業としての望ましいあり方を検討していきます。

（１４）妊婦等包括相談支援事業

妊婦・産婦や配偶者、特に０歳～２歳の低年齢期子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行う事業です。令和７年度（2025 年度）より、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられます。

		令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
妊娠届出数	量の見込み（人）	513	508	503	498	493
	確保方策（人）	513	508	503	498	493
面談実施回数	量の見込み（回）	1,539	1,524	1,509	1,494	1,479
	確保方策（回）	1,539	1,524	1,509	1,494	1,479

（１５）産後ケア事業

産婦の身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房ケア、育児相談、保健指導などを行う事業で、訪問型、宿泊型、通所型でケアを受けることができます。提供体制の整備を図るため、令和７年度（2025 年度）より、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられます。

	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)
実績（人日）	68	175	378

	令和７年度 (2025年度)	令和８年度 (2026年度)	令和９年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（人日）	358	355	351	348	344
確保方策（人日）	358	355	351	348	344

（１６）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

現行の幼児教育・保育給付に加え、保育施設に通園していない６か月から２歳までの児童を対象に、保護者の就労の有無にかかわらず、月一定時間までの利用可能枠のなかで、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付事業です。令和８年度（2026 年度）からの実施に向けて実施体制を検討中です。

		令和７年度 (2025年度)	令和８年度 (2026年度)	令和９年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
利用定員	量の見込み （人）	－	4	4	4	4
	確保方策 （人）	－	4	4	4	4

第６章 ヤングケアラー支援推進計画

1. 計画策定の趣旨

令和６年（2024年）３月、合志市では、「ヤングケアラー支援条例」を制定しました。本条例の中で、支援を総合的かつ計画的に推進するために「ヤングケアラー支援推進計画」を策定することとしており、社会全体でこどもの成長を支えるための環境づくりを行います。

2. ヤングケアラーとは

ヤングケアラーとは、本来大人が担うとされているような家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のことです。障がいや病気のある家族や幼いきょうだいの世話をしたり、家族に代わって家事を行ったり、また家計を支えるために労働をしたり、日本語が第一言語ではない家族等のために通訳をしているなどのこども・若者のことをヤングケアラーの例として記載しています。

図　ヤングケアラーとは

資料：こども家庭庁 HP

3. ヤングケアラーの定義

令和６年（2024年）６月、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象に「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」としてヤングケアラーが明記されました。支援を必要とするヤングケアラーをよりよい支援に繋げていくために、市ではヤングケアラーを「合志市ヤングケアラー支援条例」において「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるおおむね18歳未満の子ども」と定義しています。

4. ヤングケアラーを取り巻く状況

（１）全国の現状と取組

国においては、令和２年（2020年）～令和４年（2022年）にかけて全国のヤングケアラーに関する実態調査が行われており、小学生（６年生）では6.5%、中学生（２年生）では5.7%がお世話をしている家族がいるという結果が示されています。

また、令和３年（2021年）５月にはヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告によって、福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーに早期に気付き適切な支援につなげるため、「１．早期発見・把握」「２．支援策の推進」「３．社会的認知度の向上」を取り組むべき施策としています。

加えて、令和６年（2024年）６月には子ども・若者育成支援推進法において「ヤングケアラーは国・地方公共団体が各種支援に努めるべき対象」として、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と明記されました。

（２）熊本県の現状と取組

熊本県においては、令和３年（2021年）～令和４年（2022年）にかけて県内の実態調査を実施しており、小学生（６年生）では6.3%、中学生（２年生）では3.3%がお世話をしている家族がいるという結果が示されています。

令和４年（2022年）７月から、熊本県ヤングケアラー相談支援センターを開設し、コーディネーターの配置による相談対応やピアサポート等の相談支援、オンラインサロンの設置・運営、関係機関等を対象とした研修会の開催などを実施し、ヤングケアラーへの支援を推進しています。

（3）合志市の現状

上記のような国・県の取組が進められるなか、合志市においても、要支援・要介護者数、障がい者数の増加や、ひとり親世帯、外国人人口や世帯数の増加など社会状況が変化しており、ケアを行うこどもが増加していることが懸念されます。また市では、令和６年度（2024 年度）に小学４年生から中学３年生までを対象とした実態調査を実施しました。（実態調査の結果詳細については 62 ページ参照）

①要支援・要介護者数の推移

要支援・要介護者数については、令和元年（2019 年）には 2,502 人という現状ですが、令和６年（2024 年）には 2,880 人となっており、378 人増加しています。

図１．合志市における要支援・要介護者の推移

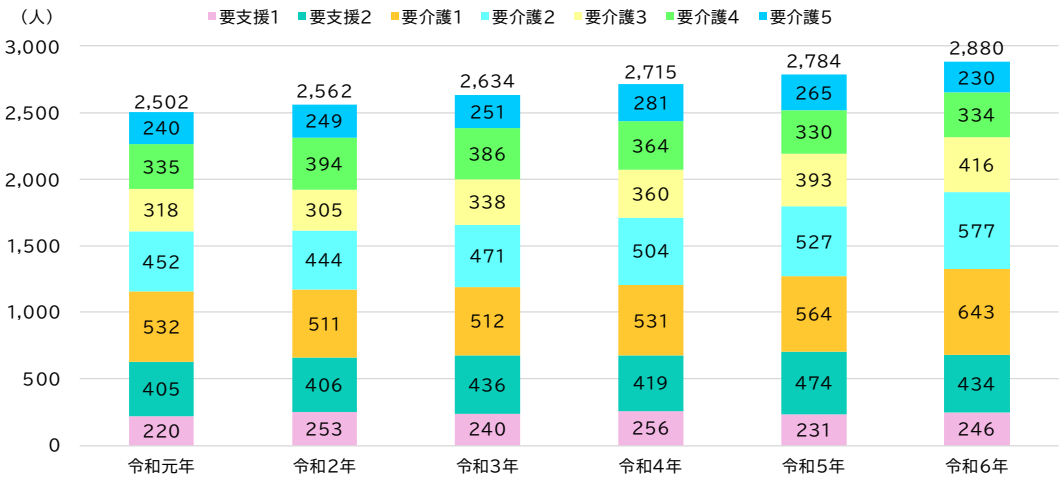

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（令和５年度、令和６年度は「介護保険事業状況報告（月報）」）

②障害者手帳所持者数と対人口比の推移

障害者手帳所持者数については、増加傾向で推移しており、平成 28 年度（2016 年度）の 3,240 人から、令和５年度（2023 年度）は 3,549 人と 309 人増加しています。

図２．合志市における障害者手帳所持者数の推移

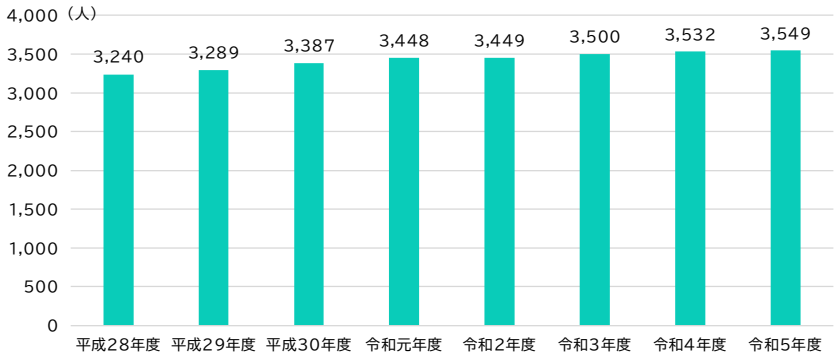

資料：第４期合志市障がい者計画

③母子・父子世帯数の推移（再掲）

母子世帯数（母子のみで構成される世帯）をみると、平成12年（2000年）ごろから増加傾向となり、その後急速に増加を続け令和２年（2020年）には444世帯となっています。父子世帯（父子のみで構成される世帯）については、直近では50世帯ほどで大きな増減は見られません。

図３．合志市における母子・父子世帯数の推移

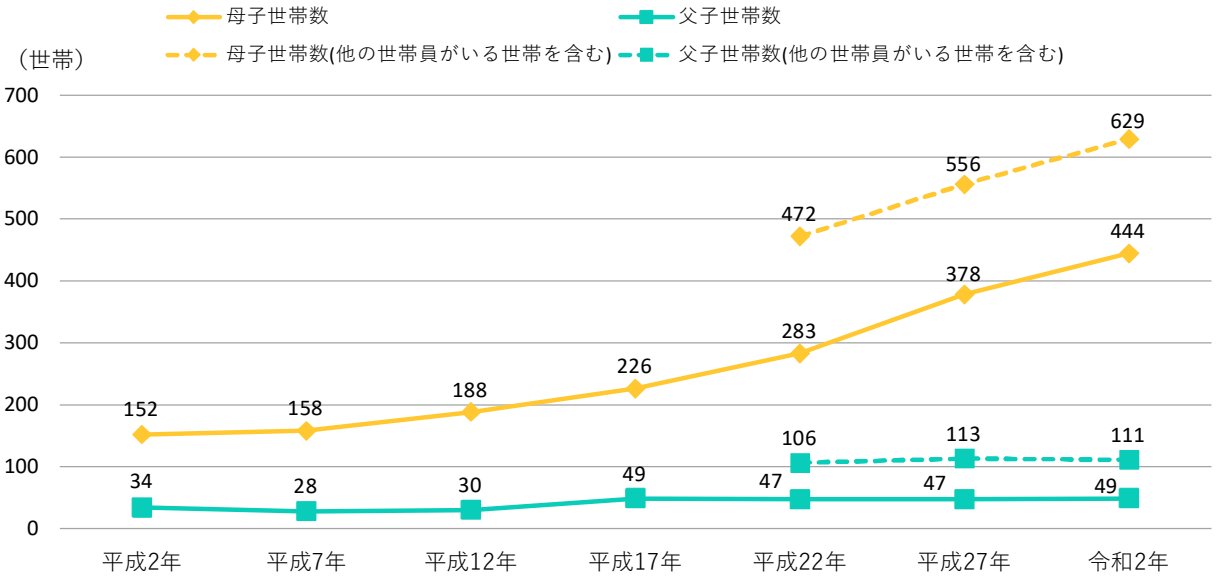

資料：国勢調査（各年 10 月１日現在）

※平成 22 年（2010 年）調査から、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の 20 歳未満のこども及び他の世帯員（20 歳以上のこどもを除く。）から成る一般世帯を含めた世帯を「母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）」としている。

④外国人及び外国人世帯の推移

外国人及び外国人世帯数の推移をみると、令和５年（2023 年）以降増加しており、令和６年（2024 年）には外国人人口が 587 人、世帯数が 491 世帯となっており、令和２年（2020 年）と比べて人口が 267 人、世帯数が 204 世帯増加しています。

図４．合志市における外国人及び外国人世帯数の推移

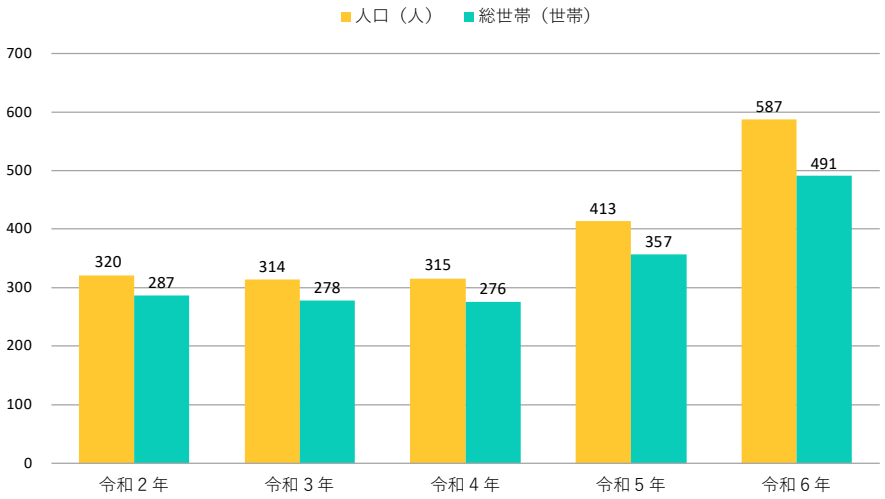

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

（４）課題点のまとめ

上述の現状及び実態調査の結果を踏まえ、本市のヤングケアラーを取り巻く現状及び課題を以下、整理します。

①関係機関と連携した早期把握の取組

家族の世話をしている小学生のなかで、特にきょうだいの世話をしている割合が７割程度と高いほか、両親の世話をしている割合も２～３割と高くなっています。中学生においてもきょうだいの世話をしている割合が高く、小学生・中学生ともに遅刻や早退・欠席など学校生活にも影響を与えています。そのため、学校をはじめ関係機関と連携した早期把握の取組を進めていくことが重要です。

②相談の場の整備と相談に関する周知・啓発

相談の経験については、相談した経験がある人は２割程度となっています。また、相談をしない理由については、誰かに相談するほどの悩みではないと考える人が多い現状ですが、誰に相談して良いか分からない、相談できる人がいない、話しにくいなどと考える児童・生徒も一定数いることや、相談しても変わらないと思うという悲観的な回答の割合も１割程度あることから、相談の場の必要性とともに、実際の相談例の紹介や相談しやすさを含めた、周知・啓発が必要です。

③子育て支援・介護サービス等の支援の充実

世話をしている家族がいる人の中には、時間的に余裕がなく、自分の時間が取れないことに悩みを抱えている人が一定数いることが明らかとなりました。世話を必要とする人自身に対するケアを充実させることで、必要な人へ支援を届けることが結果としてヤングケアラーの負担軽減につながると考えられるため、子育て支援や介護サービス等の支援が必要な人に行き届くよう、支援の充実が必要です。

④ヤングケアラーの認知度向上の取組

ヤングケアラーという言葉の認知度は、小学生・中学生ともに「聞いたことがない」が最も高い現状です。また、聞いたことがある人の中でも、内容についてもよく知っている人は全体の２割に満たず、認知度を高めていくことが必要です。

5. ヤングケアラー支援に関する基本理念と基本方針

上述の現状や課題点を踏まえ、本計画における基本理念と基本方針を以下のとおり設定します。

基本理念

だれもがこどもらしく　学び育ち
未来にむかうまち　こうし

基本方針①　ヤングケアラーの早期把握

基本方針②　ヤングケアラーと支援が必要な方への支援の推進

基本方針③　ヤングケアラーに関する広報・啓発

6. ヤングケアラー支援に関する具体的施策

基本方針に基づき、基本理念を達成するため、以下の具体的な取組を実施します。

取組	取組内容
ヤングケアラーの早期把握 【関係課】 こども家庭課、学校教育課	実態把握のためのアンケート等による調査を実施し、ヤングケアラーと思われるこどもの早期発見に努め、関係機関等と協働し必要な支援を行います。
支援体制の構築 【関係課】 こども家庭課、学校教育課	「合志市ヤングケアラー支援条例」に基づき、ヤングケアラーへの支援を推進するため、保護者、市民等、学校及び関係機関と連携を図ります。また、ヤングケアラーに関する情報の集約や関係機関等との連絡調整を通じて、必要に応じた支援を講じます。
ヤングケアラー世帯への訪問支援 【関係課】こども家庭課	支援を必要としている児童等がいる家庭に訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。
ヤングケアラーに関する周知啓発 【関係課】 こども家庭課、学校教育課	ヤングケアラーを早期把握し、必要な支援につなげていくためには、学校や関係機関の周囲の人々がヤングケアラーにいち早く気づくことが大切です。また、自身がヤングケアラーであると認識できていないこどもが、支援が必要であることに気づけるよう、リーフレットの配布・説明などを通して周知啓発に取り組みます。

取組	取組内容
支援が必要な人への情報提供の推進 【関係課】こども家庭課	ヤングケアラーの負担を軽減していくためには、支援が必要な人に対して、市が実施する支援を確実に届けていくことが必要です。関係機関と連携して、支援が必要な人への情報提供を推進します。
スクールソーシャルワーカーとの連携の推進 【関係課】学校教育課	学校に対し、会議等のなかで相談窓口となるスクールソーシャルワーカーの活用、各種相談機関との連携を推進します。

7. 支援に関する役割

計画を推進していくにあたっては、保護者・市民等・学校・関係機関の関係者が、ヤングケアラーについての理解を深め、また、それぞれの役割を理解し、積極的に参画し、連携していくことが必要です。以下に、それぞれの役割について記載します。

各関係者の役割

保護者の役割

・ヤングケアラーについての理解を深める。
・こどもの意見を尊重する。
・こどもの年齢や発達段階に応じた養育を行う。

市民等の役割

・ヤングケアラーへの支援の必要性についての理解を深める。
・ヤングケアラーとその家族が孤立しないように配慮する。
・市が実施するヤングケアラーに係る取組について協力する。

学校の役割

・市が実施するヤングケアラーに係る取組について積極的に協力する。
・ヤングケアラーと思われるこどもに対し、意向を尊重しながら教育や健康、生活環境の状況など支援の必要性を把握する。
・支援が必要なヤングケアラーの相談体制を確保し、相談しやすい環境づくりをする。
・市や関係機関と連携して相談しやすい環境づくりや適切な支援を行う。

関係機関の役割

・市が実施するヤングケアラーに係る取組について積極的に協力する。
・関わりがあるこどもがヤングケアラーと思われる場合に、意向を尊重しながら教育や健康、生活環境の状況など支援の必要性を把握する。
・支援が必要なヤングケアラーに対して、情報の提供や各関係機関への案内・取次ぎを行う。

市の役割

・上記の各関係者が円滑に連携できる体制づくりを行う。
・ヤングケアラーに関する情報の集約・調査、関係機関との連絡調整を行う。
・ヤングケアラーの実態を把握し、こどもの意向を尊重しながら相談に応じ、必要な支援を行う。

第７章 計画の推進に向けて

1. 計画の進行管理手法

本計画に基づく施策を推進するため、合志市子ども・子育て会議において、毎年度計画に基づく事業の実施状況について点検、評価を行います。事業の実施にあたっては、ＰＤＣＡサイクル（計画、実行、評価、改善）に基づく計画の推進に努め、施策の改善につなげます。

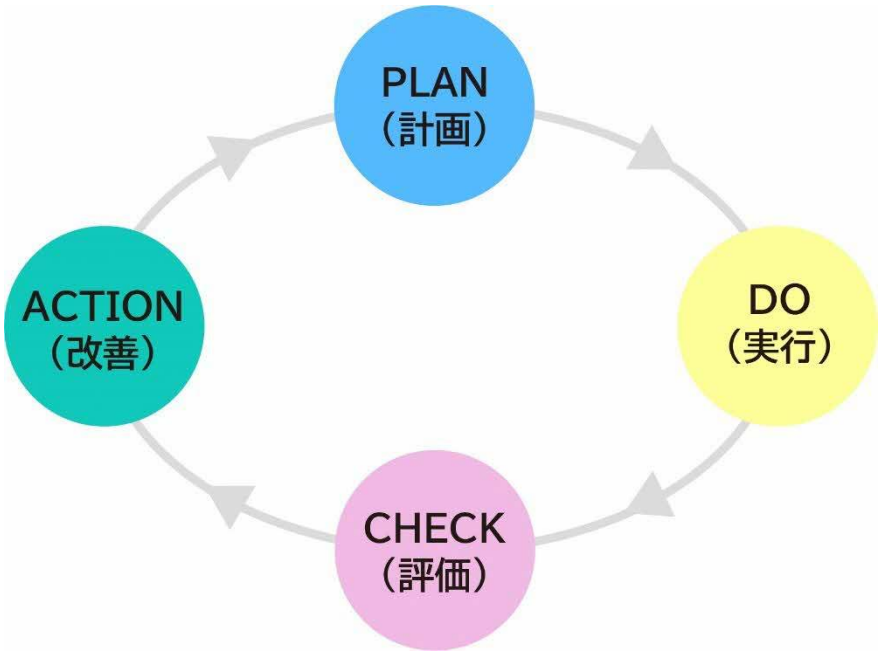

2. 市民や庁内及び関係機関等との連携

こども・若者・子育て世帯を社会全体で支援していくためには、行政だけでなく、家庭や地域、関係機関、事業者などを含めた社会全体が連携することが必要です。本計画の推進に当たっては、教育、保育、地域子ども子育て支援事業を行う事業者や学校及び各種関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、計画の推進、調整を行います。

あわせて、それぞれの立場の人々が、子育てやこどもの健全育成、若者の自立支援に対する役割や責務を認識し、本計画の基本理念のもと互いに協力しながら、支援に関わる様々な施策を計画的、総合的に推進します。

3. こどもの意見聴取について

こども基本法では、こどもが関わる幅広い分野の施策の推進において、こどもの意見を反映することが求められています。そのため、「市町村こども計画」にあたる本計画の推進にあたっても、こどもの意見聴取と施策への反映を推進します。

資料編

合志市ヤングケアラー支援条例

令和６年３月19日
条例第18号

（目的）

第１条　この条例は、ヤングケアラーへの支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに保護者、市民等、学校及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ヤングケアラーへの支援に関して基本となる事項を定めることにより、当該支援を総合的かつ計画的に推進し、もって社会全体で子どもの成長を支えるための環境づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）ヤングケアラー　家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるおおむね18歳未満の子どもをいう。

（２）保護者　子どもの養育についての第一義的責任を有する者をいう。

（３）市民　市内に居住し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。

（４）事業者　市内で事業を営み、又は活動する者及び法人又は団体をいう。

（５）市民等　市民及び事業者をいう。

（６）学校　市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する小学校、中学校、高等学校、高等専門学校及び特別支援学校をいう。

（７）関係機関　学校以外の介護、障がい者及び障がい児への支援、医療、教育、児童福祉等に関する業務を通じてヤングケアラーに関わる機関をいう。

（基本理念）

第３条　ヤングケアラーへの支援は、子どもがその発達段階に応じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、人間としての基本的な資質を養うことの重要性に鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。

２　ヤングケアラーへの支援は、市、保護者、市民等、学校及び関係機関がそれぞれの責務や役割を果たすとともに相互に協力しながら一体的に取り組まれなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、ヤングケアラーへの支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

２　市は、ヤングケアラーへの支援を推進するため、保護者、市民等、学校及び関係機関と連携しなければならない。

３　市は、ヤングケアラーに関する情報の集約、調査及び関係機関等との連絡調整を通じて、ヤングケアラーの実態を把握し、必要に応じた支援を講じなければならない。

（保護者の役割）

第５条　保護者は、基本理念にのっとり、ヤングケアラーについての理解を深め、子どもの意見を尊重しつつ、当該子どもの年齢及び発達段階に応じた養育に努めるものとする。

２　保護者は、本来大人が担うと想定される家事や家族等身近な者の世話等の責任を子どもに過度に負わせることのないよう、家庭が抱える困難に応じた助言、情報の提供その他の必要な支援を市、学校及び関係

機関に求めることができる。

（市民等の役割）

第６条　市民等は、基本理念にのっとり、ヤングケアラーへの支援の必要性について理解を深め、ヤングケアラー及びその家族が孤立することがないよう十分に配慮するとともに、市が実施するヤングケアラーへの支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

（学校の役割）

第７条　学校は、基本理念にのっとり、市が実施するヤングケアラーへの支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

２　学校は、ヤングケアラーと認められる子どもに対し、その意向を尊重しつつ、当該子どもの教育の機会の確保に係る状況、健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

３　学校は、支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に応じる体制を整備するとともに、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。

４　学校は、市及び関係機関と連携して相談しやすい環境づくり及び適切な支援に努めるものとする。

（関係機関の役割）

第８条　関係機関は、基本理念にのっとり、市が実施するヤングケアラーへの支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

２　関係機関は、関わりのある者がヤングケアラーであると認められるときは、当該ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、当該ヤングケアラーの健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

３　関係機関は、支援を必要とするヤングケアラーに対し、情報の提供、適切な他の関係機関への案内、取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（広報及び啓発）

第９条　市は、広報活動及び啓発活動を通じて、保護者、市民等、学校及び関係機関がヤングケアラーの置かれている状況及びその支援等に関する理解を深め、社会全体としてヤングケアラーへの支援が推進されるよう必要な施策を講じなければならない。

（早期発見）

第10条　市、学校及び関係機関は、ヤングケアラーを発見しやすい立場にあることを認識し、ヤングケアラーの早期発見に努めるものとする。

（推進計画）

第11条　市は、ヤングケアラーへの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

２　推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（１）ヤングケアラーへの支援に関する基本方針

（２）ヤングケアラーへの支援に関する具体的施策

（３）前２号に掲げるもののほか、ヤングケアラーへの支援に関する施策を推進するために必要な事項

３　市は、推進計画を策定し、又は見直しを行うに当たっては、あらかじめ、議会に助言を求めるものとする。

（財政上の措置）

第12条　市は、ヤングケアラーへの支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

（委任）

第13条　この条例に定めるもののほか、ヤングケアラー支援に必要な事項は、別に定める。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

合志市子ども・子育て会議条例

平成25年６月24日条例第19号

（目的）

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第１項の規定に基づき、合志市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　子育て会議は、法第72条第１項各号に掲げる事務を処理するものとする。

２　子育て会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて市長に意見を述べることができる。

（組織等）

第３条　子育て会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

（１）　子どもの保護者

（２）　子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者

（３）　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（４）　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

（５）　公募による市民

（６）　その他市長が必要と認める者

２　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第４条　子育て会議に、会長および副会長各１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

３　会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第６条　会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

（庶務）

第７条　子育て会議の庶務は、こども部こども未来課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年（2023年）３月17日条例第９号）

この条例は、令和５年（2023年）４月１日から施行する。

附　則（令和５年（2023年）12月19日条例第28号）抄

（施行期日）

１　この条例は、令和６年（2024年）４月１日から施行する。

合志市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和６年（2024年）４月１日～令和８年（2026年）３月３１日（２年間）

No.	役職	氏名	所属等	備考
1	１号委員	梶原　絵美	合志市認可保育園連盟 保護者会連絡協議会	
2	１号委員	永清　和寛	合志市 PTA 連絡協議会	
3	２号委員	福嶋　義信	合志中部保育園	合志市認可保育園連盟
4	２号委員	佐藤　諭美	杉並台幼稚園	市内幼稚園代表
5	２号委員	大山　寛	合志市小・中学校長会	
6	３号委員	後藤　真由美	チャイルドハウス ラビット元気の森園	市内認可外保育園代表
7	３号委員	吉満　勇介	NPO 法人ひかり園	市内地域型保育事業者代表
8	３号委員	林　省吾	合志市社会福祉協議会 （こども支援センター）	
9	３号委員	田中　秀和	合志市放課後児童クラブ 運営協議会	
10	３号委員	吉谷　花央梨	児童館児童厚生員	泉ヶ丘児童館
11	会長 ４号委員	山西　裕美	学識経験者	熊本学園大学 社会福祉学部　教授
12	副会長 ４号委員	坂本　みゆき	学識経験者	元市職員、保健師
13	５号委員	法上　史	一般公募	
14	５号委員	布野　里奈	一般公募	
15	６号委員	井形　京子	合志市ひとり親家庭 福祉協議会	
16	６号委員	森　涼子	合志市民生委員児童委員 協議会連合会	

合志市こども計画

令和７年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）

令和７年（2025年）３月

発　　行　熊本県合志市

企画・編集　合志市こども部こども未来課

〒861-1195　熊本県合志市竹迫2140番地